

自己点検・評価報告書（中間報告）

（2019（令和元）年度）

目 次

《全学自己点検・評価》

〔基準1〕 理念・目的	1
〔基準2〕 内部質保証	3
〔基準3〕 教育研究組織	7
〔基準4〕 教育課程・学習成果	9
〔基準5〕 学生の受入れ	18
〔基準6〕 教員・教員組織	21
〔基準7〕 学生支援	24
〔基準8〕 教育研究等環境	29
〔基準9〕 社会連携・社会貢献	34

《機関別自己点検・評価》

〔1〕 経済学部 点検・評価	37
〔2〕 法学部 点検・評価	41
〔3〕 経営学部 点検・評価	47
〔4〕 商学部 点検・評価	51
〔5〕 文学部 点検・評価	55
日本語学科	
日本文学文化学科	
英語英米文学科	
哲学科	
歴史学科	
環境地理学科	
ジャーナリズム学科	
〔6〕 ネットワーク情報学部 点検・評価	67
〔7〕 人間科学部 点検・評価	71
心理学科	
社会学科	
〔8〕 経済学研究科 点検・評価	75
〔9〕 法学研究科 点検・評価	79
〔10〕 文学研究科 点検・評価	81
〔11〕 経営学研究科 点検・評価	83
〔12〕 商学研究科 点検・評価	87
〔13〕 二部教育 点検・評価	91
〔14〕 全学カリキュラム関係 点検・評価	93

[15]	教育開発支援関係	点検・評価	97
[16]	資格課程	点検・評価	101
	教職課程		
	司書・司書教諭・学校司書課程		
	学芸員課程		
[17]	図書館	点検・評価	107
[18]	研究所	点検・評価	113
	社会科学研究所		
	会計学研究所		
	今村法律研究室		
	経営研究所		
	商学研究所		
	人文科学研究所		
	法学研究所		
	スポーツ研究所		
	情報科学研究所		
	自然科学研究所		
[19]	情報科学センター関係	点検・評価	135
[20]	入学試験関係	点検・評価	139
[21]	学生生活関係	点検・評価	143
	学生生活関係		
	学生相談室		
[22]	体育部関係	点検・評価	151
[23]	就職指導関係	点検・評価	155
[24]	国際交流関係	点検・評価	159
[25]	キャリアデザイン関係	点検・評価	165
[26]	社会知性開発研究関係	点検・評価	171
[27]	社会連携関係	点検・評価	175

全学自己点検・評価

基準 1 理念・目的

- (1) 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

1-1	学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的を適切に設定しているか。
<p>本学の 21 世紀ビジョン「社会知性 (Socio-Intelligence) の開発」の具体的な推進に向け、各学部は、学部・学科ごとに学則第 2 条の 2 において、各研究科は、専攻・課程ごとに大学院学則第 5 条の 2 において、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定めている。これらの目的は、高等教育機関の目的として適切である。</p>	
1-2	大学の理念・目的と学部・研究科の目的は、連関しているか。
<p>各学部・学科及び各研究科・専攻・課程の人材育成その他教育研究上の目的は、本学の 21 世紀ビジョン「社会知性 (Socio-Intelligence) の開発」すなわち「専門的な知識・技術とそれに基づく思考方法を核としながらも、深い人間理解と倫理観を持ち、地球的視野から独創的な発想により主体的に諸課題の解決に取り組んでいける能力」と連関している。</p>	

- (2) 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

1-3	学部においては、学部、学科ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的を適切に明示しているか。
<p>本学の目的は、学則第 1 条に明記し、大学院の目的は、大学院学則第 1 条に明記している。また、人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的については、チェック項目 (1-1) で記述したとおり、学則第 2 条の 2 及び大学院学則第 5 条の 2 において適切に明示している。</p>	
1-4	教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等を周知及び公表しているか。
<p>大学の理念・目的、学部・研究科の目的は、学則及び大学院学則を専修大学ホームページ (情報公開) において周知、公表している。また、学部・学科の目的は『学修ガイドブック』に、研究科・専攻・課程の目的は『大学院要項』にそれぞれ掲載し、学生及び教職員に対し周知している。</p> <p>ステークホルダーに対する周知の一例として、受験生に対しては、『入学ガイド』やオープンキャンパス等をとおして、学生のご父母・保護者に対しては、入学式や育友会支部懇談会、大学紹介 DVD、学内広報誌等をとおして周知している。</p> <p>本学では、「社会知性の開発」に基づく本学の教育・研究活動の理解促進を目的とした小冊子 (Si-report) を作成し、本学の理念・目的の理解向上に努めている。</p>	

(3) 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

1-5	大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。
<p>学校法人専修大学は、2016（平成 28）年度事業計画の策定時に、専修大学創立 140 周年・石巻専修大学創立 30 周年を迎える向こう 5 年間（2016（平成 28）～2020（令和 2）年度）については、『確たる大学基盤の整備』を事業推進の指針に据えて、7 つの事業領域（「教育」「研究」「学生支援」「グローバル」「入試」「社会連携」「経営・財務」）を中心に大学基盤の整備を進めることとした。以来、この指針に基づき、事業領域ごとに定めた中期的な到達目標を念頭に年度毎の事業計画を策定し、さらに事業年度終了後には事業報告により成果の確認と課題整理を行っている。</p> <p>2019（令和元）年度は、『確たる大学基盤の整備』を指針として事業を推進してから 3 年が経過することから、『中間評価』という位置付けで 2016（平成 28）年度から 2018（平成 30）年度までを総括した事業達成状況評価を行い、成果目標から見た現在の状況を指標に基づいて測ることで、事業の今後の見通しや改善の方向性等を検証することとした。また、事業達成状況評価は、データやエビデンスに基づいた事業評価を行うとともに、学校法人専修大学における新 5 か年計画策定に向けた論点整理を行い、今後の方向性を明らかにしていくことも主たる目的としている。</p>	

基準 2 内部質保証

(1) 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

2-1	<p>下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定と明示を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部質保証に関する大学の基本的な考え方 ・ 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担 ・ 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）
<p>内部質保証に関する大学の基本的な考え方については、「自己点検・評価等を適切に機能させることにより、本学が行う教育研究活動の質の向上を図り、本学の教育研究活動が一定の水準を満たすものであることを恒常的かつ継続的に自らの責任において説明し、及び証明すること」を、専修大学内部質保証推進委員会規程第2条において、本学における内部質保証として定義している。また、内部質保証推進委員会の権限及び役割、内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担についても、内部質保証推進委員会規程において明示している。</p>	

(2) 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

2-2	<p>内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織を整備しているか。</p> <p>内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織は、「専修大学内部質保証推進委員会規程」に基づき、「専修大学内部質保証推進委員会」を設置している。本委員会では、同規程3条のとおり、大学基準に基づく目標・計画等の設定及び推進、目標・計画等の適切性・有効性の検証、検証結果に基づく目標・計画等の改善及び向上を担う組織としている。また、PDCAサイクルを機能させるために、自己点検・評価に関する報告書等を活用することとしている。</p> <p>また、委員会内に「内部質保証推進委員会学部部会」及び「内部質保証推進委員会大学院部会」を設置することで、学部又は大学院固有の内部質保証に関する業務の迅速化を図ることとしている。</p>
2-3	<p>内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成は適切であるか。</p> <p>内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の構成員は、同規程第4条のとおり、学長、副学長、学部長、研究科長、法科大学院長、自己点検・評価委員会委員長、全学カリキュラム協議会議長、教育開発支援委員会委員長である。構成員は、全学的な教学マネジメントを担うメンバーであり、メンバー構成は適切である。また、前述した「内部質保証推進委員会学部部会」の構成員は、学部長会の構成員とし、「内部質保証推進委員会大学院部会」の構成員は、大学院委員会の構成員としており、こちらの構成員も適切である。</p>

(3) 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

2-4	<p>学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定の</p>
-----	---

	ための全学としての基本的な考え方を設定しているか。
	<p>本学は、教育目標として「社会知性 (Socio-Intelligence) の開発」を掲げ、「専門的な知識・技術とそれに基づく思考方法を核としながらも、深い人間理解と倫理観を持ち、地球的視野から独創的な発想により主体的に社会の諸課題の解決に取り組んでいける能力」の育成を目指している。本学における卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー) は、この「社会知性 (Socio-Intelligence) の開発」を具現化するために策定したものである。</p>
2-5	<p>内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組みは、有効に機能しているか。</p> <p>教育のPDCAサイクルを機能させる取り組みについて、全学的には内部質保証推進委員会が、自己点検・評価委員会が取りまとめた報告書等に基づき、目標・計画等の適切性・有効性の検証及び検証結果に基づく目標・計画等の改善及び向上を図ることとしている。なお、本サイクルについては、2019 (令和元) 年度からの体制であるため、取り組みの有効性については今後の評価となる。</p>
2-6	<p>学部・研究科その他の組織における点検・評価を定期的実施しているか。</p> <p>自己点検・評価委員会の下に、学部・研究科や組織ごとに「自己点検・評価実施委員会 (機関別実施委員会)」を設置し、2年周期で各機関の自己点検・評価活動を推進している。なお、内部質保証推進委員会が必要と認めた点検・評価項目を「重点項目」として位置付け、これに基づき各機関が「達成目標」「評価の視点」を設定することで、大学としての重点項目に焦点を当てた点検・評価活動としている。</p>
2-7	<p>学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上を計画的に実施しているか。</p> <p>2014 (平成 26) 年の大学評価において付された「点検・評価の結果、問題とされた事項について、大学全体としてこれを改善するための組織的な仕組みや体制は明確ではない」との指摘を受け、本学では、2019 (令和元) 年度より内部質保証システム体制を構築した。したがって、点検・評価結果に基づく改善・向上を計画的に実施することについては、今後の評価となる。</p>
2-8	<p>行政機関、認証評価機関等からの指摘事項 (設置計画履行状況等調査等) に対し、適切な対応をとっているか。</p> <p>第 2 期大学評価において付された努力課題に対し、改善状況を 2018 (平成 30) 年 7 月末日に、「大学評価に対する改善報告書」として提出した。その後受領した大学基準協会による検討結果では、「これらの努力課題を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んできたことが確認できた」と評価された。しかしながら、定員管理に関しては、引き続き改善に努められたいとの評価も受けていることから、引き続きの努力を重ねることとしたい。また、本学では、2019 (平成 31) 年度及び 2020 (令和 2) 年度に、新学部・新学科の設置を行うが、これに伴う「設置計画履行状況等報告」に関しても、真摯に取り組むこととしたい。</p>

2-9	点検・評価における客観性、妥当性は確保されているか。
<p>点検・評価における客観性及び妥当性の確保については、自己点検・評価委員会規程第17条第3項において、「学長は自己点検・評価の結果について、学外の有識者等に意見を求めることができる」と規定している。</p> <p>なお、本学では、内部質保証システムの客観性及び妥当性の向上を図ることを目的に、2020（令和2）年度から「専修大学自己点検・評価に関する外部評価委員会（仮称）」を学長の下に設置すべく準備を進めている。</p>	

- (4) 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

2-10	教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表は適切であるか。
<p>情報公開に関しては、「教育研究上の基礎的な情報」「教育研究上の情報」「事業計画・事業報告書」「学則」「修学上の情報等」「財務状況」ごとに大学ホームページを通して公開している。</p> <p>教育研究活動に関しては、大学が公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させるために、教育研究活動等の研究者情報を「専修大学研究者情報システム」で一元管理し、大学ホームページをとおして公表している。なお、専修大学研究者情報システムは、researchmapとの連携強化を図ることを目的に、2019（令和元）年度に全面的な更新を行った。</p> <p>自己点検・評価結果に関しては、2年に1度作成している『自己点検・評価報告書』の全文を、大学ホームページをとおして公表している。</p> <p>財務に関しては、2009（平成21）年度以降の「予算」「決算」「財産目録」「監査報告」を公表するとともに、直近年度の「財務状況および科目説明」「財務比率：経年推移表」「科目別構成グラフ」「学校法人会計の特徴や企業会計との違い」を掲載するといった工夫を行っている。</p>	
2-11	公表する情報は、正確かつ信頼できるものであるか。
2-12	公表する情報は、適切な頻度で更新しているか。
<p>上述した各種の情報は、定期的に更新を行っている。また、更新にあたっては、正確かつ信頼できる情報とすべく、細心の注意を払っている。</p>	

- (5) 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2-13	全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性について、定期的に点検・評価を行っているか。
2020（令和2）年度に検証を行う。	
2-14	適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価を行っているか。
2020（令和2）年度に検証を行う。	

2-15	内部質保証に関して、点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組みを行っているか。
2020（令和2）年度に検証を行う。	

基準3 教育研究組織

- (1) 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

3-1	大学の理念・目的と学部（学科）構成及び研究科（研究科または専攻）構成は適合しているか。
<p>本学は、1880（明治13）年、米国の教育制度にならい専門教育課程を組織的に日本語で教える「経済科」「法律科」を併設した「専修学校」が始まりである。「経済科」は日本で初めて作られた経済部門の高等教育機関であり、「法律科」は私学で最初に設けられた法学の高等教育機関である。</p> <p>本学では、基準1で示した理念・目的を踏まえ、その実現に必要な学部・学科・大学院研究科等の教育研究組織を編成している。また、専修大学学則にて、本大学の目的（学則第1条）を達成するための組織として学部及び学科の設置及び組織を規定し、専修大学大学院学則及び専修大学専門職大学院学則においても、目的を達成するための組織を設置する旨、規定している。</p>	
3-2	大学の理念・目的と附置研究所、センター等その他の施設の設置は適合しているか。
<p>本学では、専修大学学則第53条から55条において、図書館、研究所、その他の諸機関の付置を規定し、これに基づき教育研究活動を展開している。そのうち、専修大学学則第54条第2項に規定されている「社会知性開発研究センター」は、本学の21世紀ビジョンである「社会知性の開発」の観点から学術及び文化の諸領域にわたる研究プロジェクトが行う「社会知性の開発」に係る専門的、学際的及び総合的な研究並びにこれらに関する教育活動を推進し、もって社会の発展に寄与することを目的としたものであり、主な事業は、「調査研究及び研究プロジェクトの企画、実施及び発表に関すること」「調査研究の受託及び共同研究の推進に関すること」「国際機関、世界各地の大学及び研究機関との協力、提携及び交流に関すること」などである。</p>	
3-3	教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に配慮しているか。
<p>本学では、今後、本学が社会の多様な期待や要請に適切に応え、自律性に基づく多様化や個性化を推進していくためには、自らの責任において、社会や学生のニーズに対応した組織体制の見直しや教育内容の充実、教育方法の改善など、学部教育における組織改革と教育改革に格段の努力を注ぐことが重要であると考えている。このような高等教育を取り巻く社会環境の変化や学術研究の進展に伴う社会的な要請、進学希望者の動向などを十分に踏まえるとともに、特に、昨今の進学需要や人材需要の動向を見据えたうえで、本学では新学部・学科の設置を行っている。</p> <p>2019（平成31）年4月には、既設の経営学部における教育研究実績を基盤とする新たな教育研究の展開に向けて、経営学部ビジネスデザイン学科を設置するとともに、既設の文学部の人文・ジャーナリズム学科を発展的に改組して、その教育課程及び教員組織等をもとに、ジャーナリズム学科を設置した。</p> <p>2020（令和2）年4月には、日本語学科と異文化コミュニケーション学科からなる国際コミュニケーション学部を設置する。また、既設の経済学部の経済学科を発</p>	

展的に改組転換し、現代経済学科と生活環境経済学科を設置することとしている。

(2) 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

3-4	教育研究組織の適切性について、適切な根拠（資料、情報）に基づき定期的に点検・評価を行っているか。
2020（令和2）年度に検証を行う。	
3-5	教育研究組織に関して、点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組みを行っているか。
2020（令和2）年度に検証を行う。	

基準4 教育課程・学習成果

(1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

4-1	<p>課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表を行っているか。</p>
<p>学部・学科の卒業認定・学位授与の方針（以下、「学位授与方針」という。）は、大学の目的及び人材養成に関する目的その他教育研究上の目的に基づき、全学（学士課程全体）を設定するとともに、これを踏まえ学部・学科（学位）ごとに設定している。具体的には、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を「知識・理解」「関心・意欲・態度」「技能・表現」「思考・判断」として明示している。</p> <p>研究科・専攻・課程の学位授与方針についても、大学院の目的及び人材養成に関する目的その他教育研究上の目的に基づき設定している。</p> <p>学位授与方針は、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針とともに「三つのポリシー」として、大学ホームページをとおして公表している。また、学部においては『学修ガイドブック』、大学院においては『大学院要項』を学生に配付することで、学生が容易に情報を得られるよう配慮している。</p>	

(2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

4-2	<p>「教育課程の体系、教育内容」「教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等」を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表を行っているか。</p>
<p>学部・学科の教育課程の編成・実施方針についても、全学（学士課程全体）を設定し、これを踏まえ学部・学科（学位）ごとに設定している。各学部・学科の教育課程の編成・実施方針は、原則として「教育課程」「学位授与の方針を踏まえた教育課程編成の方針」「学位授与の方針を踏まえた教育課程実施の方針」「教育内容・方法」「学修成果の評価方法」の各区分で構成し、教育課程の編成及び実施に関する基本的な考えを明確に示している。</p> <p>研究科・専攻・課程の教育課程の編成・実施方針は、原則として「教育課程の編成／教育内容・方法」及び「学修成果の評価方法」の区分で構成し、学部・研究科同様に教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方を明確に示している。</p> <p>教育課程の編成・実施方針は、学位授与方針、入学者受入れの方針とともに「三つのポリシー」として、大学ホームページをとおして公表している。また、学部においては『学修ガイドブック』、大学院においては『大学院要項』を学生に配付することで、学生が容易に情報を得られるよう配慮している。</p>	
4-3	<p>教育課程の編成・実施方針と学位授与方針は、適切に関連しているか。</p>
<p>学部・学科、研究科・専攻・課程ともに、教育課程の編成・実施方針の「学修成果の評価方法」において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明示することで、学位授与方針との関連を図っている。</p> <p>また、学部・学科の教育課程の編成・実施方針に「学位授与の方針を踏まえた教育課程編成の方針」及び「学位授与の方針を踏まえた教育課程実施の方針」の区分を設けることで、両者の関係をより明確に示している。</p>	

- (3) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

4-4	教育課程の編成・実施方針と教育課程は整合しているか。
<p>教育課程は、教育課程の編成・実施方針の「教育課程」「教育内容・方法」において整合しており、それに基づく「学位授与の方針を踏まえた教育課程編成の方針」と「学位授与の方針を踏まえた教育課程実施の方針」とを明示している。</p>	
4-5	教育課程の編成にあたっては、順次性及び体系性を配慮しているか。
<p>学部の教育課程は、順次性及び体系性に配慮して「全学カリキュラム協議会」が策定した、「転換・導入科目」「教養科目」「外国語科目」「専門科目」の4つの科目区分で編成し、教育課程の編成・実施方針と連関している。</p> <p>各学部の「専門科目」においても、基礎から応用・発展的内容へ段階的に学ぶことができるよう教育課程を編成しており、学習の順次性に配慮して年次配当を行っている。</p> <p>また、全学的に実施している科目ナンバリングによっても、順次性及び体系性を明確なものにしている。</p>	
4-6	単位制度の趣旨に沿った単位の設定を行っているか。
<p>本学では、大学設置基準第21条に定められた単位制度の趣旨に基づき、学則第6条において「講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする」「実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする」等と規定している。これに基づいて、各授業科目の単位を適切に設定している。</p>	
4-7	個々の授業科目の内容及び方法は適切であるか。
<p>個々の授業科目の内容及び方法は、学則第5条第1項（授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする）に従い、教育課程の編成・実施方針に基づいて実施している。具体的には、知識の理解を目的とする教育内容は、講義形式を中心とした授業形態を採るとともに、態度・志向性及び技能の修得を目的とする教育内容は、演習形式による授業形態を採ることとし、理論的な知識や技能を実務に応用する能力を身に付けることを目的とする教育内容は、実習形式や実践形式を交えた授業形態を採ることとしている。</p> <p>大学院研究科においては、大学院学則第6条に基づき、授業科目の授業及び研究指導により教育を行っており、授業科目の授業は、講義、演習、実験、実習又はこれらの併用によって行うものとするとしている。</p>	
4-8	授業科目の位置づけ（必修、選択等）は適切であるか。
<p>授業科目の位置づけ（必修、選択等）は、学則第5条の5第1項において「転換・導入科目」「教養科目」「外国語科目」「専門科目」ごとに卒業要件単位数を設定している。専門科目については、教育課程の編成・実施方針において学部・学科ごとに「科目群」「履修モデル」等を提示し、併せて、必修科目、選択科目の別も提示している。</p> <p>大学院研究科においては、大学院学則第6条第3項において提示している。履修</p>	

<p>にあたっては、研究科、専攻、課程ごとに示した主要科目の中から1特論科目（特研科目）を選択し、これを学生の専修科目とするとしている。</p>	
4-9	<p>初年次教育、高大接続への配慮を行っているか。</p> <p>初年次教育・高大接続への配慮として、本学では、教育課程の科目区分に「転換・導入科目」を設けている。その中の科目のひとつである「専修大学入門ゼミナール」は、「大学で学ぶことの意味を充分理解する」「専修大学の歴史を学び、専修大学で学修することの意義を理解する」「大学で学ぶための基本的な技法（アカデミックスキル）を修得し、実践することができる」を到達目標としている。</p> <p>アカデミックスキルの修得に関しては、シラバスにおいて「講義でのノートのとり方」「資料の収集方法」「報告の方法（レジュメの作成方法）」「討論の方法」「論文（レポート）の書き方」など、大学における学修の方法の習得としている。</p> <p>「転換・導入科目」は、「専修大学入門ゼミナール」以外にも、本学の21世紀ビジョンである「専門的な知識・技能とそれに基づく思考方法や地球的視野からの視点」を持つための基礎となる内容を学修すると同時に、大学で学ぶときだけでなく、生涯学ぼうと社会においても必要とされる基礎的な力を身に付けるために、中央教育審議会答申などで指摘されている「学士力」を意識した科目として、「キャリア入門」「あなたと自然科学」「データ分析入門」等を置き、初年次教育を行っている。</p> <p>「専修大学入門ゼミナール」では、全学部共通のテキストとして、本学出版企画委員会が発行する『新・知のツールボックス』を利用している。なお、本書は、新入生全員に配付しているほか、他大学においても教材として活用されている。</p>
4-10	<p>教養教育と専門教育の適切な配置を行っているか。</p> <p>教養教育については、科目区分「転換・導入科目」「教養科目」「外国語科目」に、専門教育については、科目区分「専門科目」に、それぞれ順次性及び体系性に配慮して適切に配置している。</p> <p>「教養科目」は、「人文科学基礎科目」「社会科学基礎科目」「自然科学系科目」「融合領域科目」「保健体育系科目」から構成している。これらの科目は、各学部・学科の専門教育を相対化し、専門教育の範囲を超えた広い領域の知識・技能を学び、異なる視点から問題にアプローチすることを目的としている。「人文科学基礎科目」「社会科学基礎科目」「自然科学系科目」では、特に、文化・歴史・社会、自然など幅広い教養を身に付けることを目的にしている。これらの科目は、学部・学科を超えた普遍性の理解を基本理念とし、多面的なものの見方の基礎を養成することとしている。</p> <p>「融合領域科目」は、基礎的な知識や技能を背景として、専門教育以外の異なる視点からの総合的な学習経験と創造的思考力の涵養を目指すものである。</p> <p>「保健体育科目」は、自身の健康やスポーツへの理解を深める目的にとどまらず、自己管理能力やチームワークなども養成する目的を有している。</p>
4-11	<p>コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮を行っているか。</p> <p>コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮については、各研究科ともにコースワークとして特殊講義の科目群とリサーチワークとして演習を中心とした論文指導があり、例えば、リサーチワークとして修士課程において「演</p>

習」を8単位以上、博士課程において「演習」を12単位以上の修得を必修とするなどして、適切な組み合わせとしている。	
4-12	学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に行っているか。
学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育として、科目区分「転換・導入科目」に「キャリア入門」を配置し、1年次生全員が履修することとしている。本科目では、「キャリアを理解するための基礎知識」「環境を理解する」「自分を知る」「キャリアデザインに必要な力」を習得することで、「意思疎通能力」「決断力・行動力」「振り返る力」の必要性を理解し、自らのキャリアを計画立てることを到達目標としている。また、科目区分「教養科目」には、「キャリア科目1」及び「キャリア科目2」を2・3・4年次配当の授業科目として配置している。	

(4) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

4-13	各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置は適切であるか。 (1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等)
<p>単位の実質化を図るための措置としては、「大学設置基準」「大学院設置基準」の趣旨に基づき、学士課程については各年次における1年間の履修登録単位数の上限数を50単位未満に設定している(資格課程関連科目を除く)。また、各学期の授業期間を15週に設定し、卒業要件単位は、各学部・学科ともに124単位としている。これらの情報は、『学修ガイドブック』に記載し、学生に対し周知している。</p> <p>その他の単位の実質化を図るための措置について、教育課程上の配慮としては、基礎から基幹へと体系的な学習が可能となるように配当年次を設定し、特定の学年や学期において偏りのない履修登録ができるように配慮した内容となっている。</p> <p>大学院研究科(修士課程・博士後期課程)においては、履修上限単位を設けていないが、大学院学則第6条第3項において、修士課程では、「授業科目は、30単位以上を履修しなければならない」と規定し、博士後期課程では、「授業科目は16単位以上を履修しなければならない」としている。これらの情報は、『大学院要項』に記載し、学生に対し周知することで、適切な履修を促している。</p>	
4-14	授業及び授業時間外に、必要な学生の学習を活性化し効果的な教育を行うための工夫を行っているか。
<p>授業において必要な学生の学習を活性化し効果的な教育を行う工夫について、本学では、全学的に導入しているリアルタイムアンケートシステムのresponを活用し、履修者数に関わらず双方向型の授業が可能な環境となっている。</p> <p>また、授業時間外では、シラバスに予習・復習の内容及びそれに必要な時間を明記するとともに、LMS(CoursePower)を活用し、事前の資料配布や課題の提出なども行い、学生の学習を活性化している。</p>	
4-15	シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等)を適切に行っているか。
本学のシラバスは、全学統一のフォーマットにより作成している。シラバスには、	

<p>「到達目標」「講義概要」「講義計画（講義のテーマ、概要、予習・復習の内容及びそれに要する時間などを記載）」「課題に対するフィードバックの方法」「教科書・参考書」「成績評価方法・基準」「履修上の留意点」を必須項目としている。この他、担当教員へのアクセスを任意項目としている。これにより、学生が授業のための事前の準備や事後の展開などを行うことができる授業の工程表として機能するような内容となっている。</p> <p>加えて、2020（令和2）年度からは、新たに「卒業認定・学位授与方針との関連」を必須の項目として設けることで、当該授業科目と卒業認定・学位授与の方針との関連性を明確にすることを予定している。</p> <p>シラバスの作成に際しては、教育開発支援委員会が作成した「講義要項（シラバス）執筆要領」が全学カリキュラム協議会に提示される。その後、各学部のカリキュラム委員会（又は教務委員会）において必要に応じて加筆・修正を行ったうえで、各授業科目担当者に配付し、シラバスの作成を依頼している。</p> <p>なお、2020（令和2）年度のシラバス作成にあたっては、教育開発支援委員会から各学部に対し、各学部で作成を依頼する際に、専任教員を対象としたシラバス作成方法についてのFD研修を実施するよう依頼した。また、講義要項（シラバス）の記載内容が適正であるかといった観点から、担当教員以外の第三者による組織的なチェックの検討を依頼している。</p>
<p>4-16 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法は適切であるか。</p> <p>学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法について、各学部の教育課程編成・実施の方針において、「学生の能動的な学修への参加を促すことから、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等をはじめとする教授方法を取り入れることによる能動的学修を導入します」と明示している。</p> <p>また、4-14において明記したとおり、授業において必要な学生の学習を活性化し効果的な教育を行う工夫について、本学では、全学的に導入しているリアルタイムアンケートシステムのresponを活用し、履修者数に関わらず双方向型の授業が可能な環境となっている。</p>
<p>4-17 授業形態に配慮した1授業あたりの学生数は適切であるか。</p> <p>講義形式は最大300名程度、演習形式は学生数に一定の制限を設け、原則として最大50名程度、実験・実習形式は原則として10名程度としており、授業形態に配慮した1授業あたりの学生数として適切である。</p>
<p>4-18 適切な履修指導を行っているか。</p> <p>本学では、授業を受ける学生に対して、教員が相談に応じるオフィスアワーを設けることにより、きめ細やかな教育指導を行う体制を整えるとともに、年度初めに学年別の履修ガイダンスを実施したうえで、学生の履修科目の選択に関する助言を行う専門的な職員を配置し、個別の履修相談に応じるなど、学生の履修指導体制を整備している。</p> <p>本学では、学籍番号区分によるクラス担任制度を採用し、特に初年次におけるきめ細やかな教育指導を行っている。</p> <p>成績不良者に対しては、個人面談の機会を設けることや必修科目であるゼミナー</p>

ルや実習授業を介して科目担当者より適宜個別指導を行っている。	
4-19	研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導は適切であるか。
研究指導計画の明示とそれに基づく研究指導について修士課程に関しては、2年間の概ねの研究スケジュールを大学院要項及び大学院 HP にて公表している。博士後期課程に関しては、大学院要項に概ねの研究スケジュールを明示し、個々の学生の研究進捗をふまえ、指導教授と学生が相談したうえで、具体的な年間スケジュールを設定している。	

(5) 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

4-20	単位制度の趣旨に基づく単位認定を行っているか。
単位制度の趣旨に沿って、専修大学学則第6条において、「講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする」「実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする」等を規定し、同学則第17条に基づいて、単位認定を行っている。また、各学部においても『学修ガイドブック』において、単位制度の意義や単位の考え方と算定基準という2つの側面から学生に周知している。	
4-21	既修得単位の適切な認定を行っているか。
他大学で修得した単位や入学前に修得した単位の認定に関しては、大学設置基準に基づき適切に行っている。なお、学部・学科においては、2020（令和2）年4月に改正される学則第5条の4に規定しており、同条第3項において、学生が編入学、学士入学及び転部科をした場合を除き、60単位を超えないものとする規定している。また、大学院研究科においては、大学院学則第6条の2及び第6条の4において、10単位を超えない範囲で、これを課程修了に必要な単位として認定することができる規定している。 既修得単位の認定にあたっては、単位制度の趣旨に基づいて授業内容・時間等を確認し、カリキュラム委員会（教務委員会）、教授会の議を経て厳正に行われている。	
4-22	成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置を講じているか。
成績評価の客観性を担保するための措置として、本学（学士課程）では、GPA制度を導入している。具体的には、学則第17条第2項において、試験の成績は、100点満点とし、60点以上を合格とし、60点未満を不合格とするとしている。また、成績評価の細分は、定期試験規程第11条において規定しており、成績評価の区分に応じてグレード・ポイントを付与し、GPAを算出している。なお、これらの内容は、履修ガイダンスをとおして学生に対し周知しているほか、『学修ガイドブック』にも情報を掲載している。 大学院研究科においては、大学院学則第6条の9において90点以上を「A+」、80点以上を「A」、70点以上を「B」、60点以上を「C」、60点未満を「F」とする。この場合において、60点以上を合格とし、60点未満を不合格とするとしている。 成績評価の厳格性を担保するための措置として、本学（学士課程）では、各授業科目のシラバスに「到達目標」「授業計画」「成績評価の方法及び基準」を明示し、	

<p>これに基づいて厳格な成績評価を行っている。</p> <p>学生からの成績評価に関する疑義の申し立てに対しては、カリキュラム委員会（教務委員会）が中心になって対応することで厳格性を担保している。</p>	
4-23	<p>卒業・修了要件を明示しているか。</p> <p>学位授与に関しては、各学部・学科、研究科・専攻・課程ごとに定めた「学位授与方針」を踏まえ、学則第 18 条、大学院学則第 11 条及び学位規程に明示し、適切に授与されている。</p> <p>学部・学科の卒業要件は、学生に配付する『学修ガイドブック』にあらかじめ明記するとともに、大学ホームページにおいても公表している。</p> <p>研究科・専攻・課程の修了要件についても、学生に配付する『大学院要項』に明記している。また、『大学院要項』には、研究科ごとの「修士論文審査基準」及び「博士論文審査基準」を明記するとともに、学位授与までの諸手続きを明記し、学生に周知している。</p>
4-24	<p>学位論文審査がある場合、学位論文審査基準を明示しているか。</p> <p>学位論文審査基準の明示については、前項（4-23）で記述のとおり、『大学院要項』に研究科ごとの「修士論文審査基準」及び「博士論文審査基準」を明記し、学生に周知している。</p>
4-25	<p>学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置を講じているか。</p> <p>学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置に関して、各研究科の取り組みは以下のとおりである。</p> <p>経済学研究科では、論文の主査、副査以外も参加する審査委員会を設置し、最終口述試験を実施している。法学研究科修士課程における学位審査は、指導教授を主査とし、審査対象となる学位請求論文に関連する授業科目担当教員を副査として、学位請求論文の審査と、学位請求論文を中心とした試問の方法によって行われる最終試験からなる。論文審査と最終試験の結果は、法学研究科委員会で審議される。このような複数人による審査と法学研究科委員会の審議を行うことにより、修士（法学）の学位の審査と修了認定には、客観性と厳格性が確保されと考えられる。また、博士後期課程における学位審査は、指導教授を主査とし、学位請求論文に関連する授業科目の担当教員 2 名を副査として、学位請求論文の審査と、学位請求論文を中心とした口頭試問により行われる最終試験からなる。最終試験では、筆答試問を併せて行う場合がある。学位請求論文やその審査結果等を、法学研究科の委員の閲覧に供したのち、審査と最終試験の結果が法学研究科委員会で審議される。このような複数人が関与する手続きにより、博士（法学）の学位の審査と修了認定の客観性と厳格性が確保されと考えられる。文学研究科では、各専攻で公聴会等の発表機会を設け、研究科委員会で最終審査を実施している。経営学研究科では、学位審査において、学位請求論文研究発表会を行い、3 名以上の審査委員によって審査を行い、研究科委員会にて報告、審議のうえ、認定するという手続きをとっており、この手続きによって客観性及び厳格性を確保している。くわえて博士論文においては、予備論文の審査を研究科独自で設定し、学位審査の客観性及び厳格性の担保を図っている。商学研究科では、大学院要項のなかで論文審査基準を明示するとともに</p>

に、「商学研究科課程博士論文に関わる申し合わせ事項」として、論文の提出、受理、審査に関する取り決めに周知している。	
4-26	学位授与に係る責任体制及び手続を明示しているか。
学位授与に係る責任体制及び手続は、学則第 18 条、大学院学則第 11 条及び学位規程において規定し、これに基づき各学部教授会規程及び各研究科委員会規程を定めている。	
4-27	適切な学位授与を行っているか。
適切な学位授与に関しては、学則第 18 条、大学院学則第 11 条に基づき、各学部教授会規程及び各研究科委員会規程にしたがって、教授会及び大学院研究科委員会において審議し、適切に行っている。	

(6) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

4-28	各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定を行っているか。
本学では、アセスメント・テスト「GPS-Academic」を全ての学部学生対象に実施している。これの実施結果については、教育開発支援委員会及び教務課 IR 担当が協働で分析を行い、その分析結果は、内部質保証推進委員会 学部部会において報告されている。分析の内容には、アセスメント・テストのスコア GPA との相関の検証や、学位授与方針の検証などが含まれている。	
4-29	学習成果を把握及び評価するための方法（例：「アセスメント・テスト」「ルーブリックを活用した測定」「学習成果の測定を目的とした学生調査」「卒業生、就職先への意見聴取」）の開発を行っているか。
学習成果を把握及び評価するための方法として、本学では、学内で開発したものではないが、前述のとおりアセスメント・テスト「GPS-Academic」を全ての学部学生対象に実施している。「GPS-Academic」では、学生の「思考力」「姿勢・態度」「経験」の測定に加え、アンケートとして「力を入れたいこと」「学修状況・授業満足度」「進路意識」についても確認しており、教育開発支援委員会及び教務課 IR 担当が学修成果について分析を行っている。	

(7) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

4-30	教育課程及びその内容、方法に関して、適切な根拠（資料、情報）に基づき点検・評価を行っているか。
本学では、全学カリキュラム協議会が中心となって、各学部等でカリキュラム・マップを作成している。カリキュラム・マップは、各授業科目と学位授与方針との関連を示したものであるため、完成後には、そのカリキュラム・マップを中心に、授業評価アンケートの結果等も活用して、教育課程及びその内容、方法に関する点検・評価を行う予定としている。	

4-31	教育課程及びその内容、方法に関して、点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組みを行っているか。
<p>教育課程及びその内容、方法についての点検・評価を行った後、その結果を活用して、カリキュラム委員会を中心に改善・向上に向けた検討の実施を計画している。</p> <p>具体的には、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の検証と必要に応じた修正を行ったうえで、教育課程の改善に取り組むことを考えている。</p>	

基準5 学生の受入れ

(1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

5-1	学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表を行っているか。
<p>本学では、学位授与方針及び教育課程編成・実施の方針を踏まえ、入学者受入れの方針を定め、大学ホームページ、入学試験要項などにおいて公表している。</p>	
5-2	「入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像」「入学希望者に求める水準等の判定方法」を踏まえた学生の受け入れ方針を設定しているか。
<p>本学（学士課程）全体の入学者受入れの方針は、本学の教育目標である「社会知性（Socio-Intelligence）の開発」に向けた教育を行うために、多様な入学者選抜の方式により、大学入学までの教育課程において「本学での学修の基礎となる知識・技能」「社会の諸課題の解決に取り組むための思考力やコミュニケーション能力」「主体性を持って社会知性の開発を目指す態度」の各能力を身に付けている人材を求めているとしている。</p> <p>各学部・学科の入学者受入れの方針も、上述した学士課程全体の入学者受入れの方針に基づき策定されており、その中において入学前の学習歴、学力水準、能力等を明記している。</p>	

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

5-3	学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度を適切に設定しているか。
<p>本学では、入学者受入れの方針を踏まえ、多様な入学者選抜を設けている。選抜方法・選考方法を多様化し、個々の受験生の長所である能力・適性等を多面的に評価することで、求める学生を適切に見出し、様々な学生を入学させて大学教育を活性化させることとしている。</p> <p>学部の入学試験は、「一般入試」「A0入試」「推薦入試」に大別されるが、一般入試（一般入学試験及び大学入試センター試験利用入学試験）によって入学した学生の学力は、大学教育を学ぶに必要な学力を満たしていると評価し、「知識・技能」を中心とした「学力」を測ることとし、一般入試については、学力の3要素のうち「知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力」を評価する。</p> <p>一方で「A0入試」及び「推薦入試」については、学力の3要素のうち「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」の能力判定に力点を置いた評価としている。</p>	
5-4	入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制を適切に整備しているか。
<p>本学では、全学的に学部の入学試験制度及び方法に関する諸施策を立案し、入学試験を実施する機関として「入学試験委員会」を置いている。毎年度の入学試験日程、入学試験実施要項は、入学者受入れの方針に基づき入学試験委員会で策定し、各学部教授会の承認により決定する。</p> <p>事務組織としては、入学センター入学課を置き、入学試験にかかわる全ての広報</p>	

活動及び入学試験実施を担当している。	
5-5	公正な入学者選抜を行っているか。
<p>入学試験実施にあたっては、「監督要領」を作成し、監督者に対し周知・徹底を図っている。</p> <p>公平性を担保する取組みとして、記述採点及び合否判定時においては、氏名を隠すなど、個人が特定できないよう配慮している。</p> <p>一般入学試験の試験問題は、入学試験委員会の下に各教科・科目にかかわる各学部の専任教員による出題者会議が年度ごとに組織し出題する。問題の質に関しては、各教科・科目ごとに出題の適否の評価・調整し、毎年度入学試験が終了した時点で出題責任者懇談会を開催し、点検している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合否判定ミス防止に関する記述 ・第三者機関への入試問題のチェックに関する記述 	
5-6	社会人、帰国生徒及び外国人留学生の受け入れなど、入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施しているか。
<p>本学では、身体の障がい等により、受験上特別の配慮を必要とする場合は、出願に先立って問合せを行うよう、入学試験要項にその旨を明記している。これにより、受験だけでなく修学していくうえでも、可能な限り配慮するようにしている。</p> <p>学部入学試験では、日本の国籍を有する方、または日本国の永住許可を得ている方で、海外修学経験者を対象に「帰国生入学試験」を実施している（実施学部：経済学部、文学部、人間科学部、国際コミュニケーション学部）。また、外国籍を有する方で出願条件を満たしている方を対象に「外国人留学生入学試験」を実施している（実施学部：全学部）。</p> <p>大学院入学試験では、「社会人入学試験」「外国人留学生入学試験」を実施するなどして、合理的な配慮を行っている。</p>	
5-7	<学士課程>入学定員に対する入学者数比率は適切であるか。
<p>本学の入学定員及び収容定員は、大学設置基準に基づき、教員組織、校地・校舎等の施設・設備その他教育上の諸条件を総合的に考慮して、適切に設定している。また、収容定員の管理については、毎年度、定員超過率等を勘案し、学部長会及び教授会において入試判定数を定めており、これに基づき適正な合否判定を行っている。</p> <p>なお、2019（令和元）年度における入学定員に対する入学者数比率は、学部全体で1.00（一部：1.01、二部：0.90）であり、概ね適正範囲内と言える。学科ごとに見ても、一部（昼間部）においては、0.96～1.15に収まっており、二部（夜間部）においては、0.82～0.97に収まっており、こちらも適正範囲内と言える。なお、過去4年間を見ても、1.18→1.12→1.11→1.00と1.00に近づいている状況が見取れる。</p>	
5-8	<学士課程>収容定員に対する在籍学生数比率は適切であるか。
<p>2019（令和元）年度における収容定員に対する在籍学生数比率は、学部全体で1.12（一部：1.13、二部：1.00）であり、適正範囲内と言える。学科ごとに見ても、一部（昼間部）においては、1.09～1.21に収まっており、二部（夜間部）においては、</p>	

0.97～1.05 に収まっており、こちらも適正範囲内と言える。なお、過去4年間を見ても、1.19→1.18→1.15→1.12 と 1.00 に近づいている状況が見て取れる。	
5-9	<p><学士課程> 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応は適切であるか。</p> <p>収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応のひとつとして、繰上合格制度が挙げられる。本制度の導入により、仮に入学定員が未充足となった場合においても、繰上合格を行うことで、定員充足を図ることが可能としている。また、在籍学生数の適切な管理という観点から見ると、退学・除籍者の抑制を図るといった目的から、本学では転部科試験の実施や低単位修得者への対策等を行っている。</p>
5-10	<p><修士課程・博士後期課程> 収容定員に対する在籍学生数比率は適切であるか。</p> <p>2019（令和元）年度における収容定員に対する在籍学生数比率（修士課程）は、全体で 0.55 である。また、研究科別に見ると、経済学研究科 0.40、法学研究科 0.28、文学研究科 0.63、経営学研究科 0.35、商学研究科 1.04 であり、商学研究科を除いて定員未充足の状態となっている。また、博士後期課程では、いずれの研究科も定員未充足となっている。</p>

(4) 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

5-11	<p>学生の受け入れに関して、適切な根拠（資料、情報）に基づき点検・評価を行っているか。</p> <p>2020（令和2）年度に検証を行う。</p>
5-12	<p>学生の受け入れに関して、点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組みを行っているか。</p> <p>2020（令和2）年度に検証を行う。</p>

基準6 教員・教員組織

(1) 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

6-1	各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等、大学として求める教員像を設定しているか。
6-2	各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等が明示された各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を定めているか。
2019（令和元）年度現在、大学全体として求める教員像の明確な設定は行われていない。大学全体として求める教員像及びこれに基づく各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を早急に設定する必要がある。	

(2) 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

6-3	大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数は適切であるか。
大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数については、今後、基礎要件確認シート「14. 設置基準上必要専任教員数の充足」を作成したうえで、法令要件を満たしていることを確認する。また、大学基礎データ「(表1) 組織・設備等」を作成し、専任教員一人あたりの在籍学生数が60名以下であることも併せて確認する。	
6-4	教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の配置は適正であるか。
教育上主要と認められる授業科目における専任教員の配置については、今後、大学基準協会の大学評価の提出資料である大学基礎データ「(表4) 主要授業科目の担当状況（学士課程）」にて学部ごとの主要授業科目（必修科目及び選択必修科目）の専兼比率を算出し、この専兼比率に基づき、主要授業科目を専任教員が責任を持って担当する体制が整っているか否かを確認する。	
6-5	研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置を行っているか。
研究科担当教員の資格の明確化及び適正な配置については、「専修大学大学院授業科目担当教員の任用に関する内規」「専修大学大学院専任教員の任用等に関する内規」において明確化し、これに基づき適切に行われている。	
6-6	各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）を適切に行っているか。
各学位課程の目的に即した教員配置に関しては、今後、専任教員の男女比や外国人教員比を算出した上で、前回の大学評価（2014（平成26）年度）との比較を行ったうえで記述する。	
6-7	教員の授業担当負担への配慮を適切に行っているか。
教員の授業担当負担への配慮について、本学では、専任教員の勤務に関して「専修大学教員就業規則」において規定している。また、専任教員の勤務、勤務日、勤務時間等に関し必要な事項については、「専修大学専任教員の勤務等に関する規程」	

<p>において規定している。ここでは、原則として1週間当たり3日以上出校し、かつ、2学期（前期・後期）を平均した1週間当たり5コマ以上の授業を担当するよう規定している。</p>	
6-8	<p>バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置を適切に行っているか。</p> <p>バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置については、今後、大学基準協会の大学評価の提出資料である大学基礎データ「(表5)専任教員年齢構成」に基づき、学部ごとの年齢構成を算出し、その上で、特定の年齢に著しく偏っているか否かを確認する。</p>
6-9	<p>学士課程における教養教育の運営体制は適切であるか。</p> <p>学士課程における教養教育の運営体制については、「専修大学全学カリキュラム協議会規程」に基づき、全学カリキュラム協議会の設置、協議会の目的、協議会の所掌事項等を定めており、同協議会及び協議会に置かれる各種運営委員会に基づいて適切に運営されている。</p>

(3) 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

6-10	<p>教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備を適切に行っているか。</p> <p>教員の職位ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備に関しては、「専修大学教員資格審議規程」「専修大学教員資格審査委員会規程」「専修大学助教規程」「専修大学特任教員規程」「専修大学客員教員規程」といった諸規程に基づき、適切に行われている。</p>
6-11	<p>規程に沿った教員の募集、採用、昇任等を実施しているか。</p> <p>教員の募集、採用、昇任に関しては、上述した規程に基づき適切に実施している。</p>

(4) ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

6-12	<p>ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的に行っているか。</p> <p>教育内容・方法の改善を図ることを目的とした組織的なファカルティ・ディベロップメント（FD）活動として、新任教員教育支援説明会の実施、教育開発支援NEWSLETTER および授業のツールボックスの発行、FD研修「respon利用研修会」を行った。</p> <p>新任教員教育支援説明会は、2019（平成31）年4月1日に開催し、参加教員65名（専任33名、兼任32名）に対して、教育開発支援委員会から授業のツールボックス、専修大学ポータル、respon および視聴覚機器の利用について、情報科学センターから Course Power の利用について説明した。2020（令和2）年度についても、年度当初に実施する予定で調整を進めている。</p> <p>教育開発支援 NEWSLETTER は、2019（平成31）年3月31日付で第38号を、2019（令和元年）11月30日付で第39号を発行した。第38号では、「2019・2020年度の各種取組に伴う変更点」と「専修大学におけるIR（Institutional Research）活</p>
------	---

<p>動について」を掲載し、第 39 号では、GPS-Academic と卒業生アンケートの分析結果を掲載した。次号は、2020（令和 2）年 3 月 31 日付での発行を計画している。</p> <p>授業のツールボックスは、2019（令和元）年 3 月 31 日付で第 7 版となる改訂版を発行し、次の改訂については、現在、教育開発支援委員会において検討している。</p> <p>FD 研修「respon 利用研修会」は、2019（令和元）年 7 月 24 日に開催し、参加者 14 名（教員 6 名、職員 8 名）に対し、respon の実践的な利用方法について研修を行った。</p>	
6-13	<p>教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果を活用しているか。</p> <p>専任教員の「教育・研究業績」の評価に関しては、専修大学研究者情報システム内に登録されている各種業績（教育・研究・社会貢献）を年度ごとに取りまとめ、毎年度、学長へ報告している。なお、結果の活用に関しては、今後の課題である。</p>

(5) 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

6-14	<p>教員組織に関して、適切な根拠（資料、情報）に基づき点検・評価を行っているか。</p> <p>2020（令和 2）年度に検証を行う。</p>
6-15	<p>教員組織に関して、点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組みを行っているか。</p> <p>2020（令和 2）年度に検証を行う。</p>

基準7 学生支援

- (1) 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

7-1	大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針を適切に明示しているか。
<p>本学では、大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する方針を次のように定めている。「専修大学では、学生生活を通して豊かな人間性を涵養し、学生の資質・能力を十分に発揮させるために、適切な環境を整えるとともに、それぞれの学生の個性に応じた学生生活上の指導・助言を行うことで、21世紀ビジョンに掲げる「社会知性」を備えた人材を育成していきます。なお、専修大学の学生支援は、「修学支援」「生活支援」「キャリア支援」「進路支援」のほか、「その他の支援」として、学生の成果外活動を充実させるための支援、その他学生の要望に応じた学生支援を中心に網羅的に行うこととします。」</p>	

- (2) 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

7-2	学生支援体制の適切な整備を行っているか。
<p>本学の学生支援のうち、「修学支援」については、各学部において留年者及び休・退学者の対応並びに成績不振者に対する面談などを行っている。「生活支援」について、奨学金等の経済的支援に関しては、学生部が担当している。また、ハラスメントに関してはキャンパス・ハラスメント対策室があらゆるハラスメントに対応している。このほか、心理相談に関しては学生相談室が対応し、健康面に関しては保健室が対応している。「キャリア支援」に関しては、キャリアデザインセンターを設置し、学生一人ひとりが自分の働き方や生き方を考え、なりたい自分の姿を自分らしく作り上げるサポートを行っている。「進路支援」に関しては、就職部がきめ細やかな支援を行っている。以上のことから、学生支援体制は概ね適切に整備されている。</p>	
7-3	学生の修学に関する適切な支援（学生の能力に応じた補習教育、補充教育）を行っているか。
<p>学生の能力に応じた補習教育、補充教育に関しては、今後検討することとする。</p>	
7-4	学生の修学に関する適切な支援（正課外教育）を行っているか。
<p>正課外教育に関しては、エクステンションセンターや国際交流センター等が主催する課外講座が多数用意されている。これらの情報は、大学ホームページをとおして公開するほか、「専修大学資格・講座総合案内」を作成し周知している。</p>	
7-5	学生の修学に関する適切な支援（留学生等の多様な学生に対する修学支援）を行っているか。
<p>留学生等の多様な学生に対する修学支援については、留学生専修科目として「一般日本事情」を設置しているほか、日本語能力の向上を図るため「日本語文章理解」「日本語音声読解」等の科目を設置している。</p>	

7-6	学生の修学に関する適切な支援（障がいのある学生に対する修学支援）を行っているか。
<p>障がいのある学生に対する修学支援については、身体等に障がいのあるものに対する組織的な支援態勢を推進し、その教育及び学生生活の支援策を具体化することを目的に障がい学生支援推進委員会を設置している。同委員会では、障がいの種類、程度等に応じた教育及び学生生活のサポート体制並びにその施設、設備等の諸問題について審議するとともに、審議結果に基づき、関係機関との協議を経て支援策の具体化を図っている。</p> <p>なお、本学では、2020（令和2）年度より、学生一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに丁寧に耳を傾け、より個別性の高い対応をする必要性に応えるために、「障がい学生支援室」を開設するとともに、同支援室へのコーディネータの配置を行う予定である。</p>	
7-7	学生の修学に関する適切な支援（成績不振の学生の状況把握と指導）を行っているか。
<p>成績不振の学生の状況把握と指導については、修得単位数が各学部で定めた単位数より少ない場合、本人又は保証人に対し状況の報告を行うと同時に、面談の機会を設けるといった対応を行っている。また、学部によっては、必修科目であるゼミナールや実習授業を介して、科目担当者より適宜個別指導を行っている。</p>	
7-8	学生の修学に関する適切な支援（留年者及び休学者の状況把握と対応）を行っているか。
<p>留年者及び休学者の状況について本学では、教務部及び二部事務部において状況把握を行っており、例年、学部長会にて状況報告を行っている。また、学部長懇談会においても、退学・除籍・休学者の状況についての概要報告を行い、併せて今後の対処等についての意見交換も行っている。</p>	
7-9	学生の修学に関する適切な支援（退学希望者の状況把握と対応）を行っているか。
<p>退学者の状況についても、教務部及び二部事務部において状況把握を行っており、例年、学部長会にて状況報告を行っている。また、学部長懇談会においても、退学・除籍・休学者の状況についての概要報告を行い、併せて今後の対処等についての意見交換も行っている。</p>	
7-10	学生の修学に関する適切な支援（奨学金その他の経済的支援の整備）を行っているか。
<p>本学では、経済的困窮者に対する本学独自の様々な奨学金を設けることで、学生が安心して勉学に励み、充実した学生生活を過ごせるようサポートを行っている。なお、経済援助を趣旨とした奨学生制度は以下のとおりであり、いずれの制度も給付制としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専修大学進学サポート奨学生（予約採用型） ・利子補給奨学生 ・家計急変奨学生 ・災害見舞奨学生 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育友会奨学生（一部（昼間部）学生） ・ 専修大学神山奨学生（二部学生） ・ 専修大学下田奨学生（二部学生） <p>上述以外の本学独自の経済的支援として「専修大学学内ワークスタディ制度」がある。本制度は、経済的事情により修学困難である学生が、大学内において教育支援活動や自身の社会性向上に資する活動に従事することにより職業意識・勤労観を育み、大学がその労働の対価として給与を支払うことで、学生の経済的支援を行うことを目的としている。</p> <p>日本学生支援機構の奨学金に関して本学では全国平均にくらべて奨学金返還延滞率が高いことから、ガイダンスや窓口指導を通して返還手続き等についての指導を徹底するように努めている。返還者への返還意識を高めるために卒業生への注意喚起の文書を大学ホームページに掲載している。</p> <p>民間財団等が運用する奨学金に関しては、学内選考（書類審査又は面接）を実施し、推薦者を決定している。</p>
7-11	<p>学生の生活に関する適切な支援（学生の相談に応じる体制の整備）を行っているか。</p>
	<p>学生の相談に応じる体制の整備について、本学では、専修大学学則第 55 条の規定に基づき、本学の学生が直面する諸問題について相談に応じ、かつ、助言を行い、もって学生の精神的健康の維持及び増進を図ることを目的に、専修大学学生相談室を設置している。</p> <p>学生相談室では「カウンセリング、コンサルテーションその他の相談活動」「学生の精神的健康の維持及び増進に寄与するための活動」とこれらの活動を行うための調査及び必要な資料の収集及び整備を業務として規定しており、規程に基づき主に「心理的成長に関する課題を抱える学生の支援体制」「大学生生活にうまく適応できない学生の支援体制」に関する業務を行っている。</p>
7-12	<p>学生の生活に関する適切な支援（ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備）を行っているか。</p>
	<p>ハラスメント防止のための体制の整備について、本学では、日本国憲法、教育基本法及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の精神にのっとり、キャンパス・ハラスメントに対する適切な予防及び措置を講じ、もって本学の全ての学生、教職員等が個人として尊重されるとともに、学修、教育、労働及び研究の快適な環境を保障することを目的として、キャンパス・ハラスメント防止規程を制定している。同規程では、各ハラスメントの定義を行ったうえで、第 3 条においてキャンパス・ハラスメントの禁止を規定している。</p> <p>また、前述した目的を達成するために、本学では、学長及び理事長の直属の組織として、キャンパス・ハラスメント対策室を置き、「キャンパス・ハラスメントの防止に係る情報収集、研修及び啓発活動」「キャンパス・ハラスメントに係る相談」「キャンパス・ハラスメントに係る事実確認及び調査並びに措置」「キャンパス・ハラスメントの対策」に関する業務を行っている。これらの業務については、年度ごとに学長及び理事長に報告している。</p>
7-13	<p>学生の生活に関する適切な支援（学生の心身の健康、保健衛生及び安全への</p>

	配慮) を行っているか。
	<p>本学では、神田・生田両校舎に保健室を設置し、学生の維持・増進に努めている。学生の健康管理の状況については、例年4月に定期健康診断を実施している。</p> <p>飲酒に関わる事故及び事件の防止に関する取組みに関し、新入生に対しては、キャンパス・ガイダンス期間中に「本学の飲酒事故撲滅に対する基本姿勢と過去の事事故例」を伝えるとともに、入門ゼミナールやスポーツリテラシーの授業内においても飲酒に対する危険性等を伝えている。また、サークル団体等を対象に、「飲酒事故防止セミナー」「適正飲酒啓発セミナー」を実施している。</p> <p>健康増進法の一部を改正する法律（以下「改正健康増進法」）が施行されたことに伴い、専門のコンサルタントによるアドバイスを受けて一部の喫煙場所の移設、喫煙場所のベンチの撤去、喫煙場所以外での喫煙の禁止、20歳未満の喫煙所の立ち入り禁止等の告知を実施した。加えて、両校舎で喫煙場所の巡回を強化している。今後は受動喫煙防止を目的とした講座等実施する予定である。</p> <p>薬物等（大麻、危険ドラッグ等）の防止に関わる啓発活動に関しては、保健体育部会、東京都および川崎市健康福祉局の協力を得て、「スポーツリテラシー」内で講義形式による啓発を行っている。</p> <p>本学では、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることを目的として100円朝食を実施している。</p>
7-14	<p>学生の進路（キャリア）に関する適切な支援（学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備）を行っているか。</p> <p>キャリア形成支援を行うキャリアデザインセンターと就職活動の支援を行う就職課が連携してキャリア支援を行っている。キャリアデザインセンターでは教職協働により、主に正課科目、インターンシップ、PBLプログラムの企画・運営を行っている。</p> <p>なお、本学では、キャリアデザインセンターと就職課を別組織としているが、こうすることで、キャリアデザインセンターはキャリア形成支援に特化した取組に重点を置くことができる。ただし、インターンシップ等、キャリア教育と就職支援を明確に区別し難いものもあり、その都度2部署で調整が必要になる。窓口が2つあることで学生にわかりづらい面もある。</p>
7-15	<p>学生の進路（就職）に関する適切な支援（進路選択に関わる支援やガイダンスの実施）を行っているか。</p> <p>就職部が実施する就職ガイダンスは、対象（学部生・留学生・障がい学生、大学院生など）や年次を明確にし実施している。内容や開催時期、回数も含め適切に実施し、就職課が支援する各種講座に連携させることで有効な学生支援となっている。</p>
7-16	<p>学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援を実施しているか。</p> <p>学生団体、公認団体に対する活動支援に関して、学生部では学生自治会傘下の公認団体を中心に随時、活動場所（教室等貸出）、発表の場（公開演奏等）、特別な活動に対する援助金等を提供している。</p> <p>ボランティア活動に対する支援に関しては、学生部のもとにボランティア推進委員会を設置し傘下の学生ボランティア団体（SKV、SIV）に助言を行っている。主な活動として千代田区、神田警察及び消防と協力して神田校舎で実施する「防災フェ</p>

ア」の実施、東日本大震災の被災地視察と石巻専修大学で現地のこどもを対象にレクリエーションと防災意識の向上を目的とした「専大まつり」等の実施、「防災食フェア」の実施が挙げられる、また、2019（令和元）年台風15号、19号の被災地へのボランティア活動の際には、専門家による事前研修会を行ったうえで、現地の活動に参加するなどの支援を行っている。

学生部では毎年3月上旬に海外へのセミナーを実施。本学と国際交流協定を締結しているベトナムや台湾の協定校へ隔年で海外研修を実施している。また、新入生歓迎セミナー、点字や手話講習会、自己表現・ボイストレーニングや印象アップ、護身術などの講座を生田、神田両キャンパスにて実施し、参加者から好評を得ている。また、神田校舎に於いて、災害救援ボランティア講座を前期と後期に実施している。

学生部では、懸賞論文・文芸作品コンクールの実施しており、2019（令和元）年度の応募数は懸賞論文が20点（昨年度8点）、文芸作品が25点（同27点）であった。

（3）学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

7-17	学生支援に関して、適切な根拠（資料、情報）に基づき点検・評価を行っているか。
2020（令和2）年度に検証を行う。	
7-18	学生支援に関して、点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組みを行っているか。
2020（令和2）年度に検証を行う。	

基準 8 教育研究等環境

- (1) 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

8-1	大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示を行っているか。
大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示に関しては、今後の検討課題である。	

- (2) 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

8-2	ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等を整備しているか。
<p>PC 利用の授業のための教室等に配置する PC 及びそれを動作させるためのサーバやネットワーク（教育研究システム）は、4年に1度更新をしている。情報科学センター長、システム企画室長を責任者とする次期システム検討委員会を設置し、学内利用機関の意見を聞き、仕様をとりまとめ、費用対効果を考慮して適切な機器・備品を整備している。PC 教室の利用は、授業のみならず、授業時間外の自習に活用できるように開放しており、学生の使用時間は年々増えている。学内 LAN（有線）は、2019（令和元）年8月に最適化をはかり、より高速で確実・安全なネットワーク環境を構築した。キャンパス内無線 LAN を 2017（平成 29）年にリニューアルし、教室から学生たちが出席管理システム、学習支援管理システムにアクセスして学習に活用できるようにしている。無線 LAN が、利用需要の伸びに追いついていないため、利用状況を把握し、学生が学習に支障が出ないようにしていく必要があるが、それを除き取り組み状況は有効かつ適切である。</p>	
8-3	施設・設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保を行っているか。
<p>施設・設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保に関しては、今後、「校舎の耐震化」「防犯・防災対策」「省エネルギーへの取り組み」「衛生管理」の各観点を確認し、このうえで、これらが適切に行われているか否かを記述する。</p>	
8-4	バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備を行っているか。
<p>バリアフリーへの対応に関しては、東京都及び川崎市の条例に準拠した施設・整備を進めており、障がい学生支援推進委員会等と連携し、障がいのある学生が支障なく利用できる環境を整備している。そのうえで、今後は、近年の整備状況について記述する。</p> <p>利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備に関しては、今後、「分煙化への対応」「近隣に対する環境配慮」の各観点を確認し、そのうえで、これらが適切に行われているか否かを記述する。</p>	
8-5	学生の自主的な学習を促進するための環境整備を行っているか。

<p>学生の自主的な学習を促進するための環境整備として、神田キャンパス5号館に「ラーニング・コモンズ」を整備している。また、生田キャンパスにおいても図書館本館に「アクティブラーニング・プラザ」を整備し、学生の自律的な学習を支援している。</p>	
8-6	<p>教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みを行っているか。</p> <p>情報倫理の確立に関する取り組みとして、教職員向けには、情報科学センターが「情報セキュリティ通信」の発行を適宜行うほか、SD研修の際にも、情報倫理に関する注意喚起がなされていることを記述する。また、学生に対しては、出版企画委員会が発行する『知のツールボックス』において紹介しているほか、同書を教科書とした「専修大学入門ゼミナール」においても取り上げている。</p>

(3) 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

8-7	<p>図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料を整備しているか。</p> <p>図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備に関する取組みは、以下のとおりである。</p> <p>洋雑誌の冊子から電子媒体への切替を進めており、購読金額の抑制、購読資料の拡大を同時に実現する。</p> <p>資格関連コーナーを設置し、学内他所管と連携して学生の資格取得のための資料などを配架、一部は貸出可能とした。この資料は年間貸出冊数が増加しており学生の要望に沿った設置といえる。</p> <p>不正確な情報を含む過去の目録情報について更新・整備作業を進めている。</p> <p>国立情報学研究所の動向を注視しつつ、新たな目録体系の検討を続けている。</p>
8-8	<p>国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークを整備しているか。</p> <p>「データベースリンク集」の充実により学術コンテンツ利用環境の整備を進めた。加えて、専修大学学術機関リポジトリ「SI-Box」を整備し、国立情報学研究所のサービスへ移行する。同研究所がサーバ管理を行うため、本学はコンテンツの管理に集中できるうえ、CiNiiでの検索など利用者ならびに研究者の利便性向上に寄与する。</p> <p>他図書館とのネットワーク整備は、川崎市立図書館および多摩区内の他大学との協定に基づき、多摩区民の利用を受け入れている。リピーターは7割に達しており、地域住民の生涯学習支援に寄与している。</p>
8-9	<p>学術情報へのアクセスに関する対応を行っているか。</p> <p>本学の電子資料（一部）の一括検索を可能とするディスカバリーサービスについて、2020（令和2）年4月提供開始を目指し、準備を進めている。タイトルや主題のほか全文からの検索も可能となるので、データベースの利用価値上昇と利用率向上が期待される。</p> <p>学生・教員に対する利用促進の取り組みとして、1年次生全員対象の授業で本学所蔵資料の利用方法を案内し、さらに上位の講習会ではデータベースなどのアクセ</p>

<p>ス方法と利用方法を啓蒙している。 これらへの参加を促すため、従来の手段に加え、SNSでも広報を始めた。</p>	
8-10	<p>学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）を整備しているか。</p> <p>座席数配置状況について、閲覧席数は1,620席で学生収容定員16,495名に対し9.8%を確保している。加えて2020（令和2）年度には神田新図書館が開館するので、閲覧席の配置はより適正に整備される。</p> <p>開館時間について、春期休暇期間に行われるガイダンス期間中は、本館・神田分館ともに開館時間を延長しているほか、試験期前の利用が集中する時期には休日開館を実施し、学生の学習環境に配慮している。休日開館は本館・神田分館で1年に15日、法科大学院分館で25日行っている。</p>
8-11	<p>図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者を配置しているか。</p> <p>人員の配置状況について、図書館担当職員として、管理職も含め、生田では28名（うち、司書20名）を配置している。神田では6名（うち、司書6名）が配属されているほか、臨時雇員を神田5号館ラーニング・コモンズに4名配置している。組織内では、電子資料対応や、レファレンス業務の充実のための人員配置および漢籍の専門職員を配置している。神田では、レファレンス業務対応の課員を3名から5名に増員し教員・学生からの質問に適宜対応している。</p> <p>必要な専門知識の習得について、担当業務や経験年数に応じて、私立大学図書館協会、神奈川県図書館協会、国立情報学研究所などが主催する各種研修会や研究会に参加している。</p>

(4) 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

8-12	<p>大学としての研究に対する基本的な考えを明示しているか。</p> <p>大学としての研究に関する基本的な考え方に関しては、「本学の教員や学生及び卒業生の研究活動に伴う知的財産情報を社会や地域に発信、社会還元することを、本学では「知の発信」とし、大学の使命の一つに位置付け、さまざまな研究開発に取り組んでいます」を研究基本方針として定めており、大学ホームページをとおして明示している。</p>
8-13	<p>研究費を適切に支給しているか。</p> <p>研究費の適切な支給に関しては、「専修大学教員個人研究費取扱要領」に基づき、適切に支給している。また、個人研究費以外にも学内研究助成、図書刊行助成等の制度をとおして研究費を適切に支給している。</p>
8-14	<p>外部資金獲得のための支援を行っているか。</p> <p>外部資金獲得のための支援に関しては、科研費応募説明会の開催、学内研究助成制度との関連、社会知性開発研究センターの取組み等を実施している。</p>

8-15	研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間保障等を行っているか。
	研究室の整備については、全専任教員に対して個室を整備している（助教・特任教授は共同研究室）。また、研究員制度については、「専修大学研究員規程」等に基づき、適切に行っている。
8-16	ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制を整備しているか。
	<p>2015（平成 27）年度に行われたティーチング・アシスタント（TA）および授業補助員（SA）制度の改正は、教育開発支援委員会による改善提案に基づくものであり、委員会では、制度改正後の利用状況の確認および適切性の検証を継続して行っている。</p> <p>利用状況については、ティーチング・アシスタント（TA）および授業補助員（SA）の採用が許可された授業数の推移を見ると、制度改正前の 2014（平成 26）年度が 950 であり、改正後となる 2015（平成 27）年度が 1,175、2016（平成 28）年度が 1,172、2017（平成 29）年度が 1,175、2018（平成 30）年度が 1,164、2019（令和元）年度が 1,060 となっている。この結果から、改正内容が利用状況に反映されているものと判断している。</p> <p>また、制度を利用した教員から提出される「業務報告書」については、毎年度 7 月頃の教育開発支援委員会で前年度の内容を確認し、制度の運用状況および適切性を検証している。</p> <p>RA、PD を社会知性開発研究センター員とし、国内外で開催される学会、研究会や年報（論集）誌上での研究成果発表を推奨し、その旅費や参加費等を支出することで研究活動支援を行っている。また、機関長であるセンター長への研究成果報告を規程により義務付けている。</p>

(5) 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

8-17	研究倫理を遵守するための規程を整備しているか。
	研究倫理を遵守するための規程の整備に関して、本学では、学術研究の公正性と信頼性を確保し、大学の社会的責任を果たすために、本学の研究活動に関わる全ての者に係る倫理的な規範として「専修大学学術研究倫理憲章」の制定、公正で責任ある研究活動を行う上での具体的な指針として、同憲章に基づく「専修大学研究倫理に関するガイドライン」の制定、専修大学研究倫理委員会規程の制定を進めている。
8-18	コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的実施しているか。
	コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施に関しては、今後制定予定の「専修大学研究倫理委員会規程」に基づき、定期的実施される予定である。
8-19	研究倫理に関する学内審査機関の整備を行っているか。
	研究倫理に関する学内審査機関の整備については、今後制定予定の「専修大学研究倫理委員会規程」及び同規程に基づく「専修大学研究倫理審査取扱要領」に基づき行われる予定である。

(6) 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

8-20	教育研究環境に関して、適切な根拠（資料、情報）に基づき点検・評価を行っているか。
2020（令和2）年度に検証を行う。	
8-21	教育研究環境に関して、点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組みを行っているか。
2020（令和2）年度に検証を行う。	

基準 9 社会連携・社会貢献

- (1) 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

9-1	大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針を適切に明示しているか。
<p>本学は、専修大学学則第1条の2（知の発信）に、「本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、公開講座その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供し、知の発信を行うものとする」と規定している。</p> <p>本学の社会連携・社会貢献は、21世紀ビジョン「社会知性の開発」の具現化をめざし、本学の研究力による「知」や、学生が生み出す「知」をはじめ、様々な大学の知的資産を積極的に社会へ還元することにより、地域社会及び国際社会に貢献し、社会の進むべき方向を示していくことを目的としている。</p> <p>本学では、2016（平成28）年度から2020（令和2）年度までの5年間で「確たる大学基盤の整備」を事業推進の指針に据え、学校法人専修大学創立150年に向けて7つの事業領域（「教育」「研究」「学生支援」「グローバル」「入試」「社会連携」「経営・財務」）を中心に強化を進め、大学基盤の整備を推進している。その中でも「社会連携」においては、「協定自治体等との連携強化」「公開講座等の充実」「広報活動等の強化」を主な施策群として掲げ、取り組んでいる。</p> <p>これらの取り組み等から、本項目は概ね達成されている。</p>	

- (2) 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

9-2	学外組織との適切な連携体制を取っているか。
<p>大学と学外組織との協定締結状況については、以下のとおりである。</p> <p>《キャンパス所在地の地方自治体との連携協定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市との包括協定（KS パートナシップ） ・多摩区・3大学連携協定 ・千代田区と大学との連携協定 <p>《キャンパス所在地の産業界等との連携協定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小田急電鉄との連携・協力に関する基本協定 ・川崎商工会議所との連携・協力に関する覚書 <p>《その他》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行方市と専修大学との連携協定 <p>本学では、上記のとおり、キャンパス所在地の地方自治体及び産業界等を中心に連携・協力に関する協定締結を行っている。大学の知的資源の社会への還元に関しては、「多摩区・3大学連携事業」「千代田学」等を通して行っているほか、学生の諸活動を通して、社会への還元を図っている。これらのことから、学外組織との適切な連携体制は、概ね適切である。</p>	
9-3	社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進を行っているか。
社会連携推進委員会では、委員会の所掌事務を円滑に遂行するため、社会連携推	

進委員会規程第8条第1項に基づき、「推進協力員」を置くこととしており、同規程第8条第3項では、「推進協力員は、それぞれが保有する社会連携の企画・推進に関する情報を提供する」としている。推進協力員は、現在、23の機関に置かれている。

社会連携推進委員会では、各機関で把握している社会連携・社会貢献に関する活動の状況を年に1度収集（「社会連携・社会貢献に関する情報記入票」のご提供について）し、項目ごとにとりまとめ、本学における社会連携・社会貢献の全体像の可視化を図っている。

9-4 地域交流、国際交流事業への参加を行っているか。

主な地域交流事業への参加は以下のとおりである。

- ・映像のまち・かわさき推進フォーラムへの参画
- ・川崎国際環境技術展への出展
- ・多摩区民祭への出展
- ・生田緑地運営共同事業体への参画 等

上記に加えて、地域が主体となる事業に対しては、機関レベル、ゼミナールレベル、サークルレベル等において、地域社会が抱える課題の解決を図るべく、活動を行っている（子育て、地域活性化等）。これらの活動は、社会連携推進委員会が「社会連携・社会貢献に関する情報記入票」を通して収集している。

地域が主体となる国際交流事業への参加に関しては、国際交流センターが中心となり行っている。これらの活動は、地域交流事業と同様に社会連携推進委員会が記入票を通して収集している。

上記のとおり、社会連携推進委員会では、「社会連携・社会貢献に関する情報記入票」の記載内容を確認し、地域交流事業及び国際交流事業ともに、積極的に関与している。

(3) 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

9-5 社会連携・社会貢献に関して、適切な根拠（資料、情報）に基づき点検・評価を行っているか。

社会連携・社会貢献の適切性については、社会連携推進委員会において定期的に点検・評価を行うこととしている。なお、点検・評価にあたっては、社会連携・社会貢献に関する方針に掲げた「産学官連携」「地域社会連携」「国際社会連携」「社会貢献」の4つの柱ごとに評価を行うこととしている。

9-6 社会連携・社会貢献に関して、点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組みを行っているか。

社会連携推進委員会による点検・評価に基づく改善・向上への取り組みについては、現時点では組織的には実施しておらず、前述したとおり今後取り組むことを予定している。

機関別自己点検・評価

〔1〕経済学部 点検・評価

<教育課程の再構築について>

①達成目標

経済学科・国際経済学科の2学科体制から、2020（令和2）年度に現代経済学科・生活環境経済学科・国際経済学科の3学科体制への移行を万全の態勢で実現する。

②評価の視点

- （1）学部と3学科の教育研究上の目的と学位授与方針、教育課程編成・実施方針、入学者受け入れ方針を社会に広く伝える広報・宣伝活動をおこなう。
- （2）現代経済学科と生活環境経済学科の立ち上げを実現する。
- （3）学科運営の基本的なシステムであり、各学科の専任教員全員で構成する学科会議（仮称）を確立する。
- （4）学部レベルには、各学科の専任教員から選出される委員で構成する「経済学部教務委員会」（仮称）を設置する。

③中間報告

現状説明

学部と3学科の3つのポリシーは、そのポイントについての広報・宣伝活動を大学のホームページや学部PR誌、鉄道車内広告等によっておこなっている。

2019（令和元）年7月の経済学部運営委員会において、①令和2年度以降の各学科会議は各学科専任教員全員で構成すること、②学部レベルでは、教務委員会を設置することとし、委員長を教授会選出とし、委員として3学科の学科長のほか、若干名の教授会選出委員、人文社会系科目部会選出の委員、教養・資格課程部会選出の委員で構成することを確認した。

長所・特色

経済学部の新しい3学科体制を運営する上での主要組織が構成されることが期待できる。

問題点

各学科会議を開催する曜日・時限等について検討する課題が残されている。

<学生の学習を活性化し、効果的な教育を行うための様々な措置について>

①達成目標

2017（平成29）年度に制定し、2018（平成30）年度に改訂した「経済学部教育指針」（能動的・主体的な学び、「専門性と社会に貢献する意欲を身につけた人材」への成長、責任ある履修行動、学修プロセスの自己点検、学修プロセスの共有）による活動の到達点を点検・評価し、その改訂を行う。

②評価の視点

- （1）2019（令和元）年度より「経済学部教育指針検討委員会」を設置する。

- (2) 2017（平成 29）年度から 2019（令和元）年度までを試行期間としている「経済学部教育指針」の到達点を点検・評価する。
- (3) 2020（令和 2）年度以降に向けて、「経済学部教育指針」の改訂をおこなう。
- (4) 「経済学部教育指針」の具体的な実質化をはかるために運用内規の検討を進める。

③中間報告

現状説明

2019（令和元）年度より、経済学部教育指針検討委員会を設置し、4回の会議を開催した。そして、「経済学部教育指針」の周知のために、①1年次における4月の専修大学入門ゼミナールで配布すること、②2～4年次では、コースパワー上にPDFファイルを保存しておき、必要に応じて再配布すること、などの方針を策定した。

長所・特色

現時点では該当無し

問題点

試行期間にある「経済学部教育指針」の到達点を点検・評価し、改訂をおこなうことや、運用内規の検討までは進めていない。

<成績評価、単位認定および学位授与を適切に行うために>

①達成目標

単位制度の趣旨を踏まえ、その実質化に向けて、学習時間等の実態の把握に努める。

②評価の視点

- (1) 学生の就学状況と学習時間等の実態の把握に努める。
- (2) シラバス等に具体的な準備学習の内容と学習時間を明示するように努める。

③中間報告

現状説明

学生の就学状況と学習時間等の実態の把握にまで進めていないが、文部科学省の全国学生調査のデータを活用することになっている。

シラバス等に具体的な準備学習の内容と学習時間を明示することについては、来年度のシラバス執筆の要項等で教員への周知をはかる。

長所・特色

現時点では該当無し

問題点

学生の就学状況と学習時間等の実態の把握には、「学修プロセス自己点検シート」の活用が必要であるため、このシートの活用を具体的に推進する上での課題が残されている。

<学位授与方針に明示した学生の学習成果の適切な把握および評価について>

①達成目標

学生の学習成果を適切に把握・評価するために、2017（平成 29）年度に作成し、取り組みを始めた「進学準備シート」と「学修プロセス自己点検シート」の活用を進める。

②評価の視点

- （1）「進学準備シート」と「学修プロセス自己点検シート」の学生による活用状況を把握し、その活用を奨励・促進する。
- （2）「進学準備シート」と「学修プロセス自己点検シート」の教員による活用の経験を集約し、その普及をはかる。
- （3）修得単位数の少ない学生と GPA が 2.0 に達していない学生の状況をよく把握し、個別指導を確実におこなう。

③中間報告

現状説明

経済学部教育指針検討委員会において、2020（令和 2）年度の「進学準備シート」および「学修プロセス自己点検シート」の運用システムを策定した。①「進学準備シート」は推薦入試の学生に事前配布し、一般入試の学生はコースパワーのワードファイルを使って 1 年次生で活用すること、②「学修プロセス自己点検シート」は 2～4 年次ではコースパワー上に保存しておき、学生自身がダウンロードして活用すること、③ゼミナール履修者はゼミナール担当教員に提出して、教員が確認の上、返却すること、④ゼミナールを履修していない学生は学部長文書（ポータルの伝言）によって記入を促進し、コースパワーを通じて提出すること、などの方針を策定した。

また、教育指針検討委員会において、GPA が 2.0 に達していない学生については、2～4 年次において、①ゼミナール履修者について毎年 4 月にゼミナール担当教員が指導すること、②ゼミナールを履修していない学生については学部長文書（ポータルの伝言）による指導をおこなうこととした。

修得単位数の少ない学生については、2019（令和元）年度すでに 2 年次の前期に 1 年次のクラス担任等が個別の面談をおこなった。

長所・特色

現時点では該当無し

問題点

現在のところ、修得単位数の少ない学生との面談、ゼミナール担当教員への履修学生の GPA の情報提供などが実施できているほかは、経済学部教育指針検討委員会において方針を策定した段階にとどまっているため、「学修プロセス自己点検シート」の学生による活用の奨励・促進や、教員による活用の促進、活用経験の集約まではおこなえていない。

〔2〕法学部 点検・評価

＜教育課程の編成・実施方針に基づき、学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか＞

①達成目標

教育課程（カリキュラム）の編成・実施方針に基づき、法学部・学士課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程（カリキュラム）を体系的に編成する。

②評価の視点

- (1) 教育課程（カリキュラム）の編成・実施方針と教育課程（カリキュラム）の整合性
- (2) 教育課程（カリキュラム）の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮。
- (3) 個々の授業科目の内容及び方法の適切性。
- (4) 授業科目の位置づけ（必修、選択等）の適切性。
- (5) 初年次教育、高大接続への配慮。
- (6) 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施。

③中間報告

現状説明

2019（令和元）年9月に、法律学科では、これまでの「コース制」に代え、「履修モデル制」を採用する「法学部新カリキュラム案」が、法学教授会の審議・議決を経て、2020（令和2）年度より導入されることになった。

この「履修モデル制」に基づく新カリキュラムは、法学部の教育課程（カリキュラム）が、受験生や学部生にとってより理解しやすいものとなることを目指して、構想されたものである。

履修モデルは、法律専門職モデル、公務員モデル、企業法務モデル、教職モデル、外国の法と法の歴史モデル、国際関係法モデルに分けられており、学生が自己の関心や希望する進路に応じて自由に履修モデルを選択できることに主眼が置かれつつ、令和2年度から神田キャンパスに移転・設置される商学部及び国際コミュニケーション学部の授業科目との相互乗り入れによるシナジー効果を生み出すことをも狙ったカリキュラムとなっている。

履修科目編成にあたっては、「推奨科目」と「準推奨科目」を示すなど、各履修モデルの特性を生かして、学生が系統的にかつ計画的に勉学を進め、学修効果を高める配慮が施されている。

また政治学科のカリキュラムについても、現行カリキュラムの骨子を変更しないものの、現行カリキュラムの一部変更、法律学科のカリキュラム改正にともなう必要な変更、商学部及び国際コミュニケーション学部が開講する専門科目との相互乗り入れなど、一定のカリキュラム変更を行った。

さらに、法学部教授会では、大学院法学研究科あるいは法科大学院進学への進学を目指す学部学生のために、在学3年間で卒業できる制度（「3年次早期卒業制度」）の導入を決定し、2019（令和元）年度入学者から適用することが決まった。この「3年次早期卒業制度」の導入により、学生の勉学に対するモチベーションを高めることが大いに期待できる。

長所・特色

法律学科の「履修モデル制」に基づく新カリキュラムは、法律学科の教育課程（カリキュラム）が、受験生や学部生にとって理解しやすいものとなること目指されている点、

学生が自己の関心や希望する進路に応じて自由に履修モデルを選択できることに主眼が置かれつつ、商学部及び国際コミュニケーション学部の授業科目との相互乗り入れによるシナジー効果を生み出すことを狙った点に、大きな特色がある。

また、在学3年間で卒業できる制度（「3年次早期卒業制度」）の導入は、大学院法学研究科あるいは法科大学院進学希望者に対し、勉学の意欲を喚起し、専門科目の勉学に対するモチベーションを高めることが期待される。

問題点

「履修モデル制」に基づく新カリキュラム及び3年次早期卒業制度は、主として専門科目の学修効果の向上を狙ったカリキュラム改革といえる。問題点としては、新カリキュラムの運用にあたり、専門科目の学修に偏重することなく、導入転換教育や教養教育との接続性を図っていくことが求められることである。

<学生の学修を活発化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか>

①達成目標

学生の学修を活発化して、効果的に教育を行うために必要な措置を講じる。

②評価の視点

- (1) 学生の学修を活発化して効果的な教育を行うため実施されている措置の状況。
- (2) 教育課程（カリキュラム）の編成および実施方針と教育方法の間の整合性。
- (3) 教育研究上の目的および卒業時に要求される学修成果を達成できる授業の実施状況。
- (4) シラバスの作成と活用の状況。
- (5) 学生に対する履修指導の状況。
- (6) 学生の学修を活発化して効果的な教育を実現するための専修大学内部質保証推進委員会との連携の状況。

③中間報告

現状説明

学生の学修を活発化し、かつ学修の効率化を図る目的から、(1)「アクティヴ・ラーニング」の一環として「レスポン」の活用を進める、(2)新築の5号館に学生が共同して学修できるスペースを確保する、などの措置を取っている。「カリキュラム」の編成と教育方法の整合性に関しては、「カリキュラム・マップ」を作成し、DPと照らし合わせて、学生の系統的な学修に資するようにしている。また、2020（令和2）年度から新しいカリキュラムを発足させるべく準備を進めている。

成績不良の学生には教務委員会と教務課とが連携して、必要に応じて学生本人もしくは本人と保護者に対して面談を実施している。更に学生の学修をサポートするための試みとして、(1)専任教員がオフィスアワー（週1～2日、各1時間程度）を設けている他、(2)大学院生が学業のみならず学生生活全般についてもアドバイスをを行う「アカデミック・コンシェルジュ」の制度を導入している。

長所・特色

全ての専任教員が「オフィス・アワー」を設け、その時間帯には研究室に待機し、学生からの種々の質問に即応する態勢を取っていることは、他学部にはない特色といえよう。「入門ゼミナール」の担当教員は「クラス担任」を兼ね、ゼミ所属学生の質問などに対応して

いる。更に、現役の大学院生が行っている「アカデミック・コンシェルジュ」は前期の履修登録前後の期間、期末試験前の期間、後期の期末試験前の期間などに、学業のみならず学生生活全般について、学生に有益なアドバイスを与えている。これもユニークな取り組みとして評価できる。

問題点

1年次生から神田校舎において授業を受ける態勢に変更されて以来、教室不足が恒常化しており、例えば外国語科目など少人数科目であるにもかかわらずゼミ室ではない大教室を使わざるを得ない問題が常態化している。学生の学修スペースとして図書館分館の他、新5号館が開設されてやや改善されはしたものの、生田校舎に比べるとなお学修環境の面で著しく見劣りすることは否めない。教室によっては、視聴覚教材の使用が制限されることもある。これらの点が学修の活発化と教育の効率化を妨げる大きな要因となっている。

<成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っているか>

①達成目標

成績評価、単位認定および学位（学士）授与が適切に行われていると評価できるように制度的措置を講じる。

②評価の視点

- (1) 成績評価の客観性及び厳格性を担保するための措置の状況。
- (2) 卒業・修了要件の明示と、学位（学士）授与における実施手続および責任体制の整備の状況。
- (3) 成績評価、単位認定および学位（学士）授与に関する、専修大学内部質保証推進委員会の運営・支援による適切性担保の状況
- (4) 学位（学士）審査の客観性および厳格性を確保するための措置の状況。

③中間報告

現状説明

以下で、法学部での成績評価、単位認定および学位（学士）授与に関わる制度的措置の現状と適切性・有効性について、四つの面から説明する。

第一に法学部は、各授業科目担当者による成績評価の客観性を担保するため、二つの制度的措置を講じている。一つ目は、成績通知書に記載されている成績評価に関して、学生からの疑義を受け付ける制度である。同制度で教員は、教務課が受け付けた学生からの疑義について確認し、必要に応じ学生に採点基準等を示し、成績評価の客観性を説明している。二つ目は、各授業科目の成績分布表の作成である。この表を教員が互いに閲覧することで、成績評価の分布の著しい偏りをチェックできる仕組みが作られており、成績評価の厳格性を担保する上で、一定の有効性がある。

第二に法学部は、学位（学士）授与に関わる制度的措置として、『法学部学修ガイドブック』や各年度『法学部時間割』で、卒業要件として、卒業要件単位124単位の詳細（内訳）に関し、表なども用いながら明示している。また学位（学士）授与の方針は、教務委員会が作成・検証し、教授会が決定している。同方針に即した各授業科目の成績評価に関しても、教務委員会が統括している。この成績評価に基づき、学位授与は行われているため、法学部の責任体制は、教務委員会を中心に構築されていると言える。

この学位授与の主な実施手続きとして、以下のものがある。一つ目として、教務委員会

は、成績評価の基準が示されるシラバスの作成方法を各教員に指示し、全学共通のマニュアルに基づいたシラバスが、有効かつ適切に作成されている。二つ目として先述の通り、教務委員会は、全科目の成績分布表を作成して、教授会に報告し、有効かつ適切な成績評価を側面的に支援している。三つ目として教務委員会は、卒業判定不合格者が文書によって質問書を提出し、それが正当な質問と判断された場合、関係教員が直接面談して評価理由を適切に説明する体制を整備している。具体的には卒業判定当日、教務委員と関係教員が待機して質問者にきめ細やかに対応する。この対応は教務委員会が教授会に報告している。

第三に法学部は、教務委員会および新カリキュラム実施委員会を通じ、2020（令和2）年度からの法学部新カリキュラムに対応した「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」の改正案を作成し、教授会を通じて原案通り承認した。改正された二つの方針は、今後、専修大学内部質保証推進委員会で検証される。同委員会による検証は、法学部の成績評価、単位認定および学位（学士）授与の適切性や有効性を担保するためのものである。

第四に法学部は、学位（学士）審査の客観性および厳格性を確保するため、先の教務委員会中心の責任体制に関する説明の通り、シラバス作成を通じた成績基準の明示、成績評価の疑義への対応や成績分布表の作成、卒業判定不合格者への対応などの面で、制度的措置を適切かつ有効に講じている。

長所・特色

該当無し

問題点

「現状説明」の第一に示した、「各授業科目の成績分布表」の作成は、教員同士が相互に成績分布チェックできる環境を整備しているに過ぎない、という問題点を指摘できる。その意味で、この表の活用方法の検討や、別種の有効な制度的措置が必要かもしれない。ただし、各授業科目の成績評価の主な責任者は各担当者であり、どのような制度的措置にせよ、各科目担当者による成績評価の自律性を担保する形で、講じる必要がある。

「現状説明」の第三に示した、「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」の改正版に関する、専修大学内部質保証推進委員会による検証は、今年から始まった制度的措置である。したがって、成績評価、単位認定および学位授与の適切性を担保する上で、この委員会にどのような効果があるかは未知数である。

<学位授与方針に明示した学生の学修成果を適切に把握及び評価しているか>

①達成目標

学位（学士）授与方針に示した学生の学修効果を適切に把握する。

②評価の視点

- （1）学修成果を測定する方法の検討と実施の状況。
- （2）学修成果を測定するにあたっての、専修大学内部質保証推進委員会との連携の状況。

③中間報告

現状説明

法学部では、「法学部『学生による授業評価』実施委員会」を設置している。これは1999

(平成 11) 年 9 月に文部科学省が定めた「大学設置基準」の中に FD の義務化条項が置かれたことから始まるが、法学部ではそれ以前からも取り組んできた。法学部では、上記委員会の学生委員が中心となって、法学部独自の匿名アンケート形式の「学生による授業評価」を実施している。FD を担当する教職員も補助的な関わりをするが、学生委員が主体的・中心的な役割をはたすことが最大の特徴である。委員たちが考える専門教科・語学教科において、「何を学修できたか」「学修にあたって求められるものは何か」をアンケートに盛り込むことにより、学生が主体的に自らの学修効果を把握し、またアンケート結果の分析（これも学生が行う）により、問題意識の発見や解決に導くためのプロセスなども考えさせることに寄与している。教員側はアンケート結果を受け、自らの授業が学生の学修に効果的な役割を果たしているか、確認をすることができる体制となっている。

長所・特色

意欲的な学生委員の話し合いの中で、彼らが求め、法学部が求める学修成果を測定するアンケートが作られ、また結果の分析やフィードバックを行うまで一貫して行われる体制が整っていることは、非常に良いと考える。

問題点

学生委員は意欲的な学生が立候補の形で委員となっている。そのため、学修に意欲的でない学生の考えを反映する機会がほとんど無い。アンケートの中でも、「授業が理解できない」「興味が湧かない」などの回答をする学生が、どこまで学修成果があったのか、測定しにくい。また、教員の側においても、アンケートの結果を真摯に受け止めないケースも存在している。

〔3〕経営学部 点検・評価

<学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか>

①達成目標

学生たちが意欲的に学習に取り組み、理論と実践との融合を図る。

②評価の視点

- (1) シラバスの内容及び実施の適切さを担保するための措置
- (2) 学生の主体的参加を促す授業形態と、授業内容及び授業方法の適切さを担保するための措置
- (3) 授業形態に配慮した適切な学生数を担保するための措置
- (4) 授業及び授業時間外に、学生の学習を活性化するための措置
- (5) 適切な履修指導を行うための措置
- (6) 理論と実践の融合を図るための措置

③中間報告

現状説明

- (1) シラバスの内容及び実施の適切さを担保するための措置

シラバスには、「到達目標」「講義概要」「講義計画（予習・復習の内容及びそれに必要な時間を含む）」「課題に対するフィードバックの方法」「教科書・参考書」「成績評価方法・基準」「履修上の留意点」を必須の記載項目としており、シラバスの内容は適切である。また、2020（令和2）年度のシラバスからは、それらに加えて「卒業認定・学位授与の方針との関連」の項目を加え、各授業科目と学位授与方針との関連を明示することとしている。シラバスの作成に際しては、教育開発支援委員会が作成した「講義要項（シラバス）執筆要領」が、全学カリキュラム協議会に提示される。その執筆要領を、経営学部カリキュラム委員会で必要に応じて加筆・修正したうえで、各授業科目担当者に配布し、シラバスの作成を依頼することとしている。なお、専門科目のシラバスの内容については、カリキュラム委員会の委員が、第三者の視点で同じ専門分野の担当者による確認を行っている。

- (2) 学生の主体的参加を促す授業形態と、授業内容及び授業方法の適切さを担保するための措置

授業では、全学的に導入しているリアルタイムアンケートシステムの respon を活用し、受講者数にかかわらず双方向型の授業が可能な環境となっている。授業時間以外では、シラバスに予習・復習の内容およびそれに必要な時間を明記するとともに、LMS（CoursePower）を活用し、事前の資料配布や課題の提出なども行い、学生の学習を活性化している。正課教育に密接に結び付く課外活動としては、「専修大学経営学部ゼミナール連合会」による中間報告会（3年次）、卒業発表会（4年次）があり、それらを通じてゼミナール同士で切磋琢磨している。また、「インターゼミナール」への参加や、「神奈川県産学チャレンジプログラム」などの外部団体が主催するビジネスコンペに積極的に参加するよう働きかけている。

- (3) 授業形態に配慮した適切な学生数を担保するための措置

講義形式は最大300名程度、演習形式は学生数に一定の制限を設け、原則として最大50名程度、実験・実習形式は原則として10名程度としており、授業形態に配慮した1授業あ

たりの学生数を適切に保っている。

(4) 授業及び授業時間外に、学生の学習を活性化するための措置

授業では、全学的に導入しているリアルタイムアンケートシステムの respon を活用し、受講者数にかかわらず双方向型の授業が可能な環境となっている。授業時間以外では、シラバスに予習・復習の内容およびそれに必要な時間を明記するとともに、LMS (CoursePower) を活用し、事前の資料配布や課題の提出なども行い、学生の学習を活性化している。正課教育に密接に結び付く課外活動としては、「専修大学経営学部ゼミナール連合会」による中間報告会(3年次)、卒業発表会(4年次)があり、それらを通じてゼミナール同士で切磋琢磨している。また、「インターゼミナール」への参加や、「神奈川県産学チャレンジプログラム」などの外部団体が主催するビジネスコンペに積極的に参加するよう働きかけている。

(5) 適切な履修指導を行うための措置

履修指導は、授業を受ける学生に対して、教員が相談に応じるオフィスアワーを設けることにより、きめ細やかな教育指導を行う体制を整えるとともに、年度初めに学年別の履修ガイダンスを実施したうえで、学生の履修科目の選択に関する助言を行う専門的な職員を配置し、個別の履修相談に応じるなど、学生の履修指導体制を整備している。また、専門科目では、専門分野の学問体系と学習段階に即した授業科目を配置しており、学部教育段階では、基礎的な専門知識や技能を確実に修得させることに重点を置くことが重要であることを踏まえたうえで、単位制度の実質化を図る観点から、特定の学期における偏りのある履修登録を避け、学生が学習目標に沿った適切な授業科目の履修が可能となるように、ビジネスデザイン学科においては養成する具体的な人材像に対応した履修モデルを提示しており、経営学科においてはテーマ制度をとっている。

(6) 理論と実践の融合を図るための措置

理論を教授する講義の中でも、ビジネス現場で活躍しているビジネスパーソンなど、外部講師を招へいし、理論を応用・実践と結びつけるように働きかけている。一方、理論と実際との融合を図るために、多様な演習科目を配置している。ビジネス研究 A, B, C, D、ビジネス研究 MA、ビジネス研究 BD などに代表されるこれらの様々な演習科目では、教員だけではなく、実務家とのコラボレーション、事例研究(case study)、学生同士のグループワークやディスカッションなどを通じて、理論と実践の融合を図っている。学生たちは、これらの演習科目を通じて、経営に潜んでいる諸問題を自ら発見し、その原因を突き止め、それを解決できる応用力を養っている。さらに、学内のベンチャービジネスコンテストや、「神奈川県産学チャレンジプログラム」などの外部のコンペにも積極的に参加し、学生のうちに応用力を高められるように促している。

長所・特色

該当無し

問題点

学生の主体的参加を促す授業の割合を高めるために、授業において respon を使用する教員を増やすための方策を検討することが必要である。

<成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っているか>

①達成目標

成績評価の基準を公表することで評価における納得性を高めるとともに、公平な成績評価と単位認定を行う。

②評価の視点

- (1) 成績評価の納得性を高めることを目的とした、成績評価基準を公開するための措置
- (2) 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- (3) 学位授与を適切に行うための措置

③中間報告

現状説明

(1) 成績評価の納得性を高めることを目的とした、成績評価基準を公開するための措置
シラバスに「成績評価方法・基準」欄を設け、成績評価の基準のみならず、各評価方法の反映比率も明記している。また、カリキュラム委員会が中心となり、各教員に第1回目の授業で成績評価において曖昧さがないように、配布資料などを用いて学生たちに詳しく説明するように働きかけている。さらに、成績評価が終わってからは、カリキュラム委員会が中心となり、各教員にシラバスにおいて公開した基準通りに成績評価を行ったかどうかのアンケート調査を実施している。

(2) 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

成績評価の客観性を担保するために、客観的な評価基準を適用することから、GPA制度を導入している。また、成績評価の厳格性を担保するための措置として、各授業科目のシラバスには、到達目標、授業計画、成績評価の方法及び基準を明示し、これに基づいて厳格な成績評価を行っている。なお、カリキュラム委員会においては、各授業科目担当者に対して、シラバス通りの成績評価を行っているかについてアンケート調査も実施している。学生からの成績に関する疑義の申し立てに対し、カリキュラム委員会が中心となって対応することでも厳格性を担保している。

(3) 学位授与を適切に行うための措置

学位授与は、専修大学学則第18条に基づいて、経営学部教授会規程第4条第1項第5号の規定に従って、教授会において審議し、適切に行っている。具体的には、①学部が定めた卒業必要条件を満たしている学生、②転換・導入科目と教養・語学・体育などの科目を履修し、幅広い教養とコミュニケーション能力・態度を身につけているとみなされる学生、③必修科目を全て履修し、経営学全般に対する基礎的な知識・スキル・能力を身につけているとみなされる学生、④幅広い経営学の中で個々人の専門性を高めるために導入したテーマ科目を履修し、幅広さと専門性の両方を身につけているとみなされる学生、⑤理論と実践の融合を図るために導入している演習科目を履修し、理論を実際の経営現場で応用できる力を身につけているとみなされる学生に学位を授与している。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

<学位授与方針に明示した学生の学習効果を適切に把握および評価しているか>

①達成目標

学位授与方針を基に、学生の学習効果を多様な方法で評価・把握し、学習効果の向上を図る。

②評価の視点

- (1) 学士課程における経営学分野の特性に応じた学習効果を測定するための指標の適切な設定
- (2) 学習成果を把握および評価するための方法の開発

③中間報告

現状説明

- (1) 学士課程における経営学分野の特性に応じた学習効果を測定するための指標の適切な設定

全学的な取り組みとしては、アセスメントテスト「GPS-Academic」をすべての学部学生対象に実施し、教育開発支援委員会及び教務課 I R 担当が協働で分析を行い、その分析結果は、内部質保証推進委員会学部部会において報告されている。分析の内容には、アセスメントテストのスコアと G P A との相関の検証や、学位授与方針の検証などが含まれている。これに加え経営学部においては、学科ごとに、転換・導入科目、教養科目、外国語科目、専門導入科目、演習科目、基幹科目などの分野毎に、取得すべき単位数を学生の学習成果を表す指標として定めている。

- (2) 学習成果を把握および評価するための方法の開発

学習成果を把握及び評価するための方法として、大学で開発したものではないが、上記のアセスメントテスト「GPS-Academic」を実施している。「GPS-Academic」では、学生の「思考力」「姿勢・態度」「経験」の測定に加え、アンケートして「力を入れたいこと」「学修状況・授業満足度」「進路意識」についても確認しており、教育開発支援委員会及び教務課 I R 担当が学習成果について分析を行い、分析結果は、内部質保証推進委員会学部部会において報告されている。分析の内容には、アセスメントテストのスコアと G P A との相関の検証や、学位授与方針の検証などが含まれている。ただし、経営学部として組織的に専門分野の性質等に応じた指標の設定は行っていない。経営学部独自の取り組みとしては、年度末に卒業決定者に対するアンケート調査を実施し、その結果を分析、共有することで、教育の充実を図っている。

長所・特色

該当無し

問題点

アセスメントテストに基づく指標の改善のためには、さらなる I R の情報も必要になるため、全学の内部質保証推進委員会による支援が必要であると考えられる。経営学部で定めた指標については、学位授与方針との関係が必ずしも明確ではないため、より密接な関係がある新たな指標の開発が必要とされている。

〔4〕商学部 点検・評価

<学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか>

①達成目標

学生の学習を活性化するために適切なシラバスを作成し、履修指導および単位の実質化を図るために効果的に活用する。

②評価の視点

- (1) シラバスの内容及び実施を適切に行っているか。
- (2) 適切な履修指導を行っているか。
- (3) 各学科・コースの特性に応じた単位の実質化を図るための措置は適切であるか。

③中間報告

現状説明

シラバスには講義内容の項目として、科目名・テーマ・到達目標・講義概要・講義計画・事前の準備（予習等）・事後の展開（復習等）を記載し、教科書・参考書および成績評価の方法・基準を明記している。講義計画の項目は毎回の講義の進行とできるだけ異なることのないようにシラバス作成時に注意がなされている。転換・導入教育課程と教養教育課程の科目および専門教育課程の一部の科目については履修年次指定制をとっている。1年間に履修できる上限単位数は1年次44単位、2年次以降48単位に設定されている。マーケティング学科の各コースと会計学科は、『商学部学修ガイドブック』に履修モデルを複数提示しており、学生はそれに基づき履修計画を立てるように指導されている。この履修モデルは多様化されており、学生は、それぞれの個性と志向に応じて、4年間の大学生活全体の大枠を考えた上で、各年次の具体的な履修計画を立てることができる。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

<成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っているか>

①達成目標

単位制度の趣旨に基づく厳正かつ適正な成績評価及び単位認定を実施し、適切な学位授与を行うための手続・体制を明確にする。

②評価の視点

- (1) 単位制度の趣旨に基づく単位認定を行っているか。
- (2) 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置を講じているか。
- (3) 適切な学位授与を行っているか。

③中間報告

現状説明

『商学部学修ガイドブック』において、単位制度の趣旨を明示している。また、教授会を通して単位認定にあたり単位制度の趣旨に従った単位認定を行うように周知している。すべての科目において、シラバスに成績評価の方法・基準が明記されており、客観性・厳格性を担保するために、100点満点の素点で成績評価をした上で、60点以上の学生に対してS評価からC評価までの7段階に分けて単位を付与している。また、複数教員が担当する科目においては、評価基準が揃うよう担当者間で協議を行い、成績評価にあたり客観性、厳格性が確保されるよう努めている。学位授与にあたっては、専修大学学則および商学部ディプロマポリシーを満たし、マーケティング学科および会計学科ごとの卒業要件を満たしたものに学位を授与している。また、成績評価に関しては、通常の評価に加え、科目ごとの成績に対してグレードポイントを付与している。その単位あたりの平均からグレードポイントアベレージ (GPA) を算出して成績通知書に明示している。これにより、学生は科目ごとの成績に加え、学修成果の全体的傾向を確認することができる。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか>

①達成目標

学習成果測定の指標を適切に設定し、学習成果の把握及び評価を質的に向上させる。

②評価の視点

- (1) 各学科、コースの特性に応じた学習成果を測定するための指標は適切に設定されているか。
- (2) 学習成果を把握及び評価するための方法の開発を行っているか。

③中間報告

現状説明

マーケティング学科および会計学科の教育課程における学修成果の測定は単位制度と適切にリンク付けられている(以下カッコ内は会計学科)。転換・導入・教養の各教育課程の科目から22単位を修得したことをもって、現代のビジネス社会で必要とされる知識と教養を身につけ、自ら学ぶ必要性を認識することができるものと評価する。専門教育課程の基礎科目から34(44)単位を修得したことをもって、商学に関する広範な知識などを身につけているものと評価する。専門教育課程のコース科目(展開科目)から34(28)単位を修得したことをもって、多様な制度、慣習、文化の中で展開される現代のビジネス社会で必要とされる知識と教養を身につけているものと評価する。また、学習成果の把握および評価の方法としてGPAを導入し、優れた成果をあげた学生を学期ごとに「ディーンズ・リスト」の形で表彰し、学術奨学生を選定にもこれを活用している。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

＜教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか＞

①達成目標

各学科、コースの学問体系を考慮したカリキュラムを編成し、授業科目の関係性を明確にする。

②評価の視点

- (1) 教育課程の編成にあたって、順次性及び体系性に配慮しているか。
- (2) 授業科目の位置づけ（必修、選択等）は適切であるか。
- (3) 教養科目と専門科目の適切な配置を行っているか。

③中間報告

現状説明

教育課程は、転換教育課程、導入教育課程、教養および専門教育課程という三層構造になっている。転換教育課程は、学習スタイルを自主的なものに転換するためのスキルを身につける課程であり、その科目は必修である。転換教育課程の科目である「専修大学入門ゼミナール」は、1クラス25名程度の少人数で実施され、入学直後の学生にとって大学で学ぶための土台を形成する有意義な場となっている。導入教育課程は、三層目に進むための基本的な力を養う課程であり、その科目は必修もしくは必修である。教養教育課程と専門教育課程はともに、三層構造の学士課程教育の最上位に位置づけられており、幅広い知識と専門性を兼ね備えた複眼的な視野を持つ人材を養成する配置になっている。専門課程には、学部特有の科目が多数配置されており、学科もしくはコースごとに選択必修科目が指定されている。また、マーケティング学科の4コースと会計学科は、それぞれ複数の履修モデルを提示し、学生が各自の目標に合わせて順次発展的に科目を履修できるように配慮されている。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

〔5〕文学部 点検・評価

《日本語学科》

＜学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか＞

①達成目標

ゼミナールでの学習活動の発信をより活発化させるとともに、キャリアデザインに生かすように支援する。

②評価の視点

- (1) ゼミナールの学習活動に基づく成果の発信状況。
- (2) 学科ホームページでの情報の発信状況。
- (3) 専門知識を生かせるキャリアデザインに関する支援（正課外教育）の実施状況。
- (4) 学科会議における問題事例の情報共有の状況。

③中間報告

現状説明

ゼミナールの学習活動に基づく成果の発信については、2019（令和元）年9月29日（日）に、本学科主催の講演会「岩淵悦太郎と国立国語研究所の白河言語調査」（後援：白河市、白河市教育委員会、国立国語研究所）の中で学生3名が成果発表を行ったゼミがある。今後、3月までの間に、卒業論文集の冊子化、卒業論文発表会を実施予定のゼミがある。

専門知識を生かせるキャリアデザインに関する支援については、2019（令和元）年7月16日（火）に本学科主催で「日本語教育分野へのキャリアガイダンス」を実施した。

いずれも、大学ホームページ又は本学科ホームページ上で「在学生の皆さんへ」として情報発信をした。

学科会議において特記すべき大きな問題事例は、今期は発生していない。

長所・特色

成果の発信については、各ゼミの内容や運営方法に応じて、様々な発信方法をとっている。キャリアガイダンスは、専任教員だけでなく、卒業生、大学院生、兼任講師の協力を得て多角的な情報提供が来ている。

問題点

該当無し

＜成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っているか＞

①達成目標

教員組織において、ゼミナールおよび卒業論文の評価基準を明確化するとともに、共通理解を形成する。

②評価の視点

- (1) ゼミナールの成績評価方法および単位認定基準の明確化の状況。
- (2) 卒業論文の成績評価方法および単位認定基準の明確化の状況。
- (3) 学科会議における情報共有の状況。

③中間報告

現状説明

ゼミナールの成績評価方法および単位認定基準の明確化については、①平常点、②発表等への取り組み実績、③課題提出実績の3項目を主な柱として、絶対評価により評価するという方針を共有することを確認した。なお、各担当教員は、合格ラインに達しない学生が発生しないよう出席管理等を行うとともに、合格ラインに達しない恐れのある学生については、できるだけ学生の意思を確認し、必要な場合には、別途、課題を課すことや補修指導等を行うことで、単位取得に導くようにすることを確認した。

卒業論文の成績評価方法および単位認定基準の明確化については、①内容面での完成度、②論理性、③独創性、④作成過程での取り組み姿勢（推敲過程等）、⑤口述試験の評点の5項目を主な柱として、絶対評価により評価するという方針を共有することを確認した。

長所・特色

3年間にわたるゼミナールでの指導と、卒業論文の指導が同じ教員であることを生かして、ゼミ活動での取り組み姿勢および卒業論文作成過程での取り組み姿勢も評価出来ている。

問題点

該当なし

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか>

①達成目標

ゼミナールでの学習内容を中心に、学生の学習成果を適切に把握・評価する取り組みを行う。

②評価の視点

- (1) 普段とは異なる観点から学生の学習の到達状況を把握するための取り組み（ゼミ合宿等）の実施状況。
- (2) 学生個人の学習に関する個別相談（卒論指導を除く）および総合的な学習状況の把握への対応状況。
- (3) 学科会議における情報共有の状況。

③中間報告

現状説明

(1)については、4年生の卒論論文集の刊行が5ゼミ、2・3年生の論文集の刊行が2ゼミ、発表会（口頭やポスター）が5ゼミで実施された。(2)については、ゼミ合宿が5ゼミ、授業時間外の調査研究活動が4ゼミで実施された。(1)(2)とも、全8ゼミともに、それぞれ一つ以上の取り組みを行っており、中には複数の取り組みを行ったゼミもあった。また、学生個人の学習に対する個別相談は、各教員が、学生の要望に応じて実施している。学科会議では、情報共有をし、必要に応じて、複数の教員で面談を行うことも行った。

長所・特色

本学科は、1 学年の定員が 71 名と小規模であることに対して、専任教員が 8 人という体制のため、ゼミナールを超えて学生に目配りができている。

問題点

該当無し

《日本文学文化学科》

＜学生の学習を活性化し、効率的に教育を行うための様々な措置を講じているか＞

①達成目標

大学での学びについて指導する初年次教育を充実させるとともに、学生が興味・関心に沿った科目履修を行えるよう措置を講ずる。

②評価の視点

- (1) 大学での学習に向けた転換・導入科目の充実。
- (2) 学生の関心分野を最大限考慮したゼミナール選択。
- (3) 学生の興味・関心を考慮した科目設定と、科目内容の明示。

③中間報告

現状説明

1 年次に転換・導入科目として「専修大学入門ゼミナール」を設置し、大学での学修について、理念とともに実践的な方法を身につける授業を展開している。ゼミナール選択においては、1 年生に向けて、全専任教員参加のゼミナール説明会を開催し、各ゼミナールでの学修内容について学生に周知した後、学生の希望に基づいた二段階の選抜を行うことで、学生の関心を最大限尊重しつつ、少人数による指導を実現している。科目設定については、本学科の専門科目は転換導入科目・ゼミナール・卒業論文の他はすべて選択科目となっており、学生が自らの興味・関心にそった履修を行うことができる科目設定となっている。さらに、各科目の授業内容については、シラバスにおいて学生に対して明示しており、ウェブサイトにおいて社会に対しても公開している。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

＜成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っているか＞

①達成目標

成績評価、単位認定および学位授与を適切・正当に行う。

②評価の視点

- (1) 各科目における成績評価方法等の明確化。
- (2) 学位授与方針の明確化とその開示。

(3) 適切・正当な成績評価に対する各教員の意識の向上。

③中間報告

現状説明

各科目のシラバスには到達目標と成績評価の方法を明記しており、各専任教員に対しては、成績評価の時期が近づいた折に、学科会議等において適切・正当な成績評価を行うよう、意識喚起を行っている。学位授与に関しては、学部・学科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を作成し、ウェブページ等で公開している。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか>

①達成目標

学位授与方針を明確化し、それに沿った科目設定を行うとともに、学生の学習成果の把握と指導を行う。

②評価の視点

- (1) 学位授与方針の明確化とその開示。
- (2) 学位授与方針に則った科目および授業内容の設定。
- (3) 学生の学習成果の把握および指導。

③中間報告

現状説明

学部・学科において学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を作成し、ウェブページ等で開示している。科目はその方針に則って設定されており、授業内容についても、その方針に沿って各教員が定め、その内容はシラバスの形で開示されている。各科目における学生の学習成果は、授業を担当する教員が把握しているが、学生ごとの学習状況については、各学期終了ごとに、学生または保護者に通知され、次学期開始時にカリキュラム委員による履修相談、また校友会支部懇談会を利用しての保護者への説明の機会を設けている。また、成績不良者については、教務課からの報告に基づき、指導教員が履修指導を行える体制を整えている。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

《英語英米文学科》

＜学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか＞

①達成目標

授業及び授業時間外に、必要な学生の学習を活性化し効果的な教育を行うための工夫を行うと共に、シラバスの作成及び実施を適切に行う。

②評価の視点

- (1) 本学科の教育研究上の目的に応じた授業形態、授業方法が採用され、実施されているか。
- (2) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置として、シラバスの適切な作成・活用がなされているか。

③中間報告

現状説明

本学科の教育研究上の目的に応じ、講義科目、少人数での語学科目、及び学生主体のゼミナール等の多彩な授業形態及び授業方法が採用され、実施されている。シラバスには成績評価方法・基準が明記されており、適切に作成・活用されている。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

＜成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っているか＞

①達成目標

成績評価を適切に行う。

②評価の視点

客観的な成績評価の実施を行う為の措置の方法が導入され、運用がなされているか。

③中間報告

現状説明

客観的な成績評価の実施を行う為の措置の方法が導入され、適切に運用がなされている。本学科におけるいくつかの科目で語学力によりクラス編成がされているが、語学力の異なるそれぞれのクラスでの成績評価基準における整合性が課題である。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

＜学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか＞

①達成目標

本学科の専門分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標を適切に設定し、学習成果を測定する。

②評価の視点

本学科の専門分野の性質に応じた把握・評価の方法や指標が導入され、運用がなされているか。

③中間報告

現状説明

1～3年次にTOEIC®を課し、英語運用能力の学習成果を測定している点で、学習成果の把握・評価の方法や指標の導入・運用が適切になされている。各専門分野の知識の修得の把握に関してはシラバスに成績評価方法・基準が明記されており、適切に行われている。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

＜哲学科＞

＜学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか＞

①達成目標

学生の学習を活性化し、効果的な教育を行うための措置を講じている。

②評価の視点

- (1) シラバスの作成と活用
- (2) 教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果に応じた授業形態、授業方法の採用とその実施
- (3) 単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習時間、学習内容の確保）を図る措置
- (4) 履修指導

③中間報告

現状説明

- (1) 文学部カリキュラム委員会作成のガイドラインに基づいて、的確なシラバスを作成し、学生に周知させることによって、履修計画を作成するさいに活用させている。
- (2) 「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）に基づいた授業形態、授業方法を採用して実施している。とくに、専門科目「ゼミナール1～3」において、ものごとを分析的に捉え、筋道立てて思考するための実践的訓練を行い、また、卒業論文指導において、文献の正確な読解と自らの見解を的確に表現する方法を身につけさせている。
- (3) 授業中に参考文献等を紹介・指示することによって、また、専門科目「ゼミナール

1～3」のための予習や発表準備を行わせることによって、学習時間、学習内容の確保を図っている。

- (4) 年度当初のガイダンスに加えて、1年次においては、「専修大学入門ゼミナール」及び「専門ゼミナール」において、2年次以降は専門科目「ゼミナール1～3」において個別的な履修指導を行っている。また、学科会議等において、履修指導の内容と方法について、教員間で相互的な検討を行っている。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

<成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか>

①達成目標

成績評価や単位認定を適切に行い、それに基づき学位を授与している。

②評価の視点

- (1) 厳正かつ適正な成績評価及び単位認定の実施
- (2) 学位授与における実施手続及び体制の明確性

③中間報告

現状説明

- (1) 文学部履修規定に基づき、各シラバスの記載内容に則して、厳正かつ適正な成績評価と単位認定を実施している。
- (2) 卒業論文の審査にあたっては、主査・副査によって行い、学位を授与している。なお、学科会議においては、卒業論文の指導方法や成績評価の基準について全体的な確認をしている。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか>

①達成目標

学生の学習成果を適切に把握し、評価している。

②評価の視点

- (1) 専門分野の性質、学生に求める学習成果の内容に応じた把握・評価の方法や指標の導入と運用

③中間報告

現状説明

(1) 卒業論文については、学科会議において各教員が講評することによって、学生の学習成果の内容を把握・評価し、また『生田哲学』に掲載する優秀論文を選考している。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

《歴史学科》

<学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか>

①達成目標

各年次に応じた適切な履修指導を行う。

②評価の視点

- (1) 新生の入学時に行う歴史学科全体の履修指導の実施状況。
- (2) ゼミナール選択のために行う履修指導の実施状況。
- (3) 卒業論文執筆のために行う履修指導の実施状況。

③中間報告

現状説明

(1) 新生入学時に行う歴史学科全体の履修指導と(2) ゼミナール選択のため1年次後期に行う履修指導は、学科長・カリキュラム委員のみならず歴史学科所属の全教員が参加して行われている。これらの履修指導によって、効率的・総合的に履修指導を実施すると同時に、教員と学生が顔を合わせ知り合うことで、学生の学修へのモチベーションと歴史学科への帰属意識を高める効果が期待される。また、(3) 卒業論文執筆のための履修指導は4年次の秋に実施され、卒業論文執筆の意義と歴史学科の卒業論文執筆要項の再確認を行う。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

<成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか>

①達成目標

学位論文審査の客観性および厳格性を確保するための措置を講じる。

②評価の視点

- (1) 複数の教員による卒業論文の審査の実施状況。
- (2) 複数の教員による客観的な卒業論文の成績判定の実施状況。

③中間報告

現状説明

学生のゼミナール指導担当教員のみならず、隣接する学問分野の歴史学科教員が卒業論文の審査に参加することで、学士学位論文の審査と成績判定の客観性と厳格性が確保されている。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか>

①達成目標

学生の学習成果を適切に把握し、評価している。

②評価の視点

- (1) 歴史学科の学生に求める学習成果の内容に応じた把握・評価の方法や指標の導入と運用

③中間報告

現状説明

歴史学科の学生に求める学習成果の内容に応じた把握・評価の方法や指標の導入と運用を学科会議等で検討する。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

<<環境地理学科>>

<学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか>

①達成目標

学生の学習を活性化し、効果的な教育を行うための様々な措置を講じている。

②評価の視点

- (1) 教育上の目的や卒業時に求める学習成果に応じた授業形態、授業方法の採用とその実施

③中間報告

現状説明

地理学特有の視点や技法に関する効果的な教育を行うため、講義、実習（野外実習を含む）及び演習をバランスよく配置している。各授業は学年進行とともに初歩的内容から専門性の高い内容に展開するよう、体系的・順次性が十分に考慮されている。特に、複数の教員が担当する専門科目は授業内容を全専任教員で毎年検討し、必要に応じてシラバスの修正等を行っている。

長所・特色

泊まりがけ調査を含む野外実習や、地理空間情報関連の実習は地理学の素養や技能の涵養に不可欠であり、環境地理学科に特有かつ特色ある授業形態である。このような授業を履修することで、(公社)日本地理学会が認定する「地域調査士」や「GIS 学術士」の資格が取得でき、就職活動や就業後の実務遂行に有意な成果をもたらしている。

問題点

該当無し

<成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか>

①達成目標

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っている。

②評価の視点

(1) 厳正かつ適正な成績評価及び単位認定の実施

③中間報告

現状説明

授業内テストや定期試験を実施し、適正かつ厳正な成績評価と単位認定を行っている。学位授与にあたっては卒業論文の提出を必須とし、その内容は全専任教員による口頭試問と、全専任教員が出席する判定会議によって厳格に評価している。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか>

①達成目標

学生の学習成果を適切に把握及び評価している。

②評価の視点

(1) 専門分野の性質、学生に求める学習成果の内容に応じた把握・評価の方法や指標の

導入と運用

③中間報告

現状説明

専門分野の性質や学習成果の内容に応じた把握・評価の方法は学修ガイドブックやシラバス等に明示しており、学生に周知している。卒業論文については、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）に基づき、2018（平成30）年度に「卒業論文の評価の観点について」を策定し、卒業論文の作成とその内容に関する詳細な指針及び注意事項を明示して学生に周知するとともに、適切に運用している。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

《ジャーナリズム学科》

<学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか>

①達成目標

新カリキュラムについて、シラバスの内容及び実施を適切に行う。

②評価の視点

- (1) シラバスの内容と専門科目の運営・実施の整合性。
- (2) 授業運営を適正人数で実施するための、ゼミナール案内・情報等の充実。

③中間報告

現状説明

専門科目の運営について、定期的に学科会議、もしくはメーリングリストを使用したネット会議を行い、教員間の情報交換を密に行っている。また2021（令和3）年度に始まる「ゼミナール」に向けて、ゼミに繋がる科目である「プロジェクトA・B」の2020（令和2）年度の運営方法を議論することで、円滑な移行へ進むよう努めている。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

<成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っているか>

①達成目標

卒業・修了要件を明示し、学位授与に係る責任体制及び手続について、円滑に進めていくための仕組みを構築する。

②評価の視点

- (1) 新カリキュラム運営に関するの学科会議での情報交換状況。
- (2) 学位授与に係る責任体制及び手続について、学科会議での確認状況。

③中間報告

現状説明

卒業・修了要件を文学部学修ガイドブックおよび大学ホームページで明示した。また定期的に学科会議を行い、学位授与に係る責任体制及び手続について検討している。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか>

①達成目標

新カリキュラムについて、学習成果を把握、評価するための方法の開発を推進する。

②評価の視点

学習成果の把握、評価について、学科会議での情報交換状況。

③中間報告

現状説明

専門科目である「インターンシップ」の成果発表会を学科で一体となって実施した。また定期的に学科会議を行い、学習成果を把握、評価するための方法の開発について検討している。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

〔6〕 ネットワーク情報学部 点検・評価

<学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか>

①達成目標

授業実施方法や成績評価方法の工夫を行い、学生が意欲と目的意識を持って学修を継続できるようにする。

②評価の視点

- (1) 授業実施方法の工夫で学生に多様な学修経験を与えているか。
- (2) 授業の実施を補助するための仕組みを適切に整備・運用しているか。
- (3) 学生に対して授業外に教員がアドバイスを与える機会を提供しているか。

③中間報告

現状説明

・評価の視点(1)について：主に専門科目を対象に、どのような授業実施方法の工夫をしているのかを調査しているところである。2019(令和元)年度の教室の割り当てにあたり、アクティブラーニング形式で授業を行っているとは回答した専門科目数は48科目であった。

・評価の視点(2)について：本学部が取り組んでいる授業の実施を補助するための仕組みとしては、学部の予算で運営するTA制度とビジネスチャットの利用が挙げられる。2019(令和元)年度は15科目で28人のTAを採用している。ビジネスチャットdirectは、学部内のあらゆる活動に活用している。アクティブユーザ数は800人程度(全学部生の約8割)、学期中にはおおよそ2万メッセージが発信されている。これは月一人当たり平均25メッセージになる。

・評価の視点(3)について：専任教員は全員オフィスアワーを設定し、学生に周知している。オフィスアワー以外には、ネ学サロンという学生と教員が気軽に集まって議論をすることができる時間を設けている。2019(令和元)年度は水曜日の昼休みと3限、金曜日の3限と4限、5限に設定している。2019(令和元)年度のネ学サロン開催回数は、12月13日現在、54回であった。

長所・特色

該当無し

問題点

・評価の視点(1)について：どのような授業実施方法の工夫をしているのかを調査しているところであるが、まだ状況の把握が十分にできていない。今後、教育に対するアンケート等を行って補っていく予定である。

<成績評価、単位認定および学位授与を適切に行なっているか>

①達成目標

成績評価、単位認定の客観性・厳格性を高めることにより、学位授与の方針(DP)および教育課程編成・実施の方針(CP)の基礎となる教育の質を担保する。

②評価の視点

- (1) 各科目のシラバスは教育課程編成・実施の方針（CP）と整合しているか。
- (2) 各科目の成績評価の客観性及び厳格性を確保する方法の研究を教員間で進めたか。
- (3) 学位授与の方針（DP）に基づき、学生がこれまでの学修成果を振り返る機会を設けているか。

③中間報告

現状説明

・評価の視点（1）について：本学部では、第12期自己点検・評価活動において、学部のDPとCPの対応関係を確認した。また、DPに基づきカリキュラムマップを作成した。2020（令和2）年度のシラバス作成にあたっては、カリキュラムマップに基づき各科目とDPの関係明確化する予定である。シラバスとCPの整合性は教務委員会でチェックする予定である。

・評価の視点（2）について：成績評価の客観性および厳格性を確保する方法としては、GPAの積極的な活用を考えている。これはコース・プログラム選択の選抜方法として既に一部取り入れている。

・評価の視点（3）について：学生がこれまでの学修成果を振り返るための仕組みとして、学修ポートフォリオの活用に取り組み始めている。新カリキュラムに移行している1年次の専門必修科目について、科目担当者に（1）レポートを課した場合にはCoursePower(LMS)にその内容を保存すること、（2）テストおよびレポートに対するフィードバックをCoursePower上に保存すること、（3）テストおよびレポートを出題する際には出題意図およびDPとの関連を学生に説明すること、の3点を依頼した。

長所・特色

該当無し

問題点

・評価の視点（2）について：GPAについては、まだ活用が始まったばかりで手がつけられていないことが多い。今後GPAをどのように活用していくべきかは勉強会等を開催して研究していかなければならない。成績評価の客観性に関してはルーブリックの活用等が考えられる。個別の科目における活用事例はあるが、学部全体としての方針は決まっていない。

・評価の視点（3）について：学修ポートフォリオ作成・分析・評価するための情報システムが完備されていない。

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか>

①達成目標

学生および教員の双方が学生の学修段階ごとの成果を把握・評価できる仕組みを作ることによって、学位授与の方針（DP）に従った教育・学修が行われていることを担保する。

②評価の視点

- (1) 各学年において、それぞれの学修段階における学修成果を把握する方法を導入しているか。
- (2) 把握した学修成果を適切に学生にフィードバックし、次の学修に生かしているか。

③中間報告

現状説明

・評価の視点（１）について：本学部では１年次から２年次に進級する際に進級条件を課している。また、１年次の成績によって、警告文書を保護者および本人に送付する仕組みもある。４年次には修了能力認定という科目を置いている。

・評価の視点（２）について：１年次の１２月に全員を対象に TOEIC を受験させている。専修大学入門ゼミナールの成果は、他の教員や３年次の学生に対して発表させている。２年次の必修演習（基礎演習、応用演習）では一部で成果の公表が行われている。３年次のプロジェクト科目は、学内学外に成果を広く公表し、フィードバックを得ることができている。

・評価の視点（３）について：１年次の専門必修科目に関しては GPA の分布を公開することを計画している。

長所・特色

該当無し

問題点

・評価の視点（２）について：１年次の成績による警告文書は、GPA に基づき、より効果的なものにする必要がある。

<教員組織編成方針について>

①達成目標

学部の教員組織の編成に関する方針もしくは目標を定め文書化する。

②評価の視点

（１）各教員の役割、連携の在り方、教育研究に係る責任の所在、授業科目における専任教員の配置、授業負担の配慮など、既に慣行として実施している方針を、文書として明示したか。

（２）本学部の教育課程の目的に即した教員構成についての目標を定めたか。

③中間報告

現状説明

・評価の視点（１）について：この点検評価項目は、第 12 期自己点検・評価活動から引き続いて設定している。現状は第 12 期の段階からあまり大きく変わっていない。各教員の役割、連携の在り方、教育研究に係る責任の所在、授業科目における専任教員の配置、授業負担の配慮など、既に慣行として実施している方針については、文書化に着手し教務委員会でもとめ始めた。まだ不十分な点については、引き続き改善していく予定である。

・評価の視点（２）について：本学部の教育課程の目的に即した教員構成についての目標についても、まだ明確なものが定められていないため今後の課題となっている。

長所・特色

該当無し

問題点

・評価の視点（２）について：本学部の教育課程の目的に即した教員構成についての目標がまだ設定できていない。

〔7〕人間科学部 点検・評価

《心理学科》

＜学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか＞

①達成目標

必修科目の実習・演習形式の授業について、学生の積極的な学習を促進する措置を講じて効果的な教育を行う。

②評価の視点

- (1) 授業内容に対する授業形態及び授業方法の適切性。
- (2) 授業時間外に必要な学習についての指示内容。
- (3) 1授業当たりの学生数。

③中間報告

現状説明

1年次必修科目「心理学基礎実験1（心理学実験）」及び2年次必修科目「心理学基礎実験2」においては、(1)授業時間内に学生自身が心理学的実験を実施し、学生が実際に心理学的研究を実践しながら研究手法を学んでいくことができるようになっている。(2)単元が終了する毎にレポートを課し、添削して講評を付した後に返却される。必要であれば不備を修正した上で再提出が求められる。また、学んだ内容について各自で発展的応用を考察することが求められる。(3)いずれの授業の学生数も原則として当該年次の学生全員であるが、複数名の担当教員に加えて複数名のTAが学生の指導に当たるようにし、単元毎に学生が適切な人数のグループに分かれて学ぶことができるようにしている。1年次必修科目「心理学データ解析基礎1（心理学統計法）」及び「心理学データ解析基礎2」においては、(1)心理学研究に用いられる統計的知識とデータを解析する手法について、講義的説明とコンピュータソフトウェアを用いたデータ分析の実習を併用して教育を行っている。

(2)授業に用いる資料をコンピュータネットワークを用いて学生が自由にアクセスできるようにし、予習復習を行うことを求めている。また、実習の後には授業時間外に行う課題を課して、実習内容の理解を深めるようにしている。(3)いずれの授業の学生数も原則として1年次生全員であるが、実習に際しては2つの教室を用いてTAを加えて、学生の指導に当たるようにしている。3年次必修科目「心理学研究法1」及び4年次必修科目「心理学研究法2」においては、(1)学生各自が自らの興味関心を元にして自身の研究を行うことができるようになるために、2つの学年全員を合同で演習実習形式での授業を行っている。(2)授業時間時には研究紹介や進捗状況の報告等が行われ、学生個々人の研究遂行や発表の準備は授業時間外に行われる。(3)それぞれの科目について15展開としており、2つの学年を合わせた1つの授業当たりの平均学生数は10名程度となる。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

<成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか>

①達成目標

卒業論文についての成績評価、単位認定及び学位授与の適切性を担保する方策を講じる。

②評価の視点

- (1) 成績評価の客観性、厳正性。
- (2) 学位授与に係る責任体制及び手続きの明確性。
- (3) 学位授与の適切性の担保。

③中間報告

現状説明

心理学科では、学生全員に心理学的研究に基づく卒業論文を課している。(1)その成績評価は当該学生の指導に当たった個々の担当教員が行うが、成績評価に際しては担当教員以外が副査として卒業論文の査読を行いその意見を勘案することとして客観性の担保を図っている。また、様態は各担当教員に任されているが、成績評価に前もって口述試験を行うことが課されている。(2)(3)全ての卒業論文それぞれについて、その成績を心理学科の教員全員によって確認する機会を設けており、これによって心理学科として個々の学生に対する学位授与の適切性を担保している。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか>

①達成目標

学位授与方針に明示した学生の心理学に関する学習成果について、適切に把握し、評価する。

②評価の視点

- (1) 心理学教育の学習成果を測定するための指標の設定。
- (2) 学習成果を把握及び評価するための方法の開発。

③中間報告

現状説明

心理学における知見及び研究手法の修得については、(1)実際に研究を行って執筆する卒業論文によってこれを最終的に総合的に評価している。また、(2)卒業時に学生に大学における心理学に関する修得に関するアンケートを実施し、学習成果に関する学生本人の自覚を調査している。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

《社会学科》

＜学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか＞

①達成目標

学生が4年間を通じたカリキュラムの体系性を十分に理解した上で、各科目の履修・単位修得に取り組めるような措置を講じる。

②評価の視点

- (1) 各学年の履修ガイダンスの充実がはかられているか。
- (2) 資格取得科目とカリキュラムの連携が十分にはかかれているか。
- (3) 2～4年次における各種ゼミ形式科目の主体的な履修に向けて、別途行われるガイダンスの充実がはかられているか。

③中間報告

現状説明

各学年のゼミ形式科目の配属に伴い、当該学年向けのガイダンスを個別に開催している。ガイダンスでは、各ゼミ形式科目のカリキュラム上の位置づけや重要性を説明する一方、各科目担当者が授業内容についての詳細な資料を提供し、学生の知的関心を引き出して、主体的かつ自律的な学習へ向かうように促している。

長所・特色

社会調査士資格関連科目のうち、実習科目においては、少人数クラスを多展開することによってきめの細かい指導が行われており、その学習内容が、その後の専門ゼミナールや卒業論文における調査・研究に役立てられている。

問題点

社会調査士資格関連科目のうち、講義科目については、その学習内容の体系性が、その後の専門ゼミナールおよび卒業論文における調査・研究に必ずしも十分に活かされていない傾向もある。

＜成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか＞

①達成目標

成績評価の基準を明示して、それにもとづいた単位認定及び学位授与を行う。

②評価の視点

- (1) シラバスに成績評価基準がわかりやすく明記されているか。
- (2) 卒業論文に対する審査基準を明示しているか。また、教員による組織的な審査体制が効果的に機能しているか。

③中間報告

現状説明

卒業論文の審査基準としては、体裁等における学科共通のチェック項目が中心である。また、主査（指導教員）と副査の複数の教員による査読体制をとっている。それによって、より多角的かつ客観的な観点から各学生の論文を評価・審査し、口述試験における教育効果の向上や、卒業論文の水準の底上げを図っている。各科目の成績評価の基準については、学科の専門科目に関しては、シラバスへの評価方法や配分等の明記が徹底されている。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか>

①達成目標

学位授与方針にもとづいて求められる学習成果を把握・評価する。

②評価の視点

- (1) 卒業論文に示された学生の学習成果を、学位授与方針にもとづいて講評する場を効果的に設けているか。
- (2) 特に優秀な学習成果を示した卒業論文を、学位授与方針にもとづいて選定し、公開で講評する場を効果的に設けているか。

③中間報告

現状説明

全ての卒業論文を対象として個別に講評を行う正式な場として、口述試験を設けている。さらに、一部のゼミナールでは、別途一般への公開を含む場を設定して、発表や講評が行われている。また、2019（令和元）年度も全ての専任教員が参加して、学位授与方針にもとづく優秀論文の選定を行い、学内学会の大会という公開の場で本人による発表とそれに対する講評を行う予定である。合わせて、多くの在学生在が参加できるように会を設定し、在在生にとっても今後の学習におけるロールモデルを得る効果的な機会としている。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

〔8〕経済学研究科 点検・評価

<学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか>

①達成目標

順次性及び体系性を配慮した教育課程の編成になっているかについては、これまで各コースで検討した結果にあたるカリキュラム表を経済学研究科委員会で決議してきたが、各コース内の議論を見える化したうえで、経済学研究科委員会で決議する制度にすべく検討する。

②評価の視点

- (1) 各コース内での議論の文章化実施に向けた検討
- (2) 経済学研究科委員会で議論実施に向けた検討

③中間報告

現状説明

1月に実施予定の運営員会で翌々年度科目編成時での徹底を各コースの代表者に伝達し、毎年前期の経済学研究科委員会にて実施している翌年度開講予定科目の検討にあたり、①にそった報告を行うように要請する予定。このような活動を通して、文章化までは難しくとも、各コース内での合意形成・確認、経済学研究科委員会で議論実施に向けた下地作りまでは構築する方向で進めている。

長所・特色

該当無し

問題点

各コースでの議論の深まりが進んでいるかの確認。

<成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っているか>

①達成目標

学位論文審査基準は大学院要綱などで明示し、学位論文審査時に同基準に従った審査が行われるように書面で基準を配布し徹底を図っているが、この運営をより明確にする

②評価の視点

- (1) 学位論文審査時に、学位論文審査基準に基づいた審査の徹底。
- (2) (1)にそった審査報告の徹底。

③中間報告

現状説明

学位論文審査基準は大学院要綱などで明示し、学位論文審査時に同基準に従った審査が行われるように書面で基準を配布し徹底を図っているが、2019（令和元）年度については以下を実施するなどにより、明確化に向けて動き出す方針。

- (1) 審査教員ならびに学生に対して学位論文審査基準の確認徹底を、1月実施の経済学研究科委員会で伝達予定。

(2)(1)にそつた審査報告(1月の論文口述試験後に実施する研究科委員会)を徹底するように、1月実施の経済学研究科委員会で伝達予定。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

<学位授与方針に明示した学習成果を適切に把握及び評価しているか>

①達成目標

現行は指導教員の指導に委ねつつ、合同で実施している中間論文発表会で修士(博士)論文作成に向けた途中経過報告を求めることで、指導教員以外の教員も指導に参加する形をとっているが、これらの過程を明確化するように努める。

②評価の視点

- (1) 論文指導時の指導基準の公表を検討する。
- (2) 論文指導基準などにもとづく指導の実践。

③中間報告

現状説明

学位論文審査基準は大学院要綱などで明示し、学位論文審査時に同基準に従った審査が行われるように書面で基準を配布し徹底を図っているが、2019(令和元)年度については以下を実施するなどにより、明確化に向けて動き出す方針。

- (1) 現在大学院要綱に示している修士論文に求める要件を満たすように指導に注力する旨を研究科長から伝達。
- (2) 主査、副査を担当する教員に(1)にそつた論文指導を徹底するように研究科長から伝達。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

<大学院進学志望者の学修ニーズに対応した教育課程の編成について>

①達成目標

議論を深め、教育課程編成に向けた案作成を目指す。

②評価の視点

- (1) 経済学研究科内の意見収集
特に神田キャンパスで学ぶ社会人学生の学修ニーズの把握・分析に努める。
アカデミックな研究をする学生を確保する方策を検討する。

(2) 神田大学院開講・他研究科との議論

おそらく(1)の神田大学院に係る部分は多様なニーズがあると想定される。経済学研究科のリソースだけで検討を深めることには限界があるとも考えられるため、神田大学院を開講している法学研究科・商学研究科のリソースを確認しつつ議論を深める。

(3) 開講科目の充実

修士論文作成に向けた学生の研究ニーズ把握・分析などに基づき、開講科目の充実を図る。

③中間報告

現状説明

2019(平成31)年度入学者のうち、神田キャンパスで学ぶ社会人学生でアカデミックな研究をする学生はいなかったこともあり、アカデミック研究志望学生への対応は教員間の意見交換にとどまっている。プロフェッショナル志望科学生については、ソーシャル・ビジネス分野で商学研究科開講科目への関心ある学生が認められ、また中小企業診断士2次試験対応に向けたニーズも潜在的に存在すると考えられる。それゆえ、研究科長間等では制度化に向けた意見交換を行っている。

長所・特色

社会知性の発信に資するという観点から、学生ニーズにこたえた教育の実施は望まれる方向にあると考える。

問題点

該当無し

<学生の学修環境の整備>

①達成目標

生田大学院のハード面整備はほぼ完了したのを受け、神田大学院のハード面の整備が図れるようにすると共に、講義内で学生が修士論文作成につながるような講義環境の充実を図る。

②評価の視点

(1) ハード面の整備

2020(令和2)年度から商学研究科が神田キャンパスに完全移転するタイミングにあり、教室、教員研究室、大学院生研究室などの配置を決めるタイミングにある。経済学研究科の学生の研究環境が充実するような配置となるよう努める。

(2) 講義環境の充実

アカデミックな研究をする学生が神田キャンパスでも学んでいる状況に鑑み、学生が修士論文作成につながるような講義環境の充実を図るべく働きかける。

③中間報告

現状説明

2020(令和2)年度の学部移転・新学部設立後のハード面での構想がわからず検討を始められていない。

長所・特色

該当無し

問題点

学部移転・新学部設立後のハード情報の円滑な入手

〔9〕法学研究科 点検・評価

<学生の学習を活発化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか>

①達成目標

学生の学習を活発させ効果的に教育を行うために必要な措置を講じる。

②評価の視点

- (1) 学生の学習を活発化して効果的な教育を行うために行われている措置の状況。
- (2) 教育課程の編成および実施方針と教育方法の間の整合の度合い。
- (3) 教育研究上の目的および課程終了時に要求される学習成果を達成できる授業の実施状況。
- (4) シラバスの作成と活用の状況。
- (5) 大学院生に対する履修指導の状況。
- (6) 学生の学習を活性化して効果的な教育を実現するための専修大学内部質保証推進委員会との連携の状況。

③中間報告

現状説明

ホームページで、履修モデルを提示し、また、学生が目指す方向性に添えるように指導教授や授業担当の教員が学修相談を行うことを中心とした措置を講じている。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

<成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っているか>

①達成目標

成績評価、単位認定および学位授与が適切に行われていると評価できるように制度的措置を講じる。

②評価の視点

- (1) 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置の状況。
- (2) 卒業・修了要件の明示と、学位授与における実施手続および責任体制の整備の状況。
- (3) 学位論文審査基準の明示の状況。
- (4) 成績評価、単位認定および学位授与に関する、専修大学内部質保証委員会の運営・支援による適切性担保の状況。
- (5) 学位審査および修了認定の客観性および厳格性を確保するための措置の状況。

③中間報告

現状説明

修了要件と学位論文審査基準については、大学院要項に明示されている。学位授与の手

続きと責任体制については、2019（令和元）年度までは明示されていなかったが、2020（令和2）年度以降、大学院要項に明示する予定である。学位審査と修了認定の客観性・厳格性についても、複数人で審査し研究科委員会で審議する手続きがあり、確保されていると考える。

成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置については、シラバスに成績評価の基準を大まかに示しており、研究科長による相談体制がとられていることから、一定程度講じられていると考える。

今後、内部質保証推進委員会による改善策等の検討が行われる予定である。

長所・特色

該当無し

問題点

該当なし

<学位授与方針に明示した学生の学習効果を適切に把握及び評価しているか>

①達成目標

学位授与方針に示した学生の学習効果を適切に把握する。

②評価の視点

- (1) 学習成果を測定する方法の検討と実施の状況。
- (2) 学習成果を測定するにあたっての、専修大学内部質保証推進委員会との連携の状況。

③中間報告

現状説明

指導教授による講義や論文指導を通じて、随時学生の進捗状況を把握し、学習成果を測定することを可能としている。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

〔10〕文学研究科 点検・評価

<学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか>

①達成目標

学生の学習を活性化し、効果的な教育を行うための様々な措置を講じている。

②評価の視点

(1) 履修指導

③中間報告

現状説明

年度当初に履修ガイダンスを実施し、履修に関する助言・指導を行っている。各学生に対しては、授業時間外を含めた指導教員による個別かつ綿密な履修指導も行っている。副指導教員制を採り入れている専攻もある。

長所・特色

履修ガイダンスは現代社会で生起している諸課題の解決にあたる有為な人材や研究者の育成に向けた最初期の指導であり、本学の理念の実現に欠くことができない。履修指導には学内外での学会発表や、査読誌・紀要等における成果公表の推奨も含んでいる。

問題点

該当無し

<成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか>

①達成目標

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っている。

②評価の視点

(1) 学位授与における実施手続及び体制の明確性

③中間報告

現状説明

修士論文及び博士論文のいずれも中間発表や公聴会を適期に開催し、専任教員による指導や試問を実施している。主査・副査による専門的試問や閲読も別途行われ、厳正かつ公正な審査を経て学位を授与している。文学研究科委員会においては、主査・副査による審査報告書が審議・承認されるシステムを導入している。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか>

①達成目標

学生の学習成果を適切に把握及び評価している。

②評価の視点

(1) 専門分野の性質、学生に求める学習成果の内容に応じた把握・評価の方法や指標の導入と運用

③中間報告

現状説明

授業中及び授業時間外において、指導教員は指導学生と面談し、学習の理解度や達成度等を適切に見きわめて評価している。また研究発表会や学会での発表を通じて、全教員による共通的な学習成果の把握に努めている。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

〔11〕経営学研究科 点検・評価

<学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか>

①達成目標

指導教授および副指導教授による複数指導体制による適切かつ組織的な研究指導を行う。

②評価の視点

- (1) 指導教授および副指導教授の「講義」・「演習」を積極的に履修し、有効な研究指導がなされているか。
- (2) 留学生に対する研究サポート体制が十分機能しているか。

③中間報告

現状説明

修士課程では、1年次に指導教授と相談のうえテーマおよび履修する講義科目を決定し、研究に関する知識の修得を目指している。また1年次後期において、自ら設定したテーマで中間研究報告会を実施している。この中間研究報告会では学生が選択したテーマに関連した指導教授以外の教員から質疑が行われ、1年次末までに副指導教授を選任している。2年次には指導教授、副指導教授が開講している講義科目や演習科目の履修を推奨し、多くの学生が指導教授および副指導教授の演習を履修している。くわえて修了年次における中間研究報告会では、指導教授および副指導教授、他分野の教員からの質疑がなされる。

博士課程では、副指導教授制はまだ制度化されていないが、指導教授以外の授業の履修を推奨している。

また留学生に関しては副指導教授にくわえ、全研究科で導入されている日本人のチューター制度も活用し、論文執筆のサポートをしている。

長所・特色

修士課程において、副指導教授を導入し、複数指導体制を確立し、その仕組みが有効に動いている。

問題点

博士課程においてははまだシステム化されていないため、研究科全体として複数指導体制が確立しているとまではいえない。

<成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っているか>

①達成目標

学位請求論文の審査手続および審査基準を明文化する。

②評価の視点

- (1) 博士学位請求論文における予備審査が有効に行われているか。
- (2) 学位請求論文の評価基準が明確になっているか。
- (3) 学位請求論文の審査手続きが明確になっているか。

③中間報告

現状説明

博士学位請求論文の審査にかかわるフローチャートを作成し、該当学生がいつまでに予備審査論文を提出し、その結果本論文をいつまでに提出すべきか、わかりやすく提示している。予備審査においても、予備論文審査委員からの指摘を提出者にフィードバックできる体制も整備し、博士学位請求論文の質の向上に有効に機能している。本論文提出後の審査に関しても、概ねの流れをフローチャート上に示している

修士学位請求論文については、指導教授および副指導教授の演習科目の履修、中間報告会での報告、修士学位請求論文の提出、口述試験という流れで行っている。

長所・特色

該当無し

問題点

学位請求論文の評価基準に関しては、現在提示しているものがあるものの、明確な基準であるかという観点からみれば、不十分であるといえる。今後詳細を再検討し、評価基準の策定を行っていく。

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか>

①達成目標

学位請求論文の質を担保するために、段階的な指導を実施する。

②評価の視点

- (1) 学生たちが自ら研究テーマの設定することができているか。
- (2) 学生たちがデータや資料に基づく分析を積み重ね、研究成果をまとめられているか。
- (3) 学生たちが自らの研究成果を外部の学会等を含めた様々な研究発表会等で発表しているか。

③中間報告

現状説明

修士課程では、1年次に指導教授のもとで研究テーマの設定を前期中に行い、後期にそのテーマに関する中間研究報告会を行っている。1年次末までに副指導教授の選任を行い、2年次には指導教授および副指導教授が連携し、修士学位請求論文の完成を目指している。中間研究発表会は他の学生も出席しており、学生間の意見交換の場としての機能も果たしている。

博士課程においても、各年次において中間研究報告会を実施し、研究の進捗状況の確認および指導教授以外の教員からの有益なアドバイスをもらい、博士学位請求論文の完成を目指している。

くわえて、修士課程および博士課程の学生に対しては、外部の学会での報告に関する支援制度を実施しており、これらも有効に活用されている。

長所・特色

博士課程の学生に対する学会報告に対する支援制度は、学生への金銭的負担を軽減させる有効なものといえる。

問題点

該当無し

<入学者の質を維持しつつ、定員の充足を目指す様々な措置を講じているか>

①達成目標

入学者の質の向上を目指しつつ、定員を充足させる。

②評価の視点

- (1) 学内から進学する学生を増加させるための工夫がなされているか。
- (2) 他大学から進学する学生を増加させるための工夫がなされているか。
- (3) 入学を希望する留学生を増加させるための工夫がなされているか。

③中間報告

現状説明

学内に対する大学院進学説明会の開催を年1回、学内および学外に対する大学院進学説明会を年2回開催している。大学院進学相談会に来た学生が受験している例もあり、有効に機能しているといえる。くわえて今年度より、年1回だった学内進学試験を後期にも開催することとし、学内からの進学者増のための施策を実施している。

また2019（令和元）年度より、留学生の志望数を増加させるために、日本語学校に出向いての大学院進学相談会の実施、日本語学校での出張講義などを実施し、志願者増を目指している。

長所・特色

該当無し

問題点

志願者に関してはある程度の人数を確保できているものの、入学者の質の向上を目指す観点から厳正なる入学試験を実施しているため、最終的な入学者数は定員を大きく下回っている状況である。優秀な志願者を増やすためのさらなる施策を検討する必要がある。

〔12〕商学研究科 点検・評価

＜学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか＞

①達成目標

学生の研究活動を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じる。

②評価の視点

- (1) 研究活動を活性化し、効果的に教育を行うためのカリキュラム（科目展開）の状況
- (2) 研究活動を活性化し、効果的に教育を行うための支援体制（チューター制など）の状況

③中間報告

現状説明

(1) について、商学研究科では、「アカデミックコース（生田キャンパス開講）」と「ビジネスコース（神田キャンパス開講）」を設け、前者は理論研究を中心とした科目展開、後者は応用研究、もしくは実務適用を中心とした科目展開を図っている。また、商学研究科修士課程では、近年の社会・経済的变化や学生のニーズに対応して、「商学実務特論Ⅰ・Ⅱ」「ロジスティクス特論Ⅰ・Ⅱ」「ロジスティクス特論演習Ⅰ・Ⅱ」「ソーシャルビジネス特論Ⅰ・Ⅱ」「ソーシャルビジネス特論演習Ⅰ・Ⅱ」を設けた（2018（平成30）年度新入生より適用）。

「大学院ガイドブック」および「大学院要項」において学生が履修計画を立案する際の指針となる履修モデルを提示している。商学専攻（アカデミックコース、ビジネスコース）では、4つの科目群（マーケティング科目群、ファイナンス科目群、グローバルビジネス科目群、ビジネスインテリジェンス科目群）の専修科目と履修することが望まれる関連科目を示している。会計学専攻（アカデミックコース、プロフェッショナルコース）では、2つの分野（財務会計分野、管理会計分野）の専修科目と履修することが望まれる関連科目を示している。この履修モデルにより系統的な学修への取り組みを促している。

(2) について、修士課程に在学する外国人留学生のためのチューター制度を設け、同一の大学院生と一対一の指導（日本語や研究などのアドバイス）を行っている。また、日本語論文対策講座（90分×12回、前期に2クラス展開）を設け、学術論文の執筆に必要な日本語の読み書き能力の向上を図っている。修士論文・博士論文の作成においては、集団的指導体制を敷いており、学生は副指導者によるアドバイスを求めることができるようになっている。

長所・特色

該当無し

問題点

(2) について、チューターによる指導を希望する留学生と、チューターとなる学生との数的バランスがうまく合わないことがある。2019（令和元）年度は、応募した留学生が10名であったのに対して、日本人のチューターは4名しかおらず、一部のチューターに負担がかかってしまった。日本語論文対策講座では出席状況があまり芳しくない（2018（平成30）年度の出席率は70.5%、令和元年度は50.1%）。また、集団的指導体制を十分に活用していない学生も一部にみられる。

<成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っているか>

①達成目標

成績評価、単位認定および学位授与を適切に行う。

②評価の視点

- (1) 成績評価、単位認定および学位授与に関する諸規程の状況
- (2) 成績評価、単位認定および学位授与（評価・審査体制）の状況

③中間報告

現状説明

(1) については、専修大学大学院学則の第3章教育課程、第4章課程修了の認定、第5章学位授与、及び専修大学学位規程の第2章修士の学位、第3章博士の学位において制定されている。学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、「専修大学大学院ガイドブック」「大学院要項」「大学院学生募集要項」に記載するとともに、大学ホームページにて公開している。

(2) については、上記大学院学則と学位規程にもとづいて、修士論文審査基準、リサーチ・ペーパー審査基準、博士論文審査基準を設けている。論文の審査基準では、修士論文および博士論文が備える全般的な必要条件を示すだけでなく、論文が満たすべき形式的基準および実質的基準を示している。また、「商学研究科課程博士論文に関わる申し合わせ事項」として、論文の提出と受理、審査に関する手続きと評価・審査体制が明文化されている。

長所・特色

該当無し

問題点

諸規定の詳細な見直しを図る必要がある。

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか>

①達成目標

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価する。

②評価の視点

- (1) 学習成果を適切に把握及び評価するための教育体制（指導報告書等）の状況
- (2) 学習成果を適切に把握及び評価するための活動（研究の中間報告等）状況

③中間報告

現状説明

(1) については、論文作成における集团的指導体制を敷いており、副指導者による指導報告書の提出によって指導体制の強化を図っている。集团的指導体制のもと、複数の教員による学生指導と段階的に実施される論文発表会への参加により、学生の多面的・段階的な指導および評価を可能にしている。

(2) については、修士1年次には分野別発表会(11月)、2年次には中間発表会(9月)を実施し、博士2年次には分野別論文中間発表会を年2回(前期・後期各1回)、3年次には研究論文発表会を実施している。

長所・特色

該当無し

問題点

(2) については、修士2年生の中間発表会への修士1年生の参加状況が芳しくないことから、具体的な対策が求められる。

〔13〕 二部教育 点検・評価

<低単位修得学生に対する学修指導について>

①達成目標

低単位修得学生の修学状況を把握、改善する為に個人面談を実施し、その結果を踏まえ、今後の学修指導の在り方について検討する。

②評価の視点

- (1) 成績通知に併せて、低単位修得学生に対し、面談を実施する文章を送付する。
- (2) 面談に際し、修学状況シートの提出を義務付ける。
- (3) 低単位修得学生のデータを抽出し分析をする。

③中間報告

現状説明

卒業要件単位数 124 単位と履修制限単位数(1 年次 40 単位、2・3 年次 44 単位、4 年次 40 単位)を考慮し、2019 (令和元) 年度前期の面談においては、2 年次については 2018 (平成 30) 年度修得単位 6 単位以下の学生 (34 人) については警告文を送付し、3 年次については、2018 (平成 30) 年度までの修得単位と 2019 (令和元) 年度後期履修登録単位の合計が 40 単位未満の学生 (24 人) には卒業不可通知を、50 単位未満の学生 (19 人) には警告文を、5 月 31 日に送付した。後期の面談においては、1 年次については 2019 (令和元) 年度前期修得単位 6 単位以下の学生 (7 人) については警告文を送付し、2 年次については、2019 (令和元) 年度前期までの修得単位と後期履修登録単位の合計が 40 単位未満の学生 (13 人) には卒業不可通知を、50 単位未満の学生 (10 人) には警告文を、9 月 11 日に送付した。

2019 (令和元) 年 6 月 24 日から 7 月 6 日、10 月 7 日から 19 日の平日 5 時限目及び土曜日 3・4 時限目に、対象者で希望する者と、その者に事前に記入させた修学調査シートに基づき個人面談を実施した(2019 (令和元) 年度前期は、2 年次 [警告] 7 人、3 年次 [卒業不可] 3 人、3 年次 [警告] 1 人、後期は、1 年次 2 人、2 年次 [卒業不可] 1 人、2 年次 [警告] 1 人)。そして、低単位に至った事情、卒業後の進路等について聴取するとともに、適宜助言を与えた。

また、教員による面談とは別に、2019 (令和元) 年 3 月 28 日から 4 月 17 日の履修登録期間に二部事務課窓口において二部事務課員による履修登録相談を行った(2 年次 [警告] 2 人、3 年次 [卒業不可] 1 人)。

2019 (令和元) 年 7 月 23 日の第 3 回二部教務委員会、および 11 月 13 日の第 4 回二部教務委員会において、面談対応結果について報告し、面談担当者と意見交換をするとともに、修学調査シートの分析を行った。

長所・特色

該当無し

問題点

低単位修得学生に文書で面談通知を送付し、二部事務課員からも個別に面談の呼びかけをしているが、面談実施率は低い水準にある(前期 14.3%、後期 13.3%)。また、教員とのマッチングをしたうえで面談をしているが、そもそも面談期間が限られているうえに、

低単位修得学生すべてが面談などに応じているわけではないため、低単位修得学生の修学状況の全体像を把握するにはデータが不足している。2020（令和2）年度前期における面談実施率の改善に向け、2019（令和元）年11月13日の第4回二部教務委員会において委員から出された意見を基に、学生への連絡方法等を再検討している。

<学生の授業履修上の不都合の解消について>

①達成目標

時間割の適正配置に努める。

②評価の視点

- (1) 二部教務委員会及び二部設置学部教務委員会・カリキュラム委員会、全学カリキュラム協議会など、教務を担当する組織と情報交換を密にし、連携を強化する。
- (2) 平日6・7時限目、土曜日1～4時限目における授業展開の平準化を図る。

③中間報告

現状説明

これまで二部教務委員会では、二部設置学部の教務委員会・カリキュラム委員会、全学カリキュラム協議会、さらに学部長懇談会等を通じて授業の集中を分散する依頼をしてきたところである。しかし、二部開講科目は兼任講師の依存率が高く、本務校の授業等の関係があり、すぐに移動を依頼することは難しい状況にある。また、担当する専任教員の多くも、生田キャンパスから神田キャンパスへの移動等があり、授業曜日時限を平準化することが難しい状況にある。

2019（令和元）年5月21日の第1回二部教務委員会において二部授業科目の展開数及び履修状況を確認し、二部教務委員でもある二部設置学部の教務委員・カリキュラム委員を通じて各学部具体的な曜日時限を挙げて科目展開の平準化を依頼するとともに、科目担当者を決定する時期に、改めて各担当者にも比較的授業配当に余裕のある曜日時間への配置を依頼することにした。

長所・特色

該当無し

問題点

今まで授業が集中していた水曜日6時限目の展開数は、2019（令和元）年度において67展開から62展開になったことで若干改善された。しかし、いまだ月・水・木曜日6時限に授業が集中しているため、状況の改善は十分ではない。また、商学部の移転、国際コミュニケーション学部の開設にともない、2020（令和2）年度以降神田キャンパスでの教室不足が懸念されるところである。二部の在学生の卒業要件単位の修得に支障の出ないように、引き続き適正配置について、二部開講三学部の教務委員会・カリキュラム委員会等と情報交換を密にし、連携を強化するとともに、適正配置に向けた依頼を行っていく必要がある。

〔14〕全学カリキュラム関係 点検・評価

<授与する学位ごとに、卒業認定・学位授与の方針を定め、公表しているか>

①達成目標

課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した卒業認定・学位授与の方針の適切な設定及び公表を行う。

②評価の視点

- (1) カリキュラム・マップの作成
- (2) 卒業認定・学位授与の方針とカリキュラム・マップの整合性

③中間報告

現状説明

2017（平成 29）年4月に公表した学科ごとの卒業認定・学位授与の方針は、「本学学士課程教育における学修成果を示す共通観点」（以下、「共通観点」という）として設定した、「知識・理解」「関心・意欲・態度」「技能・表現」「思考・判断」の4つの観点を網羅したものとなっている。2019（令和元）・2020（令和2）年度には、新学部・学科設置および全学的なカリキュラム改正に伴う3つのポリシーの見直しが行われているが、基本的な構造は踏襲される予定となっている。

全学カリキュラム協議会では、このことを踏まえ、2019（令和元）年10月1日開催の協議会において、議長から「カリキュラム・マップの作成について（願）（案）」を提案し、10月10日の学部長懇談会での意見に基づく修正を加えた後、協議会委員に対して正式にカリキュラム・マップの作成を依頼した。

カリキュラム・マップは、卒業認定・学位授与の方針との整合性を確認することができるものであり、それに加えて教育開発支援委員会との連携を図り、次年度の講義要項（シラバス）においては、各授業科目と卒業認定・学位授与の方針との関連も明示する方向で検討を進めている。

今後の予定としては、各教育課程運営機関が作成したカリキュラム・マップを集約し、2019（令和元）年12月3日の全学カリキュラム協議会、12月5日の学部長会、12月10日の教授会で確認する予定としている。

長所・特色

本学のカリキュラム・マップは、各学科が定める卒業認定・学位授与の方針の記述と各授業科目との対応を示す形とはせず、学修成果を示す共通観点「知識・理解」「関心・意欲・態度」「技能・表現」「思考・判断」との対応で示すことから、全学的な共通性を有し、学科間の比較なども容易なものとなっている。

問題点

現時点で行っている作業では、各授業科目の到達目標を記載しないこととした。これは、同一授業科目を複数開講している場合などに、担当教員によって到達目標が異なる場合があり、この調整には時間を要すると考えたことによる。この件については、今後検討が必要であると考えている。

<授与する学位ごとに、教育課程編成・実施の方針を定め、公表しているか>

①達成目標

教育課程編成・実施の方針と学位授与の方針を適切に連関させる。

②評価の視点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針の連関
- (2) 教育課程編成・実施の方針とカリキュラム・マップの整合性

③中間報告

現状説明

2017（平成29）年4月に公表した学科ごとの教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針との適切な連関を重視し、「教育課程」「教育内容・方法」「学修成果の評価方法」の3項目で構成しており、そのうちの「学修成果の評価方法」の内容が、卒業認定・学位授与の方針に掲げる各項目と連関している。

そして、2018（平成30）年11月6日開催の全学カリキュラム協議会では、従来の項目に加えて「学位授与の方針を踏まえた教育課程編成の方針」と「学位授与の方針を踏まえた教育課程実施の方針」を設け、経営学部、文学部、人間科学部では、2019（平成31）年4月に公表した内容にそれらが含まれている。これにより、卒業認定・学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針の連関が、一層明確なものとなっている。

こうした取り組みを経て、カリキュラム・マップの作成を行っていることは、前述のとおりである。カリキュラム・マップは、各授業科目と卒業認定・学位授与の方針の関係を明示するものであり、卒業認定・学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針との連関は、主に「学修成果の評価方法」の記述によって確認することができる。

こうした構造を踏まえ、カリキュラム・マップを作成した後に、教育課程編成・実施の方針とカリキュラム・マップの整合性を検証する予定としている。

長所・特色

教育課程編成・実施の方針に「学位授与の方針を踏まえた教育課程編成の方針」と「学位授与の方針を踏まえた教育課程実施の方針」を設けることで、従来よりも卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針の連関が明確になっている。

問題点

該当無し

<教育課程編成・実施の方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか>

①達成目標

教育課程編成・実施の方針と教育課程の整合性をはかる。また、教育課程の編成にあたって、順次性及び体系性について一層の充実をはかる。

②評価の視点

- (1) 教育課程編成・実施の方針と教育課程の整合性
- (2) 科目ナンバリングと教育課程の整合性

③中間報告

現状説明

2019（令和元）・2020（令和2）年度の2か年で、すべての学部で新カリキュラムが開始されることとなる。それに伴い、教育課程編成・実施の方針についても見直しを行う予定であるため、全学カリキュラム協議会では、カリキュラム・マップを利用して教育課程との整合性を確認する予定としている。

また、教育課程の順次性と体系性については、2019（令和元）年度から導入した科目ナンバリングに照らして検証する予定としている。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

〔15〕教育開発支援関係 点検・評価

<ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか>

①達成目標

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的に行う。

②評価の視点

- （1）新任教員教育支援説明会の実施状況
- （2）教育開発支援 NEWSLETTER および授業のツールボックスの発行状況
- （3）FD 関連講演会等の開催状況

③中間報告

現状説明

教育内容・方法の改善を図ることを目的とした組織的なファカルティ・ディベロップメント（FD）活動として、新任教員教育支援説明会の実施、教育開発支援 NEWSLETTER および授業のツールボックスの発行、FD 研修「respon 利用研修会」を行った。

新任教員教育支援説明会は、2019（平成 31）年 4 月 1 日に開催し、参加教員 65 名（専任 33 名、兼任 32 名）に対して、教育開発支援委員会から授業のツールボックス、専修大学ポータル、respon および視聴覚機器の利用について、情報科学センターから Course Power の利用について説明した。2020（令和 2）年度についても、年度当初に実施する予定で調整を進めている。

教育開発支援 NEWSLETTER は、2019（平成 31）年 3 月 31 日付で第 38 号を、2019（令和元年）11 月 30 日付で第 39 号を発行した。第 38 号では、「2019・2020 年度の各種取組に伴う変更点」と「専修大学における IR（Institutional Research）活動について」を掲載し、第 39 号では、GPS-Academic と卒業生アンケートの分析結果を掲載した。次号は、2020（令和 2）年 3 月 31 日付での発行を計画している。

授業のツールボックスは、2019（令和元）年 3 月 31 日付で第 7 版となる改訂版を発行し、次の改訂については、現在、教育開発支援委員会において検討している。

FD 研修「respon 利用研修会」は、2019（令和元）年 7 月 24 日に開催し、参加者 14 名（教員 6 名、職員 8 名）に対し、respon の実践的な利用方法について研修を行った。

長所・特色

該当無し

問題点

FD 関連講演会等への教員参加率を高めるための検討が必要となっている。

<教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか>

①達成目標

ティーチング・アシスタント（TA）、授業補助員（SA）等の教育研究活動を支援する体制を整備する。

②評価の視点

- (1) ティーチング・アシスタント (T A)・授業補助員 (S A) 制度の利用状況
- (2) ティーチング・アシスタント (T A)・授業補助員 (S A) 制度の適切性

③中間報告

現状説明

2015 (平成 27) 年度に行われたティーチング・アシスタント (T A) および授業補助員 (S A) 制度の改正は、教育開発支援委員会による改善提案に基づくものであり、委員会では、制度改正後の利用状況の確認および適切性の検証を継続して行っている。

利用状況については、ティーチング・アシスタント (T A) および授業補助員 (S A) の採用が許可された授業数の推移を見ると、制度改正前の 2014 (平成 26) 年度が 950 であり、改正後となる 2015 (平成 27) 年度が 1,175、2016 (平成 28) 年度が 1,172、2017 (平成 29) 年度が 1,175、2018 (平成 30) 年度が 1,164、2019 (令和元) 年度が 1,060 となっている。この結果から、改正内容が利用状況に反映されているものと判断している。

また、制度を利用した教員から提出される「業務報告書」については、毎年度 7 月頃の教育開発支援委員会で前年度の内容を確認し、制度の運用状況および適切性を検証している。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

< 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか >

①達成目標

教育課程及びその内容、方法に関して、適切な根拠 (資料、情報) に基づき点検・評価を行う。

②評価の視点

- (1) GPS-Academic の分析
- (2) 卒業生アンケートの分析

③中間報告

現状説明

GPS-Academic の結果と、本学が保有する学生の情報 (G P A 等) を用いて、本学学士課程教育の検証を行っている。

2019 (令和元) 年度は、「GPS-Academic の概要」「思考力スコアと諸要因」「卒業認定・学位授与の方針の検証」について、教務課 IR 担当者との協働により分析を行い、報告書を作成した。報告書の内容については、内部質保証推進委員会の学部部会で説明した。次年度は、思考力スコアの推移などを踏まえ、より詳細な分析を行う予定としている。

卒業生アンケートの分析結果については、教育開発支援 NEWSLETTER に「卒業生アンケートの経年変化」「自由記述のテキスト分析」を掲載するとともに、集計結果の詳細を専修大

学ポータルの「ライブラリ」に掲載した。

こうした全学的な取り組みにより、分析に資する適切な根拠（資料、情報）は整っているため、今後はより詳細な分析を行い、教育課程等の適切性について点検・評価を行うことを検討している。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

〔16〕資格課程 点検・評価

《教職課程》

＜学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。＞

①達成目標

シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）を適切に行っているか。

②評価の視点

- （1）同一科目のシラバス内容の統一。
- （2）教職に関する科目内容について教職コアカリキュラムとの内容の整合性

③中間報告

現状説明

（1）2019（平成 31）年度から教育職員免許法及び同施行規則が改正され教職課程コアカリキュラムが導入された。教職課程コアカリキュラムは、教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国全ての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示すものであるため、教職課程ではすでに教職コアカリキュラムに基づき内容が共通化されている科目以外の科目も、2019（平成 31）年度から年次進行で同一科目のシラバス内容の統一を進めている。

（2）2019（平成 31）年度からシラバス作成時に各授業担当者が教職コアカリキュラムとの整合性をはかり、他の教職担当者が内容の確認を行っている。

長所・特色

（1）同一科目を受講する各学生に向けて、共通の授業内容の展開を可能にすることで教育効果を上げている。

（2）教職コアカリキュラムに適合した授業展開を実施することで、教職課程の授業内容を教員免許取得に向けて体系的に学ぶ体制を整えつつある。

問題点

- （1）兼任講師にも統一したシラバスによる授業内容をより周知する必要がある。
- （2）担当者によって教職コアカリキュラムに対する理解度に差がある。

＜ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。＞

①達成目標

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的に行っているか。

②評価の視点

専任教員と兼任との資格課程懇談会の実施状況。

③中間報告

現状説明

FD活動の一環として毎年7月に開催する資格課程懇談会において、2019（令和元）年度

は兼任講師による教職課程の課題や問題点の意見収集を行うだけでなく、兼任講師にむけてのキャンパス・ハラスメント防止研修の講習会を行った。(出席者：51名中、専任8名、兼任6名)

長所・特色

学外の視点による教員組織の改善・向上の取り組みが可能となっていると同時に、本学の各種取り組みや、文科行政への対応などを伝達し意見交換することで、専任・兼任にかかわらず教員の資質向上に効果を上げている。

問題点

資格課程懇談会における教職課程担当教員の全員参加が現実的には難しいことが挙げられる。

<学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。>

①達成目標

学生の進路（就職）に関する適切な支援（進路選択に関わる支援やガイダンスの実施）を行っているか。

②評価の視点

- (1) 教員採用試験対策講義の実施状況。
- (2) 教職相談員による教職相談の実施状況。

③中間報告

現状説明

(1) 8月3日、6日、8日、16日に教員採用試験1次試験合格者（卒業生を含む）に対して、教員採用試験2次対策講義を開催し、面接、模擬授業、グループ討議などの指導を行った。受講生は延べ77名であった。

また、7月13日、11月30日には2020（令和2）年度教員採用試験受験予定者（1年次～4年次）に対して、教員採用試験対策特別講義を開催し、各教育委員会の採用試験の概要説明や2次試験合格者の体験談および質疑応答を行った。受講生は15名であった。

(2) 教職相談員2名を配置し生田校舎で3展開、神田校舎で1展開教職相談を行った。前期、後期ともに、毎週一定の曜日時限に教職相談員が待機することで、教職に関する多岐に亘る相談内容に個別に対応した。前期終了時点で延べ118名の相談があった。

長所・特色

(1) 多くの受講生が集まり、教員採用試験対策講義を受講した学生から実際に採用試験合格者を一定数輩出しており、支援効果を上げている。

(2) 経験豊かな専門の教職相談員が教職に関する様々な相談に対応することで、教職課程を受講する学生のニーズに十分に答えている。

問題点

(1) 教員採用試験2次対策講義は開催日が2次試験直前のため、十分に指導することが難しいことから、開催日や開催回数を検討することが必要である。

(2) 教職相談は今年の同時期に比較して50名程相談人数が減少している。教職課程の履修者が減少していることが影響していると考えられる。

(3) 採用試験対策講義に対応した教員の負担や、ボランティアとして対応した教育相談員の待遇を検討する必要がある。

《司書・司書教諭・学校司書課程》

＜教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。＞

①達成目標

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に行っているか。

②評価の視点

文部科学省による「学校司書のモデルカリキュラム」にもとづく、学校司書課程カリキュラムの検討及び改善状況。

③中間報告

現状説明

2018（平成30）年度に開設した「学校司書課程」は、「司書教諭や他の教職員と協働しながら、学校の教育課程の展開と児童生徒の利用の一層の促進に資することのできる専門的な知識・技能をもつ実践力ある学校司書の養成を行うこと」を理念とする。本課程ではこの理念に基づき、学校司書の職務に必要な知識・技能に関する13科目を設けている。受講生は主に、学校図書館に関心をもつ司書課程の学生であるが、現職の学校司書や学校司書としての就職を希望する社会人などの科目等履修生もいる。本学において所定の単位（26単位）をすべて修得した者に対しては、本学より「学校司書課程修了証明書」が発行される。学校司書に対する学校教育現場の期待は高く、配置する学校は年々増加傾向にある。学校司書課程は、こうした現場の期待に応えられる人材を養成する有意義な役割を担っている。

長所・特色

該当なし

問題点

「主体的・対話的で深い学び」（アクティブ・ラーニング）の視点が設定された新学習指導要領の施行により、学校司書と教員との協働による教育の実践がこれまで以上に求められる状況にある。こうした実践においては、学校司書と教員との共通理解が不可欠であることから、学校司書も学校教育の理念や児童生徒の心身の発達等の知識を修得している必要がある。現行のカリキュラムでは、必修科目である「学校教育概論」（2単位）において、これらの内容を修得するようにしているが、教育現場の動向を踏まえて、さらに充実させる必要がある。科目等履修生として本学の学校司書課程を受講している現職の学校司書からも、学校教育に関する基本的な科目を履修したいという要望が寄せられている。

上述の状況をふまえ、教職課程科目の「教育原論」「心身の発達と学習の過程」「特別支援教育論」「教育課程論」を選択科目とすることが適切であると判断した。2019（令和元）年度内にカリキュラム改正の諸手続きを行い、2020（令和2）年度の入学者より新しいカリキュラムが適用される予定である。

<ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。>

①達成目標

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的に行っているか。

②評価の視点

専任教員と兼任との資格課程懇談会の実施状況。

③中間報告

現状説明

2019（令和元）年度の資格課程懇談会は、7月6日（土）に19名中、専任1名、兼任7名の出席者を得て開催した。2部構成とし、前半は教職課程と合同で、キャンパス・ハラスメント対策室長より、ハラスメントに該当する具体的な事例や、本学における防止態勢等の説明を受け、後半は専任・兼任間での懇談と情報共有を行った。懇談では専任教員が、2020（令和2）年度の新学部の設置や商学部の神田キャンパスへの移転などを本学の情勢として説明した。兼任講師からは、双方向性のある授業の実践事例や、授業時の学生の状況などが報告された。また、前半のキャンパス・ハラスメントに関する説明に関して、特に本学の取組みを知ることができて有意義であったとする意見が聞かれた。

長所・特色

同懇談会は、専任教員と兼任講師が一堂に会する機会として長年にわたり開催しており、組織として一丸となった教育活動を遂行するうえで、極めて有効であると判断している。

問題点

これまでの懇談会では、授業運営に直接関わる話題が中心であった。今年度のような、本学の態勢を直接の担当者（役職者）が説明する取り組みについては、長期間にわたり本学に勤務する兼任講師からも、本学に対する理解が深まったとの発言があった。有意義なテーマ設定を検討し、継続的に実施していく必要がある。

<学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。>

①達成目標

学生の進路（就職）に関する適切な支援（進路選択に関わる支援やガイダンスの実施）を行っているか。

②評価の視点

- （1）図書館実習の実施状況。
- （2）図書館見学会や講演会の実施状況。
- （3）就職（進路）懇談会の実施状況。

③中間報告

現状説明

下記（1）～（3）の取り組みは、学生が図書館で働く人々に実際に接する機会を設定するものであり、図書館への就職に関する支援として、有効かつ適切であると判断している。

- （1）図書館実習は、図書館の実務を実地で経験する機会を提供する授業科目外のプロ

グラムである。担当教員は、学生の要望に応じた実習館の手配や手続き、及び、学生に対する事前指導を実施している。2019（令和元）年度は3名の学生が、公立図書館や専修大学図書館でそれぞれ実習を行った。実習期間中に学生が記録する実習ノートの記述内容や実習後の面談、及び、実習館が記載する評価票から、いずれの学生も意欲的に取り組んでおり、実習後の満足度が高いことを把握している。事後指導の機会として、12月20日に実習報告会を開催する。

（2）学校司書に関する理解を深めるために、学校図書館に関連するテーマの講演会を2月に開催する。2019（令和元）年度のテーマは、「特別支援教育」である。講演に先立って、卒業後の学びの機会という位置づけで、本学の科目等履修生制度に関する説明も行う。図書館見学会は、現場で働く職員の説明を受けながら、図書館の実際の状況を学ぶ機会である。今年度は、学生が参加しやすい春期休暇中（2～3月）に実施する予定である。

（3）就職（進路）懇談会は、図書館で働いている現職者を講師に招いて開催するものであり、採用に至る過程や現在の仕事内容、司書として働くやりがいや苦勞、学生時代に取り組んでいたことなどを内容とする。2019（令和元）年度は、私立学校の図書館に採用された卒業生を招いて1月7日に実施する。

長所・特色

該当無し

問題点

就職支援としては上記の取組みに加えて、担当教員が随時、学生からの個別相談にも応じている。2019（令和元）年度は「二次試験の面接に備えてどのような準備をしたらよいか」という相談に対応したが、その際に、担当教員による個別相談が学生に周知されていない状況を把握した。特に4年生に対する就職情報の提供や、個別支援の周知を図る適切な方策を検討している。

《学芸員課程》

<学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。>

①達成目標

シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）を適切に行っているか。

②評価の視点

- （1）シラバスの内容と文部科学省モデルカリキュラムとの整合性。
- （2）学生の授業評価に基づくシラバスと授業内容の整合性。

③中間報告

現状説明

- （1）シラバスの内容を文部科学省のモデルカリキュラムと整合するように調整した。
- （2）毎年、学芸員課程の全授業について学生の授業評価を実施し、その評価に基づき、授業内容の改善を図っている。

長所・特色

- （1）学芸員課程科目の全てのシラバスを学芸員課程担当教員2名で文部科学省のモデル

カリキュラムと整合するよう点検を行う。

(2) 授業評価の結果を踏まえ授業改善を行っており「教員は授業に対して意欲的だったと思いますか」という質問項目について、「ややそう思う・そう思う」という回答が 2018（平成 30）年度前期 90.05 パーセントから 2019（令和元）年度前期 98.54 パーセントで 8.49 ポイント上昇した。「学生の理解度を確認しながら授業が進められていましたか」という質問項目について、「ややそう思う・そう思う」という回答が 2018（平成 30）年度前期 63.68 パーセントから令和元年度前期 73.0 パーセントで 9.32 ポイント上昇した。

問題点

(1) 該当無し

(2) 授業評価の結果において、学芸員課程履修学生の「宿題・課題、予習・復習にかけた勉強量はどれくらいでしたか」という質問項目に対して「1 時間程度・2 時間程度・3 時間程度」という回答が 2019（令和元）年度前期 27.74 パーセントにとどまった。文部科学省のシラバスに対する要点として、授業の予習・復習が位置付けられており、この点の改善の努力が必要である。

< 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。 >

① 達成目標

学生の進路（就職）に関する適切な支援（進路選択に関わる支援やガイダンスの実施）を行っているか。

② 評価の視点

(1) 「学芸員課程セミナー」の開催状況。

③ 中間報告

現状説明

(1) 2018（平成 30）年 12 月 15 日に開催した第 1 回学芸員課程セミナーに引き続き、2020（令和 2）年度に開催する「第 2 回学芸員課程セミナー」の準備を進めている。

長所・特色

2018（平成 30）年 12 月 15 日に第 1 回学芸員課程セミナーを開催した。実際に学芸員として活躍している卒業生 2 名及びゲスト・パネラー 1 名の講演会を行い、映像を交えて、就職の体験談と仕事内容についての詳細な講演が行われた。また、学生からの質疑応答に答えたことから、学芸員に対する関心が大いに高まり、有意な成果が得られた。参加者は学芸員課程の受講者を中心に学外の一般参加者を含め 132 名であった。

問題点

該当無し

〔17〕図書館 点検・評価

<図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料を整備しているか>

①達成目標

図書資料と電子媒体を有効・適切な方法によって収集し、利用者に効率的に提供する。

②評価の視点

- (1) 有効・適切な媒体での資料収集状況
- (2) 目録情報の更新・整備状況、新たな目録体系の検討状況

③中間報告

現状説明

- (1) 有効・適切な媒体での資料収集状況
 - 1) これまで冊子で継続購読していた洋雑誌について、電子ジャーナルパッケージの調査および切り替えの可否の検討を行った。検討の結果、2020（令和2）年1月より2パッケージについて電子媒体への切り替えを行うこととした。この変更により購読金額の抑制、購読資料の拡大の2点を同時に実現することができた。
 - 2) 2018（平成30）年1月より法科大学院分館の資格関連コーナーを設置した。続いて、2018（平成30）年10月より生田分館、神田分館でも資格関連コーナーの設置を行った。具体的には学内他所管とも連携し、学生の資格取得のための資料など、2019（令和元）年9月末日時点で全館あわせて188冊の図書資料を配架している。生田キャンパスに配架している資料は貸出可能資料となっており、2018（平成30）年度に112回、2019（令和元）年度には9末日時点で142回貸出をなされた。学生の貸出冊数が減少しているなか、年間貸出冊数が増えていることは、学生の要望が強い図書資料の購入がなされている事を示すものと考えられる。
- (2) 目録情報の更新・整備状況、新たな目録体系の検討状況
 - 1) 目録情報の更新・整備に関しては、『図書原簿』と目録データが一致していないデータ約13,250件について2017（平成29）年度より調査と修正作業を行ってきた。2019（令和元）年度は、除籍日の日付が不正確な目録データ約7,500件の修正作業を行い、2017（平成29）年度および2018（平成30）年度の作業分と合わせて約13,250件のデータ修正を終了する予定である。
 - 2) 新たな目録体系については、本学が準拠している国立情報学研究所（以下 NII という）の NACSIS-CAT（総合目録データベース）が、2020（令和2）年度に軽量化・合理化を目的に再構築されることになっている。2019（令和元）年5月28日には NII のホームページ上において『目録情報の基準 第5版』と『目録システムコーディングマニュアル（改訂版）』が公開され、さらに2019（令和元）年5月30日開催のオープンフォーラムにおいて、新たな NACSIS-CAT が2020（令和2）年6月1日から正式に運用開始されることが明らかとなった。これに伴い本学でも新たな NACSIS-CAT にあわせた目録データ作成基準の検討を進めていく。

長所・特色

- (1) 除籍日の日付が不正確な目録データ約7,500件の修正作業のうち10月までに除

籍伝票の調査を通じて正しい除籍日が確認できた。

- (2) NACSIS-CAT 再構築については、情報公開が徐々に進められてきた。本学では、NII の現状報告会「学術情報基盤オープンフォーラム」やNII 主催のフォーラム「これからの学術情報システムの在り方」等への参加を通して情報収集を行なった。収集した情報については、フォーラム参加者の報告等からなる研修会を図書課内において実施し、課員全員が情報を共有しながら新たな NACSIS-CAT の正式運用に向けた作業を計画的に進めている。

問題点

該当なし。

<国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークを整備しているか>

①達成目標

学生の学修、教員の教育研究等に資するよう学術情報コンテンツの有効活用を図る。

②評価の視点

- (1) 学生・教員に必要な学術コンテンツ等の活用にかかわるサービスの整備状況
- (2) 他図書館との相互協力によるネットワークの整備状況

③中間報告

現状説明

- (1) 学生・教員に必要な学術コンテンツ等の活用にかかわるサービスの整備状況

2018(平成30)年に行った学術情報コンテンツとしての「データベースリンク集」の充実に引き続き、2019(令和元)年度は、専修大学学術機関リポジトリ「SI-Box」(以下SI-Box)の整備を進行している。2011(平成23)年より、SI-Boxは自大学にてサーバを設置し、運用を行っていたが、経年による機器の老朽化に伴い、次期システムの検討を行った。検討の結果、サービスの安定的な提供及びコスト面の優位性を考慮し、2020(令和2)年4月より国立情報学研究所(以下NIIという)が開発したクラウド型の機関リポジトリサービス JAIRO Cloudへ切り替えを行うことを決定し、準備を進めている。これにより、NIIがサーバ管理・メンテナンスを行うため、図書館では登録コンテンツの管理に集中することができる。また、JAIRO Cloudで構築された機関リポジトリのメタデータをNIIの学術機関リポジトリデータベース(IRDB)に提供することで、CiNiiでの検索や博士論文本文の国立国会図書館への提出も円滑となり、利用者ならびに研究者の更なる利便性向上に寄与することが期待できる。

- (2) 他図書館との相互協力によるネットワークの整備状況

本学では2007(平成19)年より、多摩区内の大学(専修大学・明治大学・日本女子大学)と川崎市立多摩図書館との連携事業として、多摩区・3大学連携協議会の協定に基づき、多摩区民の利用を受け入れている。これは川崎市立多摩図書館と利用者の利便性の向上及び図書館活動の充実を図ることにより、生涯学習の発展及び大学の教育・研究に寄与することを目的としたものである。本学ホームページでも多摩区民の方々の利用については積極的に情報発信をしていることから、多摩区民の利用登録状況は、2018(平成30)年度296件(新規84件、更新212件)、2019(令和元)年度9月末日時点で214件(新規50件、更新164件)とリピーターは7割に達

し、地域住民の生涯学習支援の役割を果たしていると考えられる。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

<学術情報へのアクセスに関する対応を行っているか>

①達成目標

学術情報へのアクセス環境を向上させる。

②評価の視点

- (1) 生田・神田両キャンパスにおける学術情報アクセス支援状況
- (2) 学生・教員への効果的な利用促進の取り組み状況

③中間報告

現状説明

- (1) 生田・神田両キャンパスにおける学術情報アクセス支援状況

本学で契約している電子資料（一部）の一括検索を可能とするディスカバリーサービスの提供開始に向け、準備を行っている。ディスカバリーサービスの提供により、タイトルや主題だけでなく全文からの検索も可能となるので、より網羅的・機能的な情報検索が実現する。これにより、参考資料を探すためのデータベース利用から、研究課題を探すためのデータベース利用へと利用用途が広がり、データベースの利用価値がより一層高まる。また、これまで個別に利用していたデータベースに対して一括検索できるので、個々のデータベースの利用率向上も期待される。

ディスカバリーサービスの利用促進の取り組みとしては、情報検索講習会で取り上げることを予定している。

なお、ディスカバリーサービスの提供開始は、2020（令和2）年4月を予定している。

- (2) 学生・教員への効果的な利用促進の取り組み状況

1年生全員対象の授業である「専修大学入門ゼミナール」にて実施する「図書館利用案内（基礎コース）」では本学所蔵資料の利用方法について、また、ゼミナール等の授業にて実施する「図書館利用案内（応用コース）」や教員の要請により個別に実施する「情報検索講習会」では、データベースなどのアクセス方法や利用方法の周知を行い、利用促進を図っている。

また、2019（令和元）年度は就職課と連携し、就職活動や企業研究に活かせるよう総合企業情報データベース eo1 の検索講習会の開催を予定している。

講習会等への参加を促す広報活動については、従来のポスター掲示や図書館広報誌、ホームページへの掲載に加え、2018（平成30）年度より SNS でも参加を呼びかけている。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

<学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）を整備しているか>

①達成目標

学生の学習に配慮した適切な規模の図書館を構築する。

②評価の視点

- (1) 生田・神田キャンパスの適切な座席数配置状況
- (2) 学生の学習に適した開館状況

③中間報告

現状説明

- (1) 生田・神田キャンパスの適切な座席数配置状況

神田校舎および生田校舎事務室の再配置並びに改修の一環として、図書館生田分館1階における閲覧室、カウンター等の図書館施設を3階に移設した。4か月（2019（令和元）年3月1日～6月30日）の休館期間中に改修工事および資料の移設を行い、7月1日に再開館した。

生田分館で使用していた閲覧机および椅子については、本館や神田分館に移設するなどして活用している。再編に伴う図書館全体（本館・生田分館・神田分館・法科大学院分館）の閲覧席数は1,620席となり、2018（平成30）年度の1,930席から16%減となるも、現状でも学生収容定員16,495名に対し9.8%の確保ができています。本館第1開架閲覧室に56席、第2開架閲覧室に52席分の照明付き閲覧机を設置することで、各階段回りスペースの照度不足の解消となり、また神田分館学習エリアの閲覧机と椅子を状態の良いものと交換するなど、学習環境の改善がなされた。

また、2020（令和2）年度には商学部および日本語学科学生の神田キャンパスへの移動により生田校舎での学習環境が更に向上することは言うを待たず、神田キャンパスにも、新たに建築する新校舎内に新図書館を増設することが決定しているので適切な閲覧席数の確保と学習環境が提供できるよう準備を進めている。

- (2) 学生の学習に適した開館状況

春期休暇期間中に行われる新年度在学生ガイダンスおよびオリエンテーション・ガイダンス期間中は、本館・神田分館ともに開館時間を延長し、通常期間と同様の運用を行っている。

また、前期・後期の試験期間前の利用が集中する時期には、本館・神田分館で年間15日間の休日開館を、法科大学院分館では、前期・後期の試験期間前と司法試験準備の時期に合わせ年間25日間の休日開館を実施し、状況に応じた学習環境の提供に便宜をはかっている。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

<図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者を配置しているか>

①達成目標

研究、学修環境の変化に対応した図書館、学術情報サービスの提供体制を強化する。

②評価の視点

- (1) 図書館、学術情報サービスを適切に提供するための人員の配置状況
- (2) 図書館、学術情報サービスを提供するために必要な専門知識の習得状況

③ 中間報告

現状説明

- (1) 図書館、学術情報サービスを適切に提供するための人員の配置状況

2019（令和元）年10月1日現在、図書館担当職員として、管理職も含め、本館に28名（うち、司書20名。なお、生田分館は本館が兼務）、神田分館に6名（うち、司書6名。なお、法科大学院分館、神田5号館ラーニング・コモンズは神田分館が兼務）配属されているほか、臨時雇員を神田5号館ラーニング・コモンズに4名配置している。

事務組織についても、電子資料の重要度の高まりへの対応や、レファレンス業務の充実のための人員配置および漢籍未整理（和刻本漢籍と和古書）の整理に携わることができる専門職員を配置している。具体的には、本館では、受入担当業務の範疇に雑誌・機関リポジトリ・電子資料に関する業務も含め、利用サービス担当を1名増員して配置することによりレファレンス業務の強化を図った。また、和古書整理業務に携わる人員を配置するなど、きめ細かな対応ができるようにしている。神田分館では、2017（平成29）年度よりレファレンス対応のスキルをもった課員を3名から5名に増員し、平日13時30分から16時30分まで常時1名体制で教員・学生からの質問に適宜対応している。

なお、学生への利用者教育として、1年次（一部全学部および二部経済学部生）対象の専修大学入門ゼミナール等でレファレンスサービスの説明をしている。

- (2) 図書館、学術情報サービスを提供するために必要な専門知識の習得状況

図書館担当職員は担当業務や経験年数に応じて、私立大学図書館協会、神奈川県図書館協会、国立情報学研究所（NII）などが主催する各種研修会や研究会に参加するようにしている。2019（令和元）年度は9月までに延べ24名が研修会・研究会等に参加した。私立大学図書館協会東地区部会の研究分科会は、研究テーマごとに会期2年でほぼ毎月1回活動しており、2018（平成30）年度は本学図書館から1名が参加し、研究成果を報告大会で発表した。2019（令和元）年度は、私立大学図書館協会研修分科会に1名参加しており、業務のスキル向上に繋げている。

今後も、研修会・研究会に積極的に参加し、参加者が持ち帰った情報を図書館内で共有し、サービスの向上を目指す。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

〔18〕 研究所 点検・評価

《社会科学研究所》

<研究活動の活性化について>

①達成目標

- (1) 定例研究会を適切に開催していく。
- (2) 研究助成による研究成果の社会的還元を図る。

②評価の視点

- (1) 定例研究会が年間計画(月1回程度開催し、1回あたりの参加者数の増加を図る)に則り適切に開催されているか、また、研究会成果が適切に社会的に還元されているか(『社会科学研究所月報』へ研究会開催概要を掲載)チェックする。
- (2) 研究助成(特別研究助成、グループ研究助成A)の研究成果が、上記(1)定例研究会枠において適切に報告され、研究成果が社会的に還元されているかチェックする。

③中間報告

現状説明

- (1) 定例研究会は2019(令和元)年度のこれまで(12月13日現在)6回、特別研究会が1回開催され、研究会成果はすべて『社会科学研究所月報』で研究会開催概要として掲載している。
- (2) 定例研究会のうち2回は特別研究助成、グループ研究助成Aで実現され、研究助成と定例研究会との結び付きは今後さらに強まっていく。

長所・特色

該当無し

問題点

該当なし

<海外の研究機関との研究交流について>

①達成目標

海外の研究機関との共同の研究会・シンポジウムの開催、フィールド調査等により、研究交流を行う。

②評価の視点

- (1) 国際交流組織間協定に基づき、両所長間協議で協議された研究交流内容が、滞りなく遂行されているかどうかチェックする。
- (2) 新たに海外の研究機関との研究交流の機会も積極的に作り出す努力が図られてきたかチェックする。

③中間報告

現状説明

- (1) 第11回専修大学・檀国大学合同研究会を2019(令和元)年11月9日(土) 専修大

学神田校舎国際会議室にて本学経営研究所との共催で実現した。本学以外からも聴講参加があった。

長所・特色

日韓政府間関係が悪化していた中に合同研究会が開催されたが、双方から経済デモクラシーに関する報告がなされ、真摯な討論によって学術交流の蓄積がさらに進められた。

問題点

国際研究交流が促進されることは当研究所にとって好ましいことではあるが、研究所専任の所員がおらず、普段の教育活動、学内業務を行う中で、この国際研究交流を続けていくことの負担はやはり大きい。隔年開催となったことを生かして、今後はもう少し長期的な視野で準備をすすめて行く必要がある。

<研究成果の社会還元について>

①達成目標

- (1) 月報・年報の電子情報 (PDF) 化と社研叢書の刊行
- (2) 川崎市民など一般を対象としたシンポジウム、定例研究会の開催

②評価の視点

- (1) 『月報・年報』については、過年度分に遡ってどこまで (年間予算範囲内で)、各巻論文一本単位で PDF 化した上で社会科学研究所ホームページ上に公開できたかチェックする。社会科学研究所『叢書』刊行については、年度内刊行のための出版契約書の作成、編集作業が日程どおりに進んだかどうかチェックする。
- (2) 特に川崎市民を対象として、市民にとって興味あるテーマを設定し、サテライトキャンパス等にて定例研究会が開催されたかどうかチェックする。また、上記のような一般市民に広く門戸を開放した公開研究会については社会科学研究所ホームページ及び大学ホームページにて適切に広報されたかどうかチェックする。

③中間報告

現状説明

- (1) これまで月報の PDF 化と HP 上でのその公開は 2003 (平成 15) 年度以降のものに限られていたが、現在 1980 年度以降のものも新たに HP 上で公開できるようになった。叢書については『専修大学社会科学研究所 70 年史』が刊行され、12 月 21 日の記念事業において配布されることになった。
- (2) 研究成果の社会還元については計画以下の公開シンポジウムに大きく期待できる。
「専修大学社会科学研究所創立 70 周年記念公開シンポジウム:川崎の産業とくらしーはたらきがい、いきがいあふれる地域へー」(1 月 25 日 (土) 13:00~16:30 / 場所: 専修大学生田キャンパス 3 号館 7 階蒼翼の間)
川崎市から川崎市産業政策部長 草野静夫氏、すくらむ 2 1 館長 野村幸平氏をお招きし、講演、パネルディスカッション、質疑応答を行う。すでにチラシ 600 枚を川崎市に配布し、大勢の市民の参加を呼び掛けている。

長所・特色

- (1) 過去 40 年間の月報の HP 上での公開はこの間の研究所の研究蓄積の成果の公表であり、その意義は大きいと考えられる。
- (2) 大勢の市民の参加が得られれば、市民が川崎市の現状を知り、考える契機ともなるので、その社会的意義は大きいと期待できる

問題点

- (1) 該当なし
- (2) 研究成果を大学が位置する川崎市に還元することを目的に、大勢の市民の参加を実現するためには会場を市民にとってもっとアクセスの良い市の施設にすべきであった。しかしすでに市の施設は予約されていて、計画を立案した時点で予約するよう今後は心がけていきたい。
また、川崎市が立地しているのは川崎市だけではないので、今後は千代田区のこともテーマとしていけるよう心がけていきたい。

《会計学研究所》

<研究活動の活性化について>

①達成目標

定例研究会及び共同研究による研究活動の活性化を図る。

②評価の視点

- (1) 外部講師又は所員による定例研究会を年間で生田・神田キャンパスで合わせて 4 回以上開催する。
- (2) 共同研究の研究成果の最終報告又は中間報告を実施する。
- (3) 共同研究の研究成果を年報又は所報に研究成果を公表する。

③中間報告

現状説明

- ・ 2019（令和元）年11月末日現在、所員による定例研究会（2019（令和元）年5月）と特別所員による定例研究会（2019（令和元）年11月）を実施している。さらに、所員による3回目の定例研究会を実施する予定である（2020（令和2）年1月21日）。また、外部講師による定例研究会が2月実施に向けて調整中である。なお、外部講師による公開講演会については7月と10月に2回開催している。
- ・ 共同研究の研究成果として特別所員が定例研究会で中間報告を行った。その他のグループでは今年度において中間報告が1件予定されている。なお、研究所規程では共同研究の研究成果は年報・所報での公表も認められている。現在、所報で1件の公表（7月）が行われ、その他の共同研究グループから年報で3件の公表（3月）が予定されている。

長所・特色

- ・ 研究所規程において、共同研究の成果報告は定例研究会での報告や年報・所報での公表によることが認められている。このような多様なアウトプットの方法を認めている点は本研究所の特色である。
- ・ 年報・所報は研究所の冊子として関係する大学や研究機関へ配布するとともに、レポジトリ等のオンラインによる公開を実施している。さらに、定例研究会や公開講演会につ

いては、報告内容をまとめて事後的に研究所のHPで公開している。このような研究活動の外部への公開性を高める取り組みを進めている。

問題点

- ・共同研究の研究成果の報告について、定例研究会での報告や年報・所報での公表が、前期よりも後期に偏重している傾向がある。

<研究所の規定や内規の整備について>

①達成目標

2020（令和2）年からの生田・神田キャンパスにおける研究所の適正な運営を確保するために、研究所規程や内規の整備を進める。その他必要な内規の整備を進める。

②評価の視点

- （1）研究所規程を見直し、所員総会に関する規程や研究を活性化させるための客員所員の規程を整備する。
- （2）運営委員会に関する内規を新規で検討し、整備する。
- （3）共同研究助成や論文掲載に関する内規を再検討し、整備する。

③中間報告

現状説明

- ・研究所の従来規程における不備を改善するために、全面的な見直しを実施した（2019（令和元）年7月4日）。特に議決要件や委任状の取り扱いなど所員総会に関する規程や国内外から研究員を受け入れるための客員所員の規程を整備した。
- ・商学部の神田キャンパス移転に伴い、会計学研究所は2020（令和2）年度から生田キャンパスと神田キャンパスの両方で運営されることになる。適切な運営に必要な内規を整備するため、第3回運営委員会（2020（令和2）年1月21日）で重点事項の整理を行っていく予定である。
- ・研究所の年報・所報へのレフリー制の導入に関する論点整理をするため、第3回運営委員会で意見を伺うとともに、所員へのアンケートを実施する予定（2月末目途）である。

長所・特色

- ・研究所が生田と神田の2つのキャンパスに設置されるので、うまく活用して定例研究会や公開講演会を実施していけば、研究成果の発信力を高めることに繋がると考える。
- ・オンラインを使った遠隔会議や研究会などの新しい展開に挑戦できる状況にある。

問題点

- ・オンラインを前提とした運営委員会や所員総会のためには、これから出席要件のルールなどの規程の整備が必要である。
- ・オンラインを活用できる環境の整備は現時点では十分でなく、まだ不明な点が多い。これから物的な環境の整備も必要である。

<資料の収納・収蔵体制の整備について>

①達成目標

研究所で所蔵する資料又はこれから購入する資料を所員が活用できる環境を整備する。

②評価の視点

- (1) 所蔵している資料をデータ化して、一覧表を作成する。
- (2) 神田キャンパスの新しい研究所における資料の収納・収蔵体制について、アンケートを実施する。
- (3) 資料の購入希望調査を適時実施して、これまでの利用状況を反映させながら、効果的な資料購入を図る。

③中間報告

現状説明

- ・研究所所蔵の図書資料のうち、和書についてはデータ化を完了し、一覧表を作成している。洋書については2020（令和2）年度内でのデータ化を目指し、作業に取り組んでいる。
- ・第3回運営委員会（2020（令和2）年1月）でアンケート項目を確定し、2月中に所員にアンケートを実施する予定である。
- ・神田キャンパスにおける研究所の場所（書架の状況）がやっと明らかになったので、資料の収納・収蔵体制の方針を決定した。2020（令和2）年度は基本的には生田キャンパスにおいて資料等を保管する。

長所・特色

- ・2018（平成30）年度と2019（令和元）年度に実施した購入資料希望調査において、国内外の電子ジャーナルやオンラインデータなどの希望が数件あった。現在、研究所として電子媒体での資料購入は行っていないが（過去に購入していたこともある）、生田と神田のキャンパスの物理的な制約をクリアする手段として、電子媒体の資料購入を促進する状況にある。
- ・大学の図書館に現在はない海外資料などを継続して定期購読してきた実績があり、所員の研究に貢献している。

問題点

- ・神田キャンパスの研究所では、生田キャンパスに所蔵している資料を保管することは物理的に不可能である（キャパシティの問題）。
- ・生田と神田での資料所蔵の最適な配置について、これから検討する必要がある。

《今村法律研究室》

<大学の理念・目的に照らして、学部・研究科・附属研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか>

①達成目標

本学の理念・目的に照らして、今村法律研究室の設置状況を適切に維持する。

②評価の視点

- (1) 本学の理念・目的に今村法律研究室の設置状況は適合しているか
- (2) 今村法律研究室の学問の動向及び社会的要請に対する配慮は、適切に行われているか。

③中間報告

現状説明

学内においては「大学史資料室」と共に、戦後の新制大学の設立・発展に多大な功績を持つ今村力三郎先生の法律的な側面を中心に研究・活動をしている。

長所・特色

研究室発足以来、今村先生の関わった事件に関する直接・間接の資史料の収集、訴訟記録の刊行を行い、社会的要請に叶うような活動をしている。

問題点

事務局を中心に様々な活動に従事しているが、人数的な制約もあり、迅速に作業が進んでいない点があげられる。

<大学の教育研究成果を適切に社会に還元するために社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか>

①達成目標

今村法律研究室の研究成果を適切に社会に還元するために社会連携・社会貢献に関する方針を明示する。

②評価の視点

今村法律研究室は、その設置目的を踏まえ、社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

③中間報告

現状説明

法科大学院に付属する今村記念法律事務所と連携して、無料法律相談などを支援している。

長所・特色

無料法律相談は、毎月のように設定されているため、利用しやすい。

問題点

HPの更新が滞っていることがままあり、インターネット環境を有効に使いきれていないことから、必要としている人々に情報が伝わっていない可能性がある。

<社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。>

①達成目標

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実

施し、教育研究成果を適切に社会に還元する。

②評価の視点

- (1) 学外組織との適切な連携体制を取っているか。
- (2) 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進を行っているか。
- (3) 地域交流への参加を行っているか。

③中間報告

現状説明

現在進めている訴訟記録（「神兵隊事件」別巻四以降～）の刊行は、茨城県立歴史館所蔵史料を元本としている。当該館とは観光準備の為の撮影段階から御協力をいただき、現在でも意見交換を行っている。

長所・特色

学内にある今村先生の残された資料と、歴史館が所持する史料は、互いに補完しうるものである。歴史館の史料を観光することによって、社会に知識を還元でき、大学の標榜する理念に叶っていると考えられる。

問題点

刊行史料を元に、共同研究やシンポジウムの開催を予定しているが、現在はまだシンポジウムなどは開催していない。今後、積極的に様々な方法を模索したい。

《経営研究所》

<研究活動の活性化について>

①達成目標

研究所としての調査研究を継続するとともに、所員の研究活動への支援を積極的に行い、研究を促進する。

②評価の視点

- (1) 大型研究助成、個人研究助成、準所員研究助成の各制度の活用を積極的に推進する。

③中間報告

現状説明

第13期は、大型研究助成1件、個人研究助成1件、準所員研究助成4件の合計6件に助成を行った。また11月9日(土)に社会科学研究所との共催で、韓国・檀国大学と第11回檀国大学・専修大学合同研究会を専修大学・神田校舎にて実施した。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

<研究成果の発信について>

①達成目標

所員の研究活動を深化させるため、定期的に研究会・講演会を開催するとともに、専修マネジメントジャーナル(SMJ)による学内外への研究成果の発信を働きかける。

②評価の視点

- (1) 所員, 準所員, ゲストスピーカーによる研究会・講演会を年間 10 回以上開催する。
- (2) SMJ 査読制度の充実を図り, 掲載論文の質をさらに高める。

③中間報告

現状説明

- (1) 2019 (令和元) 年 12 月 10 日現在で、定例研究会を 8 回実施した。
- (2) 2019 (令和元) 年 7 月に専修マネジメントジャーナル(SMJ) Vol.9 No.1 を発行した。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

<広報・情報発信の改善について>

①達成目標

研究所の活動を紹介し、学内外に情報を提供する。

②評価の視点

- (1) ホームページを更新し、研究所の諸活動に関する情報を積極的に発信する。

③中間報告

現状説明

- (1) 新経営研究所長挨拶を公開した。

長所・特色

該当なし

問題点

ホームページの更新が遅れており、改善する必要がある。

《商学研究所》

<研究活動の活性化について>

①達成目標

所員同士や外部講師（研究者や実務家）との研究交流を促進することで、研究レベルの

向上を図る。

②評価の視点

- (1) 所員の研究成果報告のための定例研究会を年間3回以上開催する。
- (2) 外部講師（研究者や実務家）を招いた定例研究会を年間2回以上開催する。

③中間報告

現状説明

評価の視点(1)に関して、所員による定例研究会を2回開催している。

評価の視点(2)に関して、外部講師を招いた定例研究会を3回開催している。（いずれも2019（令和元）年4～11月の開催数）

長所・特色

外部講師を招いての定例研究会は、さまざまな分野の実務家等を招くことができ、所員がビジネス最前線の知見に触れる場として有意義である。

問題点

開催日・時間帯によっては、せっかくの機会にも関わらず参加者が少ないことがある。

<研究成果の対外発信について>

①達成目標

研究誌や書籍の発行、公開シンポジウム等をとおして、研究成果の対外発信（社会還元）を推進する。

②評価の視点

- (1) 所員の研究成果として、所報を年間4冊以上、専修ビジネスレビュー（SBR）を年間1冊発行する。
- (2) 研究プロジェクトの成果報告として、叢書を年間1冊発行する。
- (3) 研究成果を対外発信する場として、公開シンポジウムを年間1回開催する。
- (4) 所報とSBRを研究所のHPに公開するとともに、本学リポジトリに登録する。

③中間報告

現状説明

評価の視点(1)に関して、「所報」を3冊発行済みであり、年度全体では10冊程度を発行予定である。また、「SBR」を年度末に発行予定である。

評価の視点(2)に関して、叢書を年度末に1冊発行予定である。

評価の視点(3)に関して、公開シンポジウム（「東南アジアの企業経営における現地文化とリスク対応」）を2019（令和元）年9月21日に、社会知性開発研究センター/アジア産業研究センターと共催で開催した。

評価の視点(4)に関して、「所報」と「SBR」を研究所のHP上に公開するとともに、本学学術機関リポジトリに登録している。

（発行数、開催数等はいずれも2019（令和元）年4～11月の計数）

長所・特色

基本的にいずれの事業も、特に「外部への情報発信」の観点から、効果を発揮している。

問題点

「所報」の発行が、年度末に集中する傾向がある。

<学外研究機関との連携・交流について>

①達成目標

国内外の研究機関や企業などとの連携をとおして研究交流を深める。

②評価の視点

(1) 学内外のメンバーが関与する研究プロジェクトを年間3件維持する。

(2) 国内外の研究機関や企業などとの連携による調査・研究交流の機会を年間1回以上設ける。

③中間報告

現状説明

評価の視点(1)に関して、2019(令和元)年度も、3つの研究プロジェクトを維持している。

評価の視点(2)に関して、2019(令和元)年9月4～6日に、台湾政府科技部開催の「地方創成と社会実践」をテーマとする日台合同シンポジウムに、所員2名が参加し、報告を行った。また、前述の2019(令和元)年9月21日開催の公開シンポジウムには、James Cook University 特任教授 Matthew Allen 氏を発表者として招聘した。

長所・特色

学外研究機関との連携・交流は、研究者同士の双方向での交流を中心に、順調に進んでいる。

問題点

海外研究機関との交流を積極化する必要があり、検討を進めているところである。

《人文科学研究所》

<研究活動の活性化について>

①達成目標

調査研究活動を活発化するとともに、その成果を発表する。

②評価の視点

(1) 所員の個人研究並びに共同研究の成果の報告状況

(2) 学会、学会誌、紀要、所報、一般雑誌などへの研究成果の発表状況

(3) 研究会や講演会への参加状況

(4) 外部講師を招いた研究会および外国研究機関との学術交流

③中間報告

現状説明

(1) から (4) については、それなりの研究成果をあげている。2018 (平成 30) 年度のことになるが、創立 50 周年を記念する単行本 (『災害 その記録と記憶』) を大学側との協力の下に刊行できたのは大いに喜ばしいことであった。これに準ずる新しい企画を模索しているところである。

長所・特色

社会科学研究所など他の研究所では取り扱われないテーマを、年報や月報、あるいは研究会などを行い、実績を上げている。それらの刊行も地道に進行している。

問題点

予算上の制約が厳しいところであるが、(1) から (4) までは研究所活動の核とも言えるものであって、これを守り、さらに発展させていきたい。しかし、この中では (3) の「研究会や講演会への参加状況」に劣るところがあるのは見逃せない。単に参加を呼びかけるのではなく、出席することによるメリットを追及していきたい。

<研究機関としての取り組みについて>

①達成目標

大学研究機関としての存在理由を高める。

②評価の視点

- (1) 大学・大学院との連携
- (2) 他大学や社会への発信

③中間報告

現状説明

大学教育機関としての存在理由は、現状では高いとは言いがたい。その中で特別研究員などの図書館の使用などは高く評価されている。また、社会への発信として、公開講座は継続して、行われている。

長所・特色

大学院との連携で、博士課程在籍者を特別研究員として、所員に迎えるということを行っている。また、他大学との論集などの交換を行っている。

問題点

「大学研究機関としての存在理由を高める」ことが求められているわけだが、今ひとつ隔靴搔痒の感がある。(1) の「大学・大学院との連携」そして (2) の「他大学や社会への発信」ともに何かしら新しいアイデアを所員から引き出す必要がある。

<これまでの知的財産の継承と刷新について>

①達成目標

数年先を見据えた中期ビジョンの設定とその実現に向けた態勢の整備

②評価の視点

- (1) これまでの人文科学研究所の研究活動履歴を整理して電子データ化への取り組みを強化する。
- (2) 調査旅行の充実と発展を模索する。

③中間報告

現状説明

いまだ人文科学研究所の運営委員会の正規の議題として取りあげられていない。これは、まだ2018（平成30）年度の創立50周年事業のことが尾を引いているためだと思われる。これは「中期ビジョン」に引き継ぐためのものであり、次のテーマ設定が求められるところである。電子データ化については、着々と進行しつつある。

長所・特色

(1) に述べられた「電子データ化」は問題なく行われている。また、(2) の「調査旅行」についても、2019（令和元）年度までは滞りなく行われている。

問題点

「電子データ化」は、各所員の許諾を得るという点をクリアしているので、問題はどこまで「電子データ」にするか、である。これについては、運営委員会での結論を待ちたい。ここで問題になるのは「調査旅行」の方である。調査旅行は、海外へ行くとなると、テロなどの外的要因で旅行先が先細りになる傾向がある。国内の行き先については、テーマを設定するなどのしぼりを明確に設けることが考えられる。

《法学研究所》

<研究活動の活性化について>

①達成目標

研究所としての研究活動をより一層活性化する。

②評価の視点

- (1) 研究所主催の各種の研究会、ワークショップ、シンポジウム、座談会等の開催状況。

③中間報告

現状説明

2019（令和元）年度では、すでに、ワークショップを3回、シンポジウムを1回、それぞれ開催している。また年度内に、恒例の合宿研究会を開催するほか、2019（令和元）年度をもって定年で退職する所員を囲む会を今村法律研究室と共催することを予定している。

長所・特色

さまざまな分野でワークショップ等が開催できている。

問題点

ワークショップ等が開かれることがやや少ない分野がみられる。

<研究成果の発信について>

①達成目標

研究成果を様々なかたちで発信する。

②評価の視点

- (1) 紀要（年1回）、所報（年2回）の刊行及びそれぞれの雑誌の特色が明確に表れるような内容の充実。
- (2) ホームページの更新状況。
- (3) 学生・市民向けの企画の開催状況。

③中間報告

現状説明

- (1) 2019（令和元）年度、所報の1号をすでに刊行しており、紀要と所報の2号も年度内の刊行のめどが立っている。
- (2) ホームページでは、変更があった運営委員会の体制と2018（平成30）年度の活動報告を掲載したほか、学生・市民向けの公開講座の開催も告知した。
- (3) 12月、1月に、計3回、学外から講師を招いて学生・市民向けの公開講座を法学部と共催している。

長所・特色

年ごとに分野が決まっている紀要は、専門的な学術論文を掲載し、当該分野の学界に発信できている。所報も、法学研究所や所員の研究活動を広く知ってもらうことに役立っている。

問題点

紀要については、応募が多かった場合に予算上の問題が生じることが懸念される。

<学内外の研究者・研究機関との交流・連携の強化について>

①達成目標

研究の高度化、学際化が進む中で、それに対応するため、積極的に学外や他分野との対話、交流を進める。

②評価の視点

- (1) 今村法律研究室との間でのそれぞれの特色を活かした協力・連携。
- (2) 学内外の研究者・研究機関との交流及び法学・政治学の発展に寄与しうる企画の共催・後援。

③中間報告

現状説明

- (1) 2019（令和元）年度をもって定年で退職する所員を囲む会を今村法律研究室と共催することを予定している。
- (2) 8月には海外の研究者を招いた国際ワークショップを開催し、11月には東日本大震災の大川小学校津波訴訟の原告遺族・代理人やジャーナリスト、学外の研究者を講師

に招いたシンポジウムを共催した。

長所・特色

- (1) 今村法律研究室とは緊密に連絡を取れている。
- (2) 毎年、コンスタントに、学外（海外を含む）の研究者を招いたワークショップを開催できている。

問題点

学外の研究者・研究機関との交流や企画の共催については、所員個人の尽力によるところが大きく、組織的に進めていく体制が整っていない。

《スポーツ研究所》

＜研究活動の活性化について＞

①達成目標

スポーツ・健康に関する調査研究活動を活発化するとともに、その成果を発表する。

②評価の視点

- (1) 個人研究、共同研究、および外部資金等を活用した研究の推進状況
- (2) 学会等の学術集会や、学会誌、紀要、所報、スポーツ・健康関連の一般雑誌などへの発表状況
- (3) 他大学や他機関との合同研究会や外部講師を招いた研究会の開催状況および参加状況
- (4) 研究環境の改善と整備状況

③中間報告

現状説明

外部資金の獲得と共に、学会発表や学会誌への投稿、研究会の開催、研修会や講習会への参加を行動目標に設定した。外部研究資金の獲得状況において、2018-2019年度の科学研究補助金は代表者及び分担者含めて3名となった。また、2017-2020年度 JSC ハイパフォーマンスセンター Total Conditioning Research Project 委託研究事業（女性アスリートコンディショニングプログラムの開発と実践活用、代表：相澤勝治所員）と株式会社アルファチェンジ産学連携委託研究事業（低酸素トレーニング支援システムの開発、代表：時任真一郎所員）が採択された。これらの研究成果は、上述以外にも国内外での学会や、各学会誌への投稿を通して発表するなど、研究活動は盛んに行われており、継続して進める予定である。また、本研究所公開講座の一つである専修大学少年少女レスリング教室において、年2回の体力測定を実施し、発育発達を考慮したトレーニングプログラムの開発に向けた実践研究を行い、全国大会で複数の入賞者を輩出するなど成果を上げている。

研究会は毎年3回を基本として実施しているが、2019（令和元）年度はそのうち1回で外部講師（ペンシルバニア大学：岩月猛泰氏）を招聘し、中・高齢者の公開講座受講者からも多くの参加者が聴講に訪れることとなった。また、所員による研究会の発表は中期国内外研究員活動の報告等がなされた。今後もしできる限り外部講師の招聘と外部聴講者に参集いただけるテーマを掲げた研究会を企画していくとともに、様々な活動を研究の活性化に繋げていくようにしていく予定である。

研究環境に関しては、補助金とあわせて外部資金の活用により骨密度測定器、体組成計、推定ヘモグロビン濃度測定器や各種体力・運動能力測定器を揃えられているが、各研究が円滑に遂行できるように更なる整備の充実も目指している。

長所・特色

本研究所公開講座の一つである専修大学少年少女レスリング教室において、年2回の体力測定を実施し、発育発達を考慮したトレーニングプログラムの開発に向けた実践研究を行い、全国大会優勝者の輩出や地域行政（川崎市）からその取り組みに関心が寄せられている。また、継続的な外部資金の獲得や研修会の開催等を通して、大学を基盤としたスポーツ交流や共同研究を行う研究環境・体制が整いつつある。

問題点

研究活動に関連した研究機器の整備は十分に整っていないため今後の検討課題である。持久力を評価する際に必要なトレッドミル器機が経年劣化しており、とくに長距離ランナーの持久力の評価やトレーニング時に有効利用できない状態であることから、呼吸循環器系の測定環境を整備する事は課題の一つである。また、研究所を基盤とした地域連携において、所員及び関係者の運用面（出張、補助等）のさらなる充実も必要である。

<スポーツ研究所と大学教育との連動について>

①達成目標

大学教育と研究所の連携体制の充実

②評価の視点

- (1) 研究所のサブグループである健康科学部門、スポーツ科学部門、スポーツ文化部門と、本学保健体育部会のスポーツリテラシー、スポーツウェルネス、アドバンストスポーツ、理論科目構成であるスポーツ論群との整合性を持たせるために、授業研究や教材研究、部門間による情報交換を実施できたか
- (2) 所員が開講する専門ゼミナール・教養ゼミナール科目を履修する学生およびSWP科目を履修学生に対し、研究会およびシンポジウムへの参加を支援できたか
- (3) スポーツ科学、保健体育科目に関する研修会や講習会の開催状況および参加状況
- (4) 学内の教育・研究関連諸活動や課外活動への貢献

③中間報告

現状説明

研究所のサブグループである健康科学部門、スポーツ科学部門、スポーツ文化部門の各部門において、本学保健体育部会の理論科目構成である健康科学論、スポーツ科学論、スポーツ文化論の整合性を持たせるために、常日頃より情報交換は頻繁に行っている。教材研究も積極的に進め、教材のスライドは毎年必ず見直しして修正を施した上で用いるようにし、テキスト「大学生のためのスポーツリテラシー&スポーツウェルネス・テキストブック」は2019（令和元）年度版として全体的な見直しを図った。

多くの所員は教養ゼミナールを開講しており、文学部の5つの専門ゼミナールを含め9講座を所員で担当している。研究所における研究成果は、これらのゼミナールにおいてフィードバックされている。また所員は経営学部・商学部のスポーツ推薦学生に開講されているSWPプログラムの授業科目も広く担当しており、その場においても最新の研究知見が

フィードバックされている。なお、公開研究会と年1回の公開シンポジウムには、教養ゼミナール科目履修者およびSWP科目履修者、体育会学生に対し、積極的に参加を促している。

研究所主催の研修会は、外部の教育・研究期間や企業等に赴き現地の担当者と情報交換会を通して研鑽を深めるように毎年1回実施している。2019（令和元）年度は「2020年東京オリンピック・パラリンピック」にむけて、日本代表やジュニアの強化合宿をはじめ、海外チームの直前合宿の誘致に積極的に取り組んでいる宮崎市を訪問する予定である。さらには、専門的な授業を進めるため、スキー等に関する外部の研修会に毎年継続的に所員が参加している。

長所・特色

研究成果を学会や論文に発表するだけでなく、学生や地域社会に対して直接的なフィードバックをする機会を増やすことができた。さらに、学内諸組織・諸活動との連携を深めるのみにとどまらず、学生・卒業生を当事者として巻き込んだ企画を実施できたことは評価できると考えられる。

問題点

保健体育系科目を担当する所員間で、常日頃の情報交換や教材研究は進んでいるが、授業研究を行うことも一考の価値があるかもしれない。

<研究成果の社会還元について>

①達成目標

公開研究会、公開講座および公開シンポジウム等の開催、および学外関連諸機関との協同による研究成果の社会還元を行う。

②評価の視点

- (1) 「公開研究会」を複数回開催できたか。
- (2) 「公開シンポジウム」を開催できたか。
- (3) 「公開講座」が開講されているか。
- (4) 文部科学省や日本スポーツ振興センター、日本オリンピック委員会、日本パラリンピック委員会、国立スポーツ科学センター、中央競技団体、プロスポーツ団体などの学外諸団体における協同プロジェクトに参画、および講師等での専門能力の提供による連携ができたか。

③中間報告

現状説明

2019（令和元）年度の研究会の開催は3回開催の予定である。第1回目は「バドミントン選手の体格・運動能力：コンディショニングに関する研究」（渡辺英次所員）、第2回目は「アメリカにおける最新の運動学習研究・大学の部活動について」（外部講師：岩月猛泰氏）であった。各研究会の発表は学内だけではなく、学外からも多くの参加者が来場し、研究交流が行われた。また、各所員が所属する分野の国際学会に発表するなど、国際学会での発表も増えてきている。

年1回の開催が定着化してきた公開シンポジウムは、多彩なゲストを学外から招聘して開催している。2019（令和元）年度は第12回目を2019（令和元）年11月21日（木）に

「日本基準から世界基準へ」と題し、国際卓球連盟副会長の前原正浩氏、2007・2011・2015 ラグビーワールドカップ日本代表の大野均氏、ビーチバレーボール強化指定選手の石島雄介氏、国立スポーツ科学センター長の久木留毅氏、司会に本学文学部ジャーナリズム学科特任教授の長野智子氏を迎えシンポジウムを開催した。ホームページやチラシ、ポスター、各スポーツ関連コミュニティを通じて告知を行い、本学はもちろんのこと、他大学、他の研究・教育機関の学生や教職員、地域住人、一般企業、メディア関係者などから2019（令和元）年度は800名余りの参加者を集め、盛会となった。これらのシンポジウムの内容は、毎年度発行の所報にまとめ学内外に広く配布した。

「専修大学スポーツ実践公開講座『中高年の健康を考える』」は2019（令和元）年度で22回目を迎え、毎年度定員に近い参加者を得ている。講座では所員の専門種目をそれぞれ複数回実施し、受講者の体力レベルに合わせたプログラムを提供している。また、初回と最終回においては体力・コンディションチェックを行い、その分析結果をスポーツ健康科学の最新知見とともにフィードバックしている。外部資金の獲得により骨密度測定器、体組成計、推定ヘモグロビン濃度測定器や各種体力・運動能力測定器を揃え、補助金とあわせて更に充実した測定、フィードバックが行えるようになった。

スポーツ講座「子どもにおける“からだ”と“うごき”と“こころ”づくり教室」では、レスリングを教材として週3回実施しており、継続して体力・運動能力測定を実施した。測定結果のフィードバックは過去の測定結果と結合し、子どもたちの形態面、体力・運動能力面の成長が一目でわかる用紙を用いている。子どもたちだけでなく保護者の理解も深まる内容を網羅している。

スポーツ庁をはじめ、日本スポーツ振興センター、日本オリンピック委員会、日本パラリンピック委員会との専門能力による連携や情報交流など、積極的な活動を行っている。

東京2020オリンピック・パラリンピック大会へ向けて各中央競技団体の役員・委員等として参画し、スポーツの振興・強化に尽力する所員も複数いる。公益社団法人日本トライアスロン連合のパラトライアスロン選手の体力測定・形態測定を実施するなど、スポーツ科学の知見を活かした競技団体への協力体制も整っている。また、2019（令和元）年6月に公益財団法人日本バレーボール協会・川崎市との連携協定を結び、スポーツ医科学研究の知見をビーチバレーの競技力向上及び、地域活性化に協力している。学会との連携では学会の理事、事務局として日々の学会運営に携わる所員も複数いる。

長所・特色

公開研究会は3回の開催、公開講座の開講、公開シンポジウムの開催されている。また各所員の研究成果を多くの参加者との交流を通じて社会還元が行われている。特に公開シンポジウムでは多くの学外の聴講者を集め関心の高さを示している。

問題点

公開研究会、公開講座、公開シンポジウムの開催は行っているが、研究会、シンポジウムにおいてより研究成果の社会還元の質を高めていくには、海外も含め外部からの専門性の高い講師を招聘していくことも必要である。

＜情報科学研究所＞

＜研究活動の活性化について＞

①達成目標

研究活動を活発化するとともに、研究成果の積極的な公表を図る。

②評価の視点

- (1) 研究所の機関紙（年報、所報、英文誌）や学会などへの研究成果の発表状況
- (2) 所員向けの研究会やセミナーの実施・参加状況
- (3) 内外へのホームページを活用した情報提供の状況

③中間報告

現状説明

2019（令和元）年度の研究所の機関紙（年報、所報、英文誌）などへの成果発表状況は以下の通りである。年報は1回（2020（令和2）年1月）発行予定である。所報は年2回の発行を予定し、7月にNo.94をすでに発行し、2020（令和2）年1月にNo.95を発行予定である。英文誌も例年通り年1回発行予定である。また2019（令和元）年度は共同研究助成も7件採択したので、これらの研究成果も近々公表される予定である。

定例研究会は2019（令和元）年度すでに6回開催し、2020（令和2）年度にあと2回は予定されている。また、外部有識者を招いたランチセミナーを1回開催し、2020（令和2）年1月にもう1回開催予定である。

情報科学研究所のホームページには、近々開催される研究会やセミナーなどの情報がタイムリーに発信され、過去の年報や所報、英文誌のバックナンバーも一覧表示されている。さらに、2010（平成22）年度以降の年報、所報、英文誌についてはpdfファイルとして、外部からも論文内容を閲覧できるようになっており、外部の研究者にも活用されている。

長所・特色

研究会や論文には、専任教員の他に、国内外の研究者・実務家も含まれており、広く交流して研究活動の活性化を図っている。

問題点

研究会やセミナーについても開催日によっては出席者数が少ないケースもみられる。所員が学内の委員会等の業務で多忙であり、日程の調整が難しいことも原因として考えられるが、他の委員会の情報を共有するなどして、早めに日程を調整し、また所員・準所員への周知に努めたい。

<当該研究所と他機関（大学院、他研究所）との連携について>

①達成目標

当該研究所と大学院（経営学研究科）や他研究所との連携を促進する。

②評価の視点

- (1) 大学院学生のための発表会の開催状況
- (2) 他研究所と合同の研究会などの開催状況

③中間報告

現状説明

2019(令和元)年度は、経営学研究科所属の大学院学生を対象とした研究発表大会を2020(令和2)年1月に開催予定である。また、他研究所との連携に関しては、経営研究所との合同研究会と商学研究所との合同研究会をそれぞれ1回開催している。

長所・特色

情報科学研究所では、次代を担う質の高い研究者を育てることも主な活動の一つと考えており、2009(平成21)年度より大学院生を対象として研究発表大会を継続して行っている。

問題点

該当無し

<当該研究所における社会貢献について>

①達成目標

地域における社会貢献を促進する。

②評価の視点

- (1) 研究成果の技術展示会(川崎国際環境技術展等)への出展状況
- (2) 公開講座や講演会などの実施状況

③中間報告

現状説明

2019(令和元)年度も川崎国際環境技術展に出展した。出展内容は、「ワнтаイム画像生成を用いた個人認証」である。

また地域向けの公開講習会として、2019(令和元)年度も「IT×ものづくり入門～コンピュータを使って工作を体験してみよう」を情報科学センターとネットワーク情報学部と共催し、電子工作を小学生から中高年の方々まで体験してもらった。さらに12月には、専修大学企業家クラブ主催のイブニングセミナーの後援もした。

長所・特色

2009(平成21)年度から川崎市の要請に基づき毎年出展している川崎国際環境技術展に、2019(令和元)年度も出展した。本展示会は、本学が実行委員として関与していることから、引き続き積極的に関わっていきたい。また、地域向けの公開講習会も継続して実施しており、学内だけでなく、地域における社会貢献も継続的に続けている。

問題点

川崎国際環境技術展や地域向けの公開講習会の広報活動が十分にできなかったため、2020(令和2)年度以降は改善していききたい。特に川崎国際環境技術展については、2019(令和元)年度から開催時期が授業期間となったため、出展の調整にも苦慮したが、新しい日程でのスケジュール調整を行い、出展・見学のための情報共有を早め実施するよう試みる予定である。また公開講習会については、近隣の小学校経由での情報発信方法を見直すなどしていききたい。

《自然科学研究所》

<自然科学研究所主催公開講演会の開催について>

①達成目標

年1、2回程度の公開講演会を行い、学生や市民に最新の科学に触れられる場所を提供する。

②評価の視点

- (1) 最新の科学をやさしく説明する公開講演会を実施する。
- (2) 配付資料を準備する。
- (3) 今後の公開講演会の方向性を探るためのアンケートを実施する。
- (4) 公開講演会について総括を行い、報告を自然科学研究所所報に掲載する。

③中間報告

現状説明

2018（平成30）年度は「統計解析の実際～理論から実データ解析まで～」という数学、2019（令和元）年度は「カマキリとカミキリ その知られざる生態」をテーマに開催し、それぞれ数十名程度の参加者があり、熱心な質疑討論が行われ、好評であった。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

<研究活動の活性化について>

①達成目標

研究所員の研究活動を密にしていく。

②評価の視点

- (1) 一人ひとりで独自のテーマで研究を実施している現状に鑑み、各人の研究テーマに対する相互理解の場を設け、協力して研究を進める可能性について模索する。
- (2) 実験法や実験機材の使用法などに関する共通理解の場を設け、相補的に研究を進める可能性について模索する。
- (3) 研究会などを開催し、所員間相互の情報交換を活発にする様に心掛ける。

③中間報告

現状説明

自然科学研究所所報および専修自然科学紀要の投稿規定の改定を2019年3月総会において行い、自然科学紀要に関する紀要規定を2019（令和元）年5月7日に改定し、各人の研究活動の改善に努めた。

研究会を2018（平成30）年度、2019（令和元）年度、それぞれ2回開催し、所員間相互の情報交換を行った。

新たに動物実験を行えるよう、既存の施設との連携を図り、共同研究をはじめることが

できた。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

<自然科学研究所のホームページの改善について>

①達成目標

自然科学研究所の活動内容、印刷物などの情報を一般に公開し、社会貢献できるように積極的にホームページの更新・内容の充実を図ることを目標にする。

②評価の視点

- (1) 操作性を改善し、最新の情報を提供する。
- (2) 教育・研究に関する情報を充実する。
- (3) 所員のホームページとの連携を強化する。
- (4) 海外への情報発信のための英文の情報も掲載する。

③中間報告

現状説明

2019（令和元）年度の紀要 51 号より紀要掲載の論文は、専修大学学術機関リポジトリに登録され、情報を一般に公開した。

操作性を改善し、最新の情報を提供し、教育・研究に関する情報を充実するように努めた。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

〔19〕情報科学センター関係 点検・評価

＜教育研究のための情報通信技術(ICT)環境の整備・運用について＞

①達成目標

利用者の要望に配慮し、教育研究用 ICT 環境を適切に整備・運用する。

②評価の視点

- (1) 教育研究組織等の学内ユーザの意見・要望を吸い上げ、関係学内所管と調整した上で、ICT 環境等を整備できているか。
- (2) より良い環境を整備するために、他大学の状況、システム・機器の技術動向などの新しい情報を収集し活用しているか。
- (3) 導入業者、関連学内所管等と協力して、ICT 環境を適切に運用して、安定稼働を図っているか。

③中間報告

現状説明

2019（令和元）年度は、以下の4点について教育研究用 ICT 環境の整備を行ってきた。

1. 2020（令和2）年度利用開始予定の神田新棟（10号館）及び2020（令和2）年度から神田キャンパスで展開される商学部、国際系新学部のための ICT 環境の準備
2. 2019（令和元）年10月からリニューアルした教職員用メールシステム
3. 2019（令和元）年8月に更新した学内 LAN の最適化
4. 2021（令和3）年度からの次期学習支援システムのためのワーキンググループによる検討

1と2に関しては、情報科学センター協議会、運営委員会を通じて、各学部教授会等で説明をし、教員からの要望を吸い上げながら進めている。

4に関しては、教育開発支援委員会と共同でワーキンググループを設置し、議論の過程で、各教育組織からのアンケート、教員に対するアンケートを実施し、それに基づき中間報告を学長に提出した。

上記の環境整備の検討の過程においては、他大学の状況、システム・機器の技術動向をリサーチしながら行った。

2018（平成30）年度導入の教育研究用システム（端末室のPC及びそれを動作させるためのサーバ、ネットワーク等）は、2019（令和元）年度には2年目を迎え、引き続きシステム導入・管理業者と月例打ち合わせを実施して、発生した問題をリスト化して共有し、適切に対応できている。

教育研究用システム以外のシステム（無線LAN、学習支援管理システム等）に関しては、問題が発生するごとにシステム導入・管理業者と対応してきたが、一部、解決が長引いているケースがあるため、定例打ち合わせを実施する準備を進めている。

以上のことから、一部技術的に困難な案件を除き、取り組み状況は、有効かつ適切であると判断する。

長所・特色

インターネットを経由して、いつでもどこからでも研究学習リソースにアクセスすることが可能になっている。また、実習室におけるユーザ利用環境は生田神田を問わず、また実習室を問わずユーザ個別の環境が常に維持されるようになっており、研究学習の効率化

に寄与している。

問題点

該当無し

<教育研究のための情報通信技術 (ICT) 環境の利用促進について>

①達成目標

教育研究のための情報通信技術 (ICT) 環境の利用を促進する。

②評価の視点

- (1) コンピュータ室やネットワークを適切に利用できるように開放しているか。
- (2) Web ページやマニュアルの整備、質問窓口の設置、説明会等、利用促進をはかるためのサービスを展開しているか。

③中間報告

現状説明

コンピュータ室の解放個所をリアルタイムに表示するシステムを常時運用しており、学生は効率的に利用できている。学生のコンピュータ室における PC の利用時間は伸びる傾向にあり、利用状況を確認しながら、必要に応じてコンピュータ室の柔軟に開放するように対応するようにしている。

無線 LAN の使用需要は伸びている一方、接続しにくいという声があがっている。

2019 (令和元) 年 8 月には、学内 LAN の最適化のための更新があったため、夏期休暇期間中を含めて 9 日間にわたり、ネットワーク及びそれに接続するサーバでサービスするシステムを計画停止することになった。事前に教授会を通じてアナウンスすることで周知をはかった。

Web ページの情報に対して、探しにくいという意見が寄せられたので、2019 (平成 31) 年 4 月にページ構造を整理した。

リニューアルした教職員用メールシステムに対しては、移行マニュアルを整備し教授会で配布し、さらに説明会も実施するなどして、円滑に移行できるように支援した。利用マニュアルは Web を用いて公開し、必要な時にすぐ参照できるようになっている。

以上のことから、使用需要が急増しているものを除き、取り組み状況は、有効かつ適切であると判断する。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

<情報処理教育の推進について>

①達成目標

学生が情報処理に関する学習機会を適切に得られるように改善していく。

②評価の視点

- (1) 情報リテラシー科目の展開、講習会の開催、オンライン教材の整備等により、情報処理に関する学習をする機会を適切に用意しているか。
- (2) 情報リテラシー科目のテキストを、担当教員や受講対象学科の意見を取り入れつつ、適切な内容にしているか。
- (3) 端末室利用の授業において、端末操作補助員を適切に配置しているか。

③中間報告

現状説明

2019（令和元）年度の情報リテラシー科目の履修状況を確認すると、神田校舎においては、第1希望の曜日時限クラスに抽選で受講できなかった学生が第2希望を出す割合が低い、生田校舎においては第2希望受付で初めて履修申請をする学生が目立つ、という状況になっている。2020（令和2）年度に向けて、より多くの学生が情報リテラシー科目を履修できるよう、オリエンテーションガイダンスの実施日の早期化、情報リテラシー科目の受講者数が少ない曜日時限クラスの移動といった準備を進めている。

講習会の受講者数は、外部業者に委託している講座は有料であるものの資格取得に結び付いているため受講者数は多く成功している。一方、専任教員に依頼している講座は初学者向けものが多く、最近では受講者数が非常に少ないという状況が続いている。2020（令和2）年度は神田校舎に商学部が移転するため、両校舎において講座を実施する必要があり、外部業者に委託する講座を主力とする準備を進め、またビデオオンデマンドで受講できる講座についても検討している。

情報リテラシー科目については、データサイエンスの基礎的な内容を、データリテラシー科目と分担しながら教えることになっているか確認を進めている。

授業操作補助員については、2018（平成30）年度、配置人数ルールを見直し、リテラシー系科目についてはクラスサイズに依存しない方法とすることにした。評判も良いことから2019（令和元）年度も継続した。

以上のことから、多くの取り組みは有効かつ適切であり、また改善の必要性を認識し、それに対して対応を進めていることも適切であると判断する。

長所・特色

独自に情報リテラシー科目を開講していない学部向けに教養科目として、ほぼ需要を満たす分の開講数があり、また、テキストは本学教員が執筆しており、継続的に内容がアップデートされ高品質のものとなっていることから、本学の DP(3)にある情報リテラシー能力の獲得に大きく寄与している。

問題点

該当無し

〔20〕入学試験関係 点検・評価

<高大接続改革への対応について>

①達成目標

入試制度の見直し

②評価の視点

- (1) 大学入試センター試験利用入学試験および一般入学試験の見直し
- (2) 推薦入学試験および特別入学試験の見直し

③中間報告

現状説明

高大接続改革の対応に伴い、すべての入学試験において「ディプロマポリシー」「カリキュラムポリシー」を踏まえた「アドミッションポリシー」に基づきつつ、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する選抜方法案を7月の入試委員会に提示し、おおよその方向性が固まりつつある。

今後は、11月の学部長会および12月の教授会での審議を経て、年内に「2021（令和3）年度専修大学における入学者選抜について」の告知をホームページで行う予定である。

長所・特色

高大接続改革の対応に伴い、「本学における入学者選抜の基本的な考え方」を定め、それに基づいた入学者選抜の見直しを全学的に提案し、改革案の実現に向けた検討が行われていることは有意な成果である。

問題点

該当無し。

<入学試験の実施に関する負担軽減について>

①達成目標

一般入学試験の実施に関する教員負担の軽減

②評価の視点

- (1) 入学試験監督者の選出方法の見直し
- (2) 入学試験本部委員の選出方法の見直し

③中間報告

現状説明

2020（令和2）年度入学試験では、2月2日にスカラシップ・全国入学試験の新設が承認されたが、教職員における入学試験業務の負担増が課題となった。

そこで、教員による試験監督業務と入試委員による本部委員業務の負担軽減を図るため、以下の提案を行い原案が機関決定された。

- (1) 入試委員の本部委員業務を「生田会場」と「神田会場」の2会場に集約する。

- (2) 地方の試験会場については、入試委員を配置する体制を見直し、その業務を職員による説明等に置き換える。
- (3) 入試委員は、一般入学試験の試験監督業務を2回担当する。

長所・特色

近年、入学試験会場の増加により、入試委員は地方会場を含む本部委員業務を平均5日間担当することとなっていた（センター入試の本部担当や出題に係わる入試委員除く）。

また、入試委員の中には判定作業のために、生田校舎（判定会議）と地方試験会場を行き来する状態にもあったが、今回の提案により入試委員の負担は軽減され、試験監督者の不足を一部補えたことは有意な成果である。

問題点

該当無し。

<学生募集強化について>

①達成目標

本学で実施するイベント参加者における志願率及び手続率の向上

②評価の視点

- (1) オープンキャンパスの参加者における志願率の増加
- (2) オープンキャンパスの参加者における手続率の増加

③中間報告

現状説明

2018（平成30）年度のオープンキャンパスは、来場者の更なる増加のために、11月実施に替え、8月後半の日程を1日増やし2日間とした。また、来場者の参加満足度を更に上げるため、6月オープンキャンパスで新たに教員による個別相談を実施した。

2019（令和元）年度のオープンキャンパスは、2020（令和2）年4月に開設する国際コミュニケーション学部及び同年に神田キャンパスに移転する商学部に関する広報強化のために、6月実施を神田開催に変更し、「体験授業フェア」については、高校の進路指導の早期化にあわせ、6月から3月開催での実施とした。また、年間を通じて新学部・新学科にかかわる企画も数多く用意し、積極的な広報に努めた。

長所・特色

2018（平成30）年度オープンキャンパスでは、8月後半実施の日数を増やしたことが、高校1・2年生の参加拡大につながり、来場者の総数が23,278名で、前年度の20,687名から2,591名（12.5%）の増となった。来場者の志願率は、2019（平成31）年度入学試験で、45.5%ととなり、前年度の44.6%を上回った。教員による個別相談を増やしたことが、本学への志望度を高める要因につながったと考えている。一方、手続率は、前年度の92.3%から91.9%へ僅かに下がったが、高止まり状態で維持していることに一定の成果が出ていると考えている。

2019（令和元）年度オープンキャンパスの8月までの来場者の総数は、21,025名で、前年度の20,995名から30名（0.1%）の増となった。全体では微増だが、7月神田開催で

は、前年比 1,004 名（32.6%）の大幅増となっており、神田キャンパス、新学部への受験生の関心の高さが見て取れた。こうした状況下で、新学部・新学科の広報を展開できたことは、来場者の 2020（令和 2）年度入学試験への志願率・手続率向上に大きく貢献するものと考えている。

問題点

該当無し。

〔21〕 学生生活関係 点検・評価

《学生生活関係》

＜学生の修学に関する適切な支援（奨学金その他の経済的支援の整備）を行っているか＞

①達成目標

各種の奨学金制度など経済的な支援策の充実と適正な運用が行われ、学生が安心して安定した学生生活を送ることができる環境が整えられていること

②評価の視点

- (1) 日本学生支援機構の奨学金の運用状況
- (2) 民間奨学金への応募・採択状況
- (3) 経済支援を目的とした専修大学独自の奨学金制度の運用状況
- (4) 外国人留学生に対する修学支援の運用状況（学習奨励、授業料減免）
- (5) 専修大学学内ワークスタディ制度の運用状況

③中間報告

現状説明

- (1) 日本学生支援機構の奨学金の運用状況

〔貸与奨学金〕 2019（令和元）年度の新規採用件数 1,488 件、支援機構奨学金貸与件数は 2019（令和元）年 11 月現在で延べ 5,506 件である。本学では全国平均にくらべて奨学金返還延滞率が高いことから、ガイダンスや窓口指導を通して返還手続き等についての指導を徹底するように努めている。返還者への返還意識を高めるために卒業生への注意喚起の文書を大学ホームページに掲載している。

- (2) 民間の奨学金への応募・採択状況

民間財団への応募者には学内選考（書類審査又は面接）を実施し、推薦者を決定している。令和元年度の民間財団募集件数は 72 件、応募者数 68、採用者数 26 人となっている。今後も民間財団奨学金への採用者増加に向け、積極的に応募を呼び掛けるなど採用者増加にむけて取り組んでいく必要がある。

- (3) 経済的困窮者に対する専修大学独自の奨学金制度（家計急変奨学生、災害見舞奨学生、進学サポート奨学生等）、育友会奨学金、校友会奨学金の運用状況と運用の適切性

経済的困窮者に対する学内奨学金採用件数は、2019（令和元）年 11 月現在で、家計急変奨学生採用件数 16、災害見舞奨学生採用件数 0 件、利子補給奨学生 2 件、育友会奨学生 19 件、校友会奨学生 4 件である。

2019（令和元）年 9 月、10 月に発生した台風 15、19 号等の被災地が激甚災害指定されたことにより、災害見舞奨学生等の採用者数が増加する見込みである。

- (4) 外国人留学生の修学支援策（学習奨励等のための授業料減免制度）

2014（平成 26）年度より実施されている専修大学私費外国人留学生の学習奨励等のための授業料減免制度では減免採用者を有資格者の 60%を上限とし成績に応じて減免額を学部生は 28 万円、23 万円、18 万円の 3 段階に傾斜配分し、大学院生は一律 4 万 5 千円としている。2019（令和元）年度の採用は、学部で 70 名、大学院で 15 名である。

また、文部科学省外国人留学生学習奨励生は、2019（令和元）年度は学部 19 名、大学院

1名が採用されている

(5) 専修大学学内ワークスタディ制度の運用状況

4月25日(木)神田、4月26日(金)生田で募集説明会を実施し、登録者リストを作成した。2019(令和元)年11月末現在でワークスタディ登録者数は73名である。今後は入学試験案内等の教育支援活動(アルバイト)に伴い、人事課と協力して事前研修を行ったうえで、活用予定である。

長所・特色

災害見舞奨学生の奨学金は20万円を上限としているが、激甚災害指定された場合は特別措置として上限を30万円に引き上げるなど、状況に応じて弾力的な運用を行っている。

問題点

学内ワークスタディ制度は2019(令和元)年度で2年目となるが、登録者数が少ないため、学生への認知度を向上させる必要がある。

<学生の生活に関する適切な支援(学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮)を行っているか>

①達成目標

学生が健康を維持し、事故を防止して、安全に学生生活を送る環境が整備されていること

②評価の視点

- (1) 学生の健康管理の状況(健康診断の実施状況など)
- (2) 飲酒に関わる事故および事件の防止に関する取組み状況
- (3) 健康増進法の改正に伴う受動喫煙防止等の対応
- (4) 薬物等(大麻、危険ドラッグ等)の防止に関わる啓発活動
- (5) 100円朝食の実施、喫食状況

③中間報告

現状説明

- (1) 学生の健康管理の状況(健康診断の実施状況など)
4月の定期健診は昨年同様の体制で実施した。一部学生の受検率は80.5%(前年度比+1.4pt)、二部学生の受検率は66.1%(前年度比+4.9pt)であった。
- (2) 飲酒に関わる事故および事件の防止に関する取組み状況
 1. 新入生には次のとおり実施した。
 - ①「本学の飲酒事故撲滅に対する基本姿勢と過去の事件事例」【キャンパスガイダンス(4月2日)】
 - ②「20歳未満の飲酒が身体に及ぼす危険性」【スポーツリテラシー】
 - ③「飲酒時のトラブルに対する対処法」およびSNS利用時の注意【入門ゼミナール】
 2. 飲酒事故防止セミナー【神田7月12日】および適正飲酒啓発セミナー【生田7月17日】を実施し、両校舎で166団体(非公認44団体含む)192名が参加した。

(3) 健康増進法の改正に伴う受動喫煙防止等の対応

健康増進法の一部を改正する法律（以下「改正健康増進法」）が2019（令和元）年7月1日に施行されたことに伴い、専門のコンサルタントによるアドバイスを受けて一部の喫煙場所の移設、喫煙場所のベンチの撤去、喫煙場所以外での喫煙の禁止、20歳未満の喫煙所の立ち入り禁止等の告知を実施した。加えて、両校舎で喫煙場所の巡回を強化している。

今後は受動喫煙防止を目的とした講座等実施する予定である。

(4) 薬物等（大麻、危険ドラッグ等）の防止に関わる啓発活動

保健体育部会、東京都および川崎市健康福祉局の協力を得て、4月中旬の「スポーツリテラシー」（1年次生配当科目）内で講義形式による啓発を行った。

(5) 100円朝食の実施、喫食状況

2019（令和元）年10月までの喫食数は生田が9,622食（喫食率89.9%、前年度同月までの比-4.8pt）、神田が4,574食（喫食率85.5%、前年度同月までの比-3.4pt）となった。

生田では日替わりや納豆定食など4種類、神田では日替わりとカレーの2種類を提供している。

長所・特色

飲酒事故防止に関する取り組みは、正課科目である「専修大学入門ゼミナール」「スポーツリテラシー」で注意喚起を行っている。

「飲酒事故防止セミナー」「適正飲酒啓発セミナー」は学生自治会の協力を得て、7月実施のセミナーは鳳祭参加団体を、3月実施のセミナーは4月の新入生勧誘活動参加団体の出席を必須としており、教職員・学生の3者で協力する体制で実施している。

問題点

現在の喫煙場所や学生の喫煙マナーに関して学生や教職員からなお意見や要望が寄せられる等、指定喫煙所の設定方法や学生の指導に関しては改善の余地が残されている。現状を分析しながら引き続き改善に努める必要がある。

<学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援を実施しているか>

①達成目標

学生が正課外の諸活動を通して充実した学生生活を送ることができるよう大学としての支援体制が整っていること

②評価の視点

- (1) 学生団体、公認団体に対する活動支援状況
- (2) ボランティア活動に対する支援状況
- (3) 各種セミナーおよび講座の実施状況
- (4) 懸賞論文・文芸作品コンクールの実施状況
- (5) 厚生施設（学生食堂、セミナーハウス等）の充実、利用促進等

③中間報告

現状説明

(1) 学生団体、公認団体に対する活動支援状況

学生生活課では学生自治会傘下の公認団体を中心に随時、活動場所（教室等貸出）、発表の場（公開演奏等）、特別な活動に対する援助金等を提供している。

(2) ボランティア活動に対する支援状況

学生部のもとにボランティア推進委員会を設置し傘下の学生ボランティア団体（SKV、SIV）に助言を行っている。

主な活動として

- ①千代田区、神田警察及び消防と協力して神田校舎で実施する「防災フェア」（神6月28日実施）
- ②東日本大震災の被災地視察と石巻専修大学で現地のこどもを対象にレクリエーションと防災意識の向上を目的とした「専大まつり」等を行う「SKV、SIV 夏期交流合宿」（8月7日～9日）
- ③生田校舎で紙食器作り、防災食試食等を行った「防災食フェア」（11月21日実施）

また、2019（令和元）年台風15号、19号の被災地へのボランティア活動の際には、専門家による事前研修会を行ったうえで、現地の活動に参加するなどの支援を行っている。

(3) 各種セミナーおよび講座の実施状況

学生部では毎年3月上旬に海外へのセミナーを実施。本学と国際交流協定を締結しているベトナムや台湾の協定校へ隔年で海外研修を実施している。2019（令和元）年度は3月に台湾・高雄の国立中山大学（国際交流協定校）にて実施する。また、新入生歓迎セミナー、点字や手話講習会、自己表現・ボイストレーニングや印象アップ、護身術などの講座を生田、神田両キャンパスにて実施し、参加者から好評を得ている。また、神田校舎に於いて、災害救援ボランティア講座を前期と後期に実施している。

(4) 懸賞論文・文芸作品コンクールの実施状況

2019（令和元）年度の応募数は懸賞論文が20点（昨年度8点）、文芸作品が25点（同27点）であった。このうち懸賞論文部門では鳳賞1点、優秀賞3点、佳作2点が、文芸作品部門では柘植光彦文学賞1点、優秀賞3点、佳作4点が選ばれている。

(5) 厚生施設（学生食堂、セミナーハウス等）の充実、利用促進等

生田キャンパスに9か所、神田キャンパスに3か所の学生食堂を設けている。なお、神田キャンパスは2020（令和2）年4月から神田10号館7階に新たな学生食堂を設置予定である。

学生に対する食育の観点から、2014（平成26）年度後期より始めた100円朝食を2019（令和元）年度も実施している。

長所・特色

学生食堂については生田校舎では多様なメニューの食事を低価格で提供している。セミナーハウスについても低料金で宿泊が可能な研修施設として好評を得ている。ボランティア団体の育成は近年増加しつつある自然災害等への備えとしても意義がある。

問題点

学生食堂は、2020（令和2）年度から神田10号館7階に、1階にはカフェが新たに設置されるが、商学部神田移転および国際コミュニケーション学部設置に伴い、神田校舎では昼食の提供数、場所共に不足する恐れがある。状況を見て検討が必要だと考える。

一部のセミナーハウスにおいて設備の老朽化に伴うトラブルが発生するような状況が生じている。設備の維持・管理・改善に向けた方策を検討する必要がある。また、利用率の向上を図ることも今後の課題である。

《学生相談室》

＜心理的成長に関する課題をかかえる学生の支援体制について＞

①達成目標

心理的成長に関する課題をかかえる学生の相談に適切に対応する。

②評価の視点

- （1）心理的成長に関する課題をかかえる学生の相談に適切に対応する体制がとれているか。また、関係部署及び医療機関と適切に連携できる体制が整っているか。
- （2）学生に対して、学生相談室の存在とその機能が周知されているか。

③中間報告

現状説明

- ・対応延件数は、2016（平成28）年度3,982件、2017（平成29）年度4,339件、2018（平成30）年度4,356件とやや増加傾向にある。相談内容は例年通り、「健康」「人間関係」「学業」「進路」等が中心である。
- ・学生相談室は、これまで生田・神田キャンパスともに専任カウンセラー1名と非常勤カウンセラー1名の1日2名体制（土曜日のみ1名）でカウンセリングを行ってきたが、ここ数年生田キャンパスでの相談件数の増加に対応し、2019（令和元）年度より、週3日、非常勤カウンセラー1名を増やし、専任1名と非常勤2名の3名体制でカウンセリングを行っている。なお、生田・神田どちらのキャンパスにもインターカーが置かれている。
- ・2018（平成30）年度の教職員や関係機関との連携は431件（連携内訳件数：学内385件、学外9件、医療37件）。近隣の外部医療機関とも連携を行っている。教員はもちろんのこと、教務課、就職課、学生生活課、キャンパス・ハラスメント対策室、保健室等の関係部署との連携も概ね適切に行われ、実績も蓄積されつつある。
- ・学生への周知に関しては、新入生については入学時の学生部ガイダンスの折に「学生相談室」の存在や内容について説明をおこなっている。また、『学生相談室案内』（パンフレット）、『学生相談室ニュース』『学生相談室リーフレット』といった各種印刷物や『ニュース専修』やWebページ（ポータル、ホームページ）を通して行っている。

長所・特色

- ・神田・生田キャンパスともに学内の事情に精通しているインターカーが配置され、校内連携が効果的に遂行され、これまで以上に柔軟かつ迅速な対応が可能となった。また、緊急事態には、カウンセラーとインターカーの協力で適切に対応している。

- ・カウンセリングを行い心身の状態が安定した学生8名前後がグループ活動（月2回2時間）を行っている。このグループ活動は参加学生にとってキャンパスの大切な居場所となっている。現在は学生の自主的な言動が見られ、彼らのコミュニケーション能力を育てる場となっている。
- ・保健室とは年1回から2回程度、定期的な連絡協議会をもち、情報交換を行っている。特に心理面での支援が必要と認められる学生には個別に連絡をとりあっている。
- ・就職課と連携を取り、心理的不調を抱えている学生の情報交換を行っている。

問題点

- ・各カウンセラーの相談予約が埋まっているため、「なるべくはやく相談したい」と願い相談室を訪れた新規学生に十分には対応しきれてはいない。
- ・商学部の移転及び新学部の開設により学生数が増加するため、神田キャンパスでの効果的な支援の体制についてデータを蓄積し検討していく。

<大学生活にうまく適応できない学生の支援体制について>

①達成目標

大学生活にうまく適応できない学生に適切に対応する。

②評価の視点

- (1) 大学生活にうまく適応できない学生に適切に対応する体制がとれているか。また、関係部署と適切に連携できる体制が整っているか。
- (2) 学生に対して、学生相談室の存在とその機能が周知されているか。

③中間報告

現状説明

- ・大学生活にうまく適応できない学生に対してカウンセラーが支援している。適応していないと訴える学生の多くは、登校が常ならないことや成績不振をとまなうことも多く、各学部選出の学生相談室員が学習上の支援を行うことで、より具体的な支援ができることも多い。また、保護者の不安も大きいので、保護者からの相談もカウンセラーを中心に適宜対応している。
- ・オリエンテーション期間中と前期の成績が発表された直後の秋に、学生相談室員が待機し、大学生活のよろず相談にのる「相談コーナー」を実施した。このコーナーは、学生の学習上の不安を取りぞくことにとどまらず、相談室の機能の周知に効果をあげている。
- ・学生が日常生活で困ったことを弁護士に相談する無料法律相談を5月から12月まで計6回開催した。
- ・学生たちが学習面に関する困りごとを語りあい、教員が適宜アドバイスする場として「ラーニング・カフェ」を春と秋の2回開催した。参加学生は、春11名・秋5名である。
- ・参加者同士のコミュニケーションがとれるように工夫した開発的な季節を感じられる講座「楽しみながら『コミュカUP』」を7月と12月に行っている。7月の講座参加者は12名である。
- ・心と身体の不調を整える予防教育として「健康講座」（学生部 保健室主催）に、学生相談室と図書館が共催で2019（令和元）年11月開催した。
- ・発達障がいの診断またはその疑いのある学生の保護者の方々がつながり、情報交換を行う会である「おやかフェ in 学生相談室」を2019（令和元）年11月開催した。

- ・学生の身近な悩みや心理的課題をテーマに「学生相談室リーフレット」を発行し、2019（令和元）年度で20号となった。
- ・教務課との連携は概ね適切に行われている。学生相談室と学部への連携はより良いものになりつつある。
- ・学生への周知に関しては、各種印刷物や催し物、Web ページを通じて行っている。また、育友会支部懇談会に参加した保護者から学生相談室の利用に繋がることも多いため、引き続き積極的に協力していく。

長所・特色

- ・「春・秋の相談コーナー」の利用件数は2018（平成30）年度76件（春63件・秋13件）、2019（令和元）年度223件（春118件・秋5件）と増加した。
- ・「ラーニング・カフェ」「楽しみながら『コミュカUP』」は学生のニーズが高かったため、2019（令和元）年度から2回開催した。

〔22〕 体育部関係自己点検・評価実施委員会

<大学スポーツ協会（UNIVAS）との連携について>

①達成目標

大学スポーツ協会との連携を強化し事業の推進に協力する。

②評価の視点

- (1) 体育会各部のガバナンス強化をはかるための取り組みの実施状況。
- (2) 学内関係部署間の連携システムの構築。

③中間報告

現状説明

大学スポーツ協会（略称UNIVAS）は、2019（平成31）年3月1日に設立され、現在222大学・34競技団体（2019（令和元）年11月1日現在）が加盟している。

9月3日（火）にUNIVAS研修会（管理者セミナー・指導者セミナー）が開催され、今後は運動部指導者を対象にした学内研修会の実施を要請されている。

UNIVASの事業計画案にある学業成績基準に関しては3年間の実証期間を経てから導入する予定であるが、本学体育会所属の低単位修得者についてはUNIVASの基準をクリアできるよう継続的に指導を行っていきたい。また、併せて学業支援を強化するための「体育会学習支援室」の設置に向けて検討を進めている。

長所・特色

これまでにUNIVASで実施された事業は、「UNIVAS CUP（競技横断的大学対抗戦）の実施」、「各種大会の映像配信」、「指導者研修プログラムの開発」、「UNIVAS相談窓口の開設」である。今後は、大学スポーツに取り組む学生の学業の充実を図るための事業やスポーツ学生のキャリア形成を支援するための事業、大学スポーツの表彰事業など学業とスポーツの両立に向けた事業計画が予定されており、本学においても他部署との連携を図りながら学生支援に取り組んでいきたい。

問題点

UNIVASでは、指導者ライセンス制度を導入し各運動部で最低1名はUNIVAS研修を受講した指導者を配置することを想定している。本学の体育会45団体では部長・監督・コーチ等の指導体制が確立されているが、UNIVASに加盟している34競技団体には体育会以外の運動サークルも含まれているため、これらのサークルに対する学業指導を含めた指導体制について検討する必要がある。

<体育会学生に対する競技および学業支援について>

①達成目標

体育会学生に対する競技および学業支援活動を実施する。

②評価の視点

- (1) 体育会学生に対する各種セミナー・研修会の実施状況。
- (2) 体育会表彰式の実施状況。

- (3) 低単位修得者に対する面談指導等の実施状況。
- (4) ウィンター競技所属学生に対する特別試験・追試験の実施状況。
- (5) 体育会メディカルチェックの実施状況。

③中間報告

現状説明

- ・体育会学生に対する各種セミナー・研修会の実施状況。
コンディショニングセミナー
日 時 2019 (令和元) 年 6 月 29 日 (土) 10 : 00 ~ 12 : 00
場 所 生田校舎 10 号館 10103 教室
参加者 体育会学生 102 名
講 師 園原健弘氏 (明治大学競争部監督、アトランタオリンピック陸上コーチ)
テーマ 日本競歩チームにみる科学的アプローチ
「他競技の成功事例をヒントに！」
ー東京五輪にむけてメダル獲得有望な競歩の取り組みを参考に各自のパフォーマンスアップを探るー
- ・低単位修得者に対する面談指導等の実施状況
前年度の低単位修得者の中から 2 年次生 25 単位未満の 14 名、3 年次生 50 単位未満の 31 名に対して、体育部委員および体育事務課員による面談指導を行った。
後期は、前期の低単位修得者の中から 1 年次生 14 単位未満かつ前期単位修得率 60% 未満の学生、2 年次前期 14 単位未満かつ総修得単位 45 単位未満の学生および 3 年次総修得単位 70 単位以下の学生に対して面談指導を行う予定である。

長所・特色

該当なし。

問題点

低単位学生に対する面談指導であるが、各教員の研究室や体育事務課作業室では学生の空き時間との調整が難しいため、「体育会学習支援室」を設置し、学生ファーストの対応が可能な環境を整えること、また、併せて学業支援のためのサポート体制も検討していきたい。

<体育会による地域貢献活動について>

①達成目標

体育会各部による地域貢献活動を実施する。

②評価の視点

- (1) 清掃活動「クリーンタウン」の実施状況。
- (2) スポーツ教室「ワンデーチームメイト」の実施状況。

③中間報告

現状説明

夏期に実施した体育会各部によるスポーツ教室「ワンデーチームメイト」は、21 教室が開催され、延べ 436 名の参加者があった。

また、体育会による清掃活動「クリーンタウン」は、体育会学生と一般参加者を含めて299名の参加予定であったが雨天中止となった。

長所・特色

地域貢献活動として毎年開催しているスポーツ教室「ワンデーチームメイト」は、小中学生をはじめ保護者の同伴も多く、家族参加型のイベントとして好評を得ている。各教室を運営する部員も参加者の満足度を上げるために様々な工夫を凝らしながら取り組んでおり教育効果が期待できる。

問題点

清掃活動の「クリーンタウン」については雨天のため中止となってしまったが、事前準備に多大な時間と労力をかけていただけに悔やまれる結果となった。屋外でのスポーツ教室も含め天候に左右される企画については、開催時期や順延等の対策・検討が必要と思われる。

〔23〕就職指導関係 点検・評価

<学生の多様な進路選択に関わる就職相談・対応の充実について>

①達成目標

学生の進路希望や就職活動開始期・方法が多様化する中で、学生個々の特性や志向を踏まえた就職相談を実施する。

②評価の視点

- (1) キャリアカウンセラーと専任職員による相談対応の充実。
- (2) 専任職員の相談・対応力の向上のために必要な知識の習得、専門的な立場からの学生への指導・助言。

③中間報告

現状説明

- (1) キャリアカウンセラーと専任職員による相談対応の充実。

キャリアカウンセラーについては、2016（平成28）年度から東京海上日動キャリアサービス（株）と派遣契約を締結し、平日においては生田校舎2名、神田校舎1名が常時待機し、専門的な知識を活かし学生の相談に応じている。生田・神田校舎の両校舎にキャリアカウンセラー・職員あわせて27名を配置し、時間や回数の制限を設けずに、学生が相談したい時に相談できる体制を整えている。また、生田校舎では2019（令和元）年度から就職相談の一部予約制の導入と申込受付時間の延長を実施し、待ち時間を減少させる体制を整え相談に応じている。

- (2) 専任職員の相談・対応力の向上のために必要な知識の習得、専門的な立場からの学生への指導・助言。

労働法教育に関する大学教職員等向けセミナーや地方自治体等が主催する情報交換会に積極的に参加し、幅広い知識を習得する機会を得て、多様化する学生の相談に応じている。また、各種セミナーや情報交換会にも参加し、専任職員の相談・対応力の向上に努めている。今後も同様のスタンスで取り組んでいく予定である。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

<企業及び地方自治体との連携強化について>

①達成目標

本学学生の採用に積極的な企業との提携を進め、選考過程の一部免除や学内における説明会、選考会を開催し、企業との連携を強化する。また、地方自治体との就職支援協定締結など通じて各自治体や地方企業との連携も強化する。

②評価の視点

- (1) 本学学生に対して選考過程の一部を割愛する企業の創出
- (2) 企業の個別説明会や選考会の学内開催
- (3) U I ターン関連イベントの学内開催
- (4) 地方自治体が開催するU I ターン関連イベントの学生や保護者への周知を実施

③中間報告

現状説明

- (1) 本学学生に対して選考過程の一部を割愛する企業の創出
大学をとおして企業に応募することで選考過程の一部を割愛する、いわゆる「学校推薦」に近い求人は、2015（平成27）年度は6社（7件）、2016（平成28）年度は5社（7件）、2017（平成29）年度は10社（12件）、2018（平成30）年度は10社（12件）、2019（令和元）年度は12社（14件）であった。それ以前は3社程度であり、本学学生に対して選考過程の一部を割愛する企業の創出が進んでいる。
- (2) 企業の個別説明会や選考会の学内開催
企業の個別説明会を4月から10月までに14回実施し、企業11社、学生41名が参加している。企業との更なる連携強化を目指し、企業の参加を積極的に促し、学生とのマッチングに繋げる予定である。
- (3) U I ターン関連イベントの学内開催
2019（令和元）年10月末日現在で33府県1市の地方自治体と就職支援協定等を締結し、学生の地方での就職支援を拡充している。厚生労働省委託事業「地方人材還流促進事業」に協力し、「実家でくらす、地元で働く」U I J ターンを考える合同説明会などの説明会や相談会を6月から10月までに4回実施し、延べ86の自治体と学生445名が参加している。今後も「ふるさと就職マルシェ」や「U I ターンフェア」を開催し各自治体との更なる連携強化を目指している。
- (4) 地方自治体が開催するU I ターン関連イベントの学生や保護者への周知を実施
イベントの対象となる学生に対し、専修大学ポータルと就職支援システムS-net、ツイッターとアプリから情報を提供している。11月仙台市と山形市、広島県が開催したイベントについては、電話による告知を行っている。また、保護者に対してはイベント情報を郵便で告知し、学生のイベント参加を呼び掛けている。引き続き、学生や保護者に情報を伝えることで地方での就職活動に役立つ支援につなげていく。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

<学生にとって効率的な情報発信について>

①達成目標

学生が就職活動やその準備を行う上で、効率よく情報を収集できるように、情報発信を行う体制を整える。

②評価の視点

- (1) 専修大学ポータル（以下「ポータル」）と就職支援システム（以下「S-net」）による就職支援プログラム情報の告知。
- (2) 大学ホームページやツイッター、アプリ等の補助的な情報発信手段を活用した、ポータルや S-net の利用促進。

③中間報告

現状説明

- (1) 専修大学ポータル（以下「ポータル」）と就職支援システム（以下「S-net」）による就職支援プログラム情報の告知。

2015（平成 27）年 10 月からポータルの伝言機能と S-net 掲示版の個別ページへのリンクが可能となり一体化した運用が進み、就職支援プログラムの全ての情報をここから学生に告知している。情報提供と告知力は向上しているが、これまで実施した就職支援プログラムへの参加状況は芳しくない。企業の採用意欲が高く売り手市場が継続していることや身近な先輩である現 4 年次生の内定状況も良いことから、就職活動を楽観的に捉える学生が多くなっていることが主な要因として考えられる。

- (2) 大学ホームページやツイッター、アプリ等の補助的な情報発信手段を活用した、ポータルや S-net の利用促進。

ポータルと S-net に大学ホームページからログイン出来るよう改善されたこと、学生のスマートフォンの利用が増えツイッターやアプリからの情報発信により利用を促している。特にアプリにおいては、2019（令和元）年 10 月末でダウンロード件数が 3,748 件となり、106 回のプッシュ通知（学生のスマートフォンにこちらの望むタイミングで情報を届けることが出来る通知）を実施したことでポータルや S-net の利用を促進し、学生が効率よく情報を収集できる体制を整えている。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

〔24〕国際交流関係 点検・評価

<国際化への対応及び更なる推進について>

①達成目標

国際化への対応及び更なるグローバル化への推進のため、国際交流協定（大学間協定校および組織間協定校）を維持・拡充すると共に留学プログラムをさらに充実させる。

②評価の視点

- （1）国際交流協定校（組織間協定校を含む）の維持と拡充の状況
- （2）留学プログラムの実施状況

③中間報告

現状説明

- （1）国際交流協定校（組織間協定校を含む）の維持と拡充の状況
《組織間協定》

【新規】

- インドネシア社会政治学部社会政治研究所（インドネシア）と社会知性開発研究センターソーシャルウェルビーイング研究拠点が2019（令和元）年12月に締結された。

【更新】

- 社会知性開発研究センターソーシャルウェルビーイング研究拠点が、ソウル国立大学アジア研究所社会科学資料院、ベトナム社会科学院社会学研究所（ベトナム）、チュラロンコン大学社会調査研究所（タイ）、およびダナン大学ダナン経済大学（ベトナム）と組織間協定を更新した。
- 法学部が、南開大学法学院（中国）と法学部が2019（令和元）年7月2日に組織間協定を更新した。

【終了】

- 首都経済貿易大学工商管理学院と商学研究所が2019（令和元）年6月28日をもって組織間協定を終了した。

- （2）留学プログラムの実施状況

- 長期交換留学プログラム 第1・2期合わせて19名（昨年度21名）を派遣した。
- セメスター交換留学プログラム 応募者・派遣者なし
- 中期留学プログラム 前期・後期合わせて33名（昨年度34名）を派遣した。
- 夏期留学プログラム 32名（昨年度29名）を派遣した。
- 春期留学プログラム 43名（昨年度68名）を派遣する予定。
- 寮内留学プログラム 30名（昨年度30名）が参加した。
- 官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～
応募者・派遣者なし（昨年度0名）

長所・特色

- （1）国際交流協定校（組織間協定校を含む）の維持と拡充の状況
インドネシアが追加されて、協定先の国・地域数が19か国・地域34協定となった。

(2) 留学プログラムの実施状況

- 長期交換留学プログラム
協定校にて、集中語学研修を受けた後に、自身の専攻に応じた専門科目を履修する。
- セメスター交換留学プログラム
長期交換留学プログラムと同様に留学先大学で専門科目の修得を目指すものである。
- 中期留学プログラム
 - ・インターナショナルクラスで語学研修をする。
 - ・派遣先によっては中期留学特別奨学生制度がある。
 - ・語学研修の後に、現地でのインターンシッププログラムがある。(ワイカト大学)
- 短期留学プログラム
 - ・春期・夏期留学プログラムを合わせて、全 10 か国 6 言語について、語学研修と文化体験ができる。
- 寮内留学プログラム
 - ・国際交流会館にて留学生と協働生活を送り、国際性を身に付ける。
- 官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 J A P A N 日本代表プログラム～
 - ・政府が主導するプログラムである。
 - ・調査やボランティア、インターンシップ等、特色ある留学計画を学生が申請する。

問題点

(1) 国際交流協定校（組織間協定校を含む）の維持と拡充

昨年から現状維持ができており、特段問題は見受けられない。

(2) 留学プログラムの実施状況

- 長期交換留学プログラム
 - ・留学期間は協定校の学事暦に準ずるため、本学の学事暦と大きくずれる場合がある。
- セメスター交換留学プログラム
 - ・現地で集中語学研修を受けずに、渡航後すぐに正規授業の履修を開始する。そのため、語学能力基準が長期交換留学プログラムよりも高く、応募者が少ない。
- 中期留学プログラム
 - ・派遣先によって応募者数に大きな差がある。
- 短期留学プログラム
 - ・近年、応募者数が大きく減少した。
 - ・応募者数が最少催行人数に満たず、中止になるコースがあった。
- 寮内留学プログラム
 - ・昨年に引き続き、定員を超えた応募者があり、また参加者の多くが、プログラム終了後に交換留学プログラムを始めとする留学プログラムに参加していることから特に問題がない。
- 官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 J A P A N 日本代表プログラム～
 - ・応募する段階で、学生自身で具体的な留学計画と現地受入先の許可が必要となるためにハードルが高く、また、文科系学生の応募可能なコースが少ない

<学内外における国際交流の推進について>

① 達成目標

国際交流の推進のため、国際交流協定校との更なる連携強化を図り、海外客員教授、特別聴講生、日本理解（BCL）プログラム及び日本語・日本事情（JLC）プログラム参加学生

の受入れの拡充をする。また、学部等で受入れた外国人留学生に対する支援の充実を図るとともに、本学学生との交流を促進する。

②評価の視点

- (1) 国際交流協定校等からの海外客員教授、特別聴講生、日本理解（BCL）プログラム及び日本語・日本事情（JLC）プログラム参加学生の受入れの状況
- (2) 外国人留学生と本学学生との交流機会の状況
- (3) 外国人留学生に対する支援の実施状況

③中間報告

現状説明

(1) 受入れの状況

- 海外客員教授

2019（令和元）年度は、前期、後期、通年で各1名を受入れた。また、前期及び後期に「海外客員教授による特別講演会」をそれぞれ行い、延べ人数で512名が参加した。

- 国際交流協定校からの特別聴講生

2019（令和元）年度4月から10名、9月から6名をそれぞれ国際交流協定校より受け入れた。

- 日本理解（BCL）プログラム及び日本語・日本事情（JLC）プログラム

2019（令和元）年度は合計126名を各コースに受け入れた。

- Year-Long BCLプログラム

2018（平成30）年度の新規受入れプログラムであり、2019（令和元）年度は1名を受け入れている。

- 国際交流協定校からの短期受入れ

カルガリー大学とマルティン・ルター大学ハレ・ヴィッテンベルクから、合計で学生36名、引率5名を受入れた。

(2) 外国人留学生と本学学生との交流機会の状況

正規留学生の新入生を対象に、新入留学生歓迎オリエンテーションを4月13日に実施し、新入留学生、日本人学生合わせて53名が参加した。

また、10月6日には留学生交流バスハイクを実施した。留学生と日本人学生43名が参加し、富士山五合目の散策、ほうとう作り体験を行った。

さらに2019（令和元）年度は、正規留学生有志の企画により、「留学生による日本語スピーチコンテスト」を11月16日に開催した。発表者と聴衆者を併せて約60名が参加した。

(3) 外国人留学生に対する支援の実施状況

卒業年次留学生への卒業後のビザに関する説明会を2020（令和2）年1月に実施予定である。

長所・特色

(1) に挙げたように、受入れのプログラムは様々な内容で展開しており、協定校からの様々なニーズに答えている。ここでは特に3つのプログラムについて「長所・特色」を述べる。

- 国際交流協定校からの特別聴講生

特別聴講生は、学部または大学院の正規開講科目を聴講し、自らの研究・学修テーマに沿って学修できる。

- 日本理解 (BCL) プログラム、日本語・日本事情プログラム (JLC) プログラム
本プログラムは、主に協定校からの学生を対象とした1～3か月間のプログラムであり、日本語・日本のビジネス・文化・歴史を学ぶことができる。
- Year-Long BCL プログラム
本プログラムは、協定校からの学生を対象とした1年間のプログラムである。上記のBCLと、日本語能力向上のための短期集中型プログラムであるJLCを受講後、特別聴講生として正規授業を聴講することができる。

問題点

問題点としては、交流プログラムへの日本人学生の参加者が少ないことと、外国人留学生のビザ説明会参加者が少ないことが挙げられる。

<留学支援（語学力向上等）プログラムへの取り組みについて>

① 達成目標

語学力向上を中心とした各種留学支援プログラム (Language Skills Program) をより一層魅力あるものにし、学生の留学への意欲を高め、留学を志望するための学生をサポートする施策の更なる整備・充実を図る。また、生田・神田両キャンパス共、留学関係情報が学生に十分に行き渡るように広報体制の充実を図る。

② 評価の視点

- (1) Language Skills Program (留学支援プログラム) の実施状況
- (2) 国際交流会館における留学支援プログラムの実施状況
- (3) 留学関係情報の提供状況

③ 中間報告

現状説明

- (1) Language Skills Program (留学支援プログラム) の実施状況

- TOEFL®・IELTS™関連講座

「TOEFL ITP®対策講座」は、初級・中級・上級の3つのレベルの講座を開講し、参加人数は、計112名（前期：88名、後期：24名）である。

スピーキングとライティングを含む正式な試験であるTOEFL iBT®テスト向けとして「TOEFL iBT®テスト対策講座」を開講し、前期に3名が受講した。

初級のTOEFL iBT®テストと英国や豪州などで使用されているIELTS™対策用の講座（「はじめてのTOEFL iBT®&IELTS™」）を新たに設け、前期に5名の参加があった。

例年夏期休暇中に開講している「TOEFL®セミナー（夏期特訓コース）」は受講者数が26名である。また、「TOEFL®セミナー（春期特訓コース）」に関しては定員30名で現在募集中である。

- 語学資格試験以外の講座

留学前の準備ならびに留学先でのスムーズな学習を実現するため、留学準備講座、基礎から学ぶアカデミックライティング、グローバルマインド養成講座、ディスカッション&プレゼンテーションなどの4つの講座を開講し、合計で58名が受講した。

- 外部委託の状況

次の講座については、外部委託により開講した。

- 「TOEFL ITP®テスト対策講座」(前期：2コマ)
- 「基礎から学ぶアカデミックライティング」及び「グローバルマインドセット養成講座」(後期：1コマずつ)
- 「TOEFL®セミナー(夏期特訓コース)」(夏期休暇：1コマ)
- 「TOEFL®セミナー(春期特訓コース)」(春期休暇：1コマ)

グローバル化の時代において、留学を希望する学生は増えており、本学としても在学中に留学を経験することを推奨している。TOEFL®・IELTS™ともに、留学に必要な語学資格試験であり、それらの対策講座の需要は高い。語学能力別にきめ細やかに対応し、留学前準備及び留学中に必要なスキルの講座も開講しており、取り組み自体は留学のハードルを低くすることに役立っているものと評価する。

(2) 国際交流会館における留学支援プログラムの実施状況

国際交流会館は、本学の国際交流の拠点の1つであり、その存在感は年々増している。とりわけ、学内において様々な英語関連講座を受講できる機会が提供されていることに意義があり、国際交流会館がその役割を担っている。

前期・後期期間中は、連日国際交流会館を活用した講座が開講され、204名がそれらプログラムに参加している。

また、各留学プログラムのオリエンテーション及び事前研修等でも活用されており、124名が参加した。さらに、10月に国際交流・留学フェアを国際交流会館で実施し、119名の参加があった。

(3) 留学関係情報の提供状況

留学はほとんどの学生にとって未知のものであるため、留学するにあたっては正確な関連情報を入手することが大きな意味をもつ。留学に関連する情報提供の場として、次のフェア、説明会、セミナーを開催している。

- 海外留学・国際交流フェア(参加者 春：247名、秋：119名)
- 留学・LSP関連募集説明会(11/15時点の参加者延べ人数 533名)
- 海外安全セミナー(参加者 前期：102名、後期：12月に実施予定)
- 学生留学アドバイザー(登録者数：12名)

長所・特色

(1) Language Skills Program(留学支援プログラム)の実施状況

2019(令和元)年度より、留学前に必要なコミュニケーション能力を高めるだけではなく、留学に必要な手続きの知識や留学準備について総合的に英語で学習する留学準備講座を開講した。

また、「グローバル人材育成講座」シリーズの受講者数は横ばいであった。

さらに、今年度新規の講座として「ディスカッション&プレゼンテーション講座」を生田・神田両キャンパスで開講した。

(2) 国際交流会館における留学支援プログラムの実施状況

国際交流会館はグローバル人材育成の拠点として、単なる学生寮としての機能だけではなく、グローバル人材育成教育を体系的に行う場である。海外からの留学生の滞在寮としてはもちろん、Language Skills Programでの語学学習だけでなく、寮内留学プログラム

での異文化理解、留学候補者対象の事前研修等、教育寮として幅広く活用している。

(3) 留学関係情報の提供状況

● 海外留学・国際交流フェア

在学生に対し本学の留学プログラムや学内での国際交流に関する情報提供を行うことを目的として、年2回（4月・10月）実施した。

● 留学募集説明会

主に昼休みの時間に、留学プログラムや各種講座の説明会を毎月複数回実施した。

● 海外安全セミナー

海外留学生安全対策協議会（JCSOS）によるセミナーを年2回（7月・12月）実施し、海外での危機管理意識を高める指導を行っている。対象は、海外渡航を控える各種海外留学プログラム参加者全員である。

● 留学アドバイザー

2019（令和元）年度後期より開始した新制度である。登録者12名のうち、3名が「海外留学・国際交流フェア（秋）」に協力者として参加した。

留学経験者が留学を通じて得たことを他の学生に伝え、より多くの学生に対して留学のイメージを明確にすることで、留学派遣者数の増加に繋げること、留学プログラムに興味がある学生が留学帰国学生に事前準備や留学中の学習・生活について相談できる機会を提供することを目的としている。

問題点

(1) Language Skills Program（留学支援プログラム）の実施状況

語学資格試験対策講座の開講は留学支援として大きな役割を担っていると考えられるが、昨年度と比べて受講者数が大幅に減少（前期：172名→115名、後期：103名→63名）している。

(2) 国際交流会館における留学支援プログラムの実施状況

該当無し

(3) 留学関係情報の提供状況

● 海外留学・国際交流フェア

留学情報の提供の場として成果をあげているものの、開催場所については検討が求められる。これまで年2回共に生田キャンパスにて実施してきたが、神田キャンパスに国際コミュニケーション学部が設置され、さらに商学部が移転するため、今後は神田キャンパスにおいても実施する必要がある。

● 留学募集説明会

留学に興味がある学生は多く、留学募集説明会での参加者が皆無ということはないものの実施回によって参加者数にばらつきが生じている。よって、説明会の頻度や時期を検討する必要がある。

● 留学アドバイザー

留学経験者による助言などを目的として留学アドバイザーの制度を設けているが、必ずしも有効に運用できている状況にはない。効果的な活用方法について検討する必要がある。

● 海外安全セミナー 該当無し

〔25〕キャリアデザイン関係 点検・評価

<キャリア教育の充実について>

①達成目標

学生が段階的にキャリアデザインについて学べるよう、正課キャリア教育科目・課外プログラムの拡充及び教育効果の再検証と、キャリア教育に関する履修モデルの提示を行う。

②評価の視点

(1) キャリア教育科目・プログラムの体系化

学部と連携し、キャリア教育的要素を含む専門科目の洗い出しを行い、一部の学部におけるキャリア教育科目と、関連する専門科目とを適正に配置（マッピング）する。これを当該学部生へ履修モデルとして提示することで、学生の段階的なキャリア形成を促す。また、これまで正課科目、課外プログラムで行ってきた効果測定アンケートにつき、蓄積したデータの分析手法、測定すべき意識・能力要素の再検討などを行う。

(2) 正課科目の拡充に向けた取り組み

正課科目の展開数を、「キャリア開発」については神田・生田校舎で各1展開、「キャリア研究」については神田校舎で1展開増設し、1年次に「キャリア入門」を履修した学生が次の段階のキャリア教育科目へスムーズに移行（履修）できるよう、キャリア意識の醸成環境を整備する。さらに、複数展開する授業の標準化に向けて授業構成の見直しを行い、教育の質を高める。これらの取り組みにより、「キャリア開発」の履修者を78名（R1年度）から150名程度へ、「キャリア研究」の履修者を26名（R1年度）から40名程度へ増やすことを目指し、キャリア教育の底上げを図る。

(3) 課外プログラムの充実に向けた取り組み

就職課との連携を強化し、就職支援との棲み分けを踏まえて、キャリア基礎セミナーにおける既存講座を見直し、新規講座を検討する。また学生への個別インタビューを実施して、学年毎のキャリア形成状況と具体的なニーズを把握し、講座内容と周知方法を改善する。とりわけ、低年次生に対するキャリア基礎セミナーへの参加向上を図る。キャリアカウンセリング、自己理解ワークショップ（MBTI）、VRT 職業レディネスト・テストについては、ゼミやサークルなどを対象としたグループ単位での実施を推進するための措置を講じ、これらプログラムのグループ支援申込み合計8件程度達成を目指す。

③中間報告

現状説明

(1) キャリア教育科目・プログラムの体系化

令和2年度の経済学部の学修ガイドブックにおいて、キャリア教育科目及びプログラムと関連する専門科目をマッピングした表を掲載する見込みとなった。効果測定アンケートデータの分析手法については、所管内のワーキンググループで検討中である。

(2) 正課科目の拡充に向けた取り組み

「キャリア開発」「キャリア研究」とともに計画どおり2020（令和2）年度から増設する。キャリア開発のシラバスで、各回授業を「キャリア開発の理解」「社会課題の理解」「業界・企業研究の仕方」の3段階に区切ることで、段階を意識して学べるように工夫

した。さらに各職種の深い理解をねらって、担当教員の講義時間を増やし、外部講師の招聘回数は6回から2回に減らした。今後は専用のテキストを作成し、講義内容の標準化を図る。

(3) 課外プログラムの充実に向けた取り組み

6月にキャリア・就職連携会議を実施し、後期に展開する講座について、内容の重複するものを廃止・統合した他、関連性の高い講座（就職課：面接対策講座、CDC：プレゼンテーションの基礎講座）を学生が段階的に受講できる日程とした。新規講座の設定は、今後の課題とした。

8月に2・3年次生8名にキャリア形成支援講座の問題点について座談会形式でのインタビューを実施した。その結果、講座を受けることの意味や効果、推奨学年などが明確でないという意見が出た。これを踏まえ、来年度のキャリア形成講座の枠組みを「自己理解」「社会理解」「能力開発」の3分類に再構成し、各講座の推奨学年を表示するとともに名称も内容が分かりやすいものに変更することとした。今後、受講モデルを作成し、ガイダンス等の配付物に掲載していく予定である。

キャリアカウンセリング、MBTI、VRT 職業興味検査のグループ単位での実施については、学生向けの周知用ポスターを11月から掲示している。MBTIについては教員から個別に問い合わせのあったゼミ（12/2 現在4件、55名）で実施した。

長所・特色

(1) キャリア教育科目・プログラムの体系化

学修ガイドブックに掲載するマップには正課科目だけでなく、キャリアデザインセンターのプログラムも併せて記載する方向で検討しており、学生がキャリア形成の点で4年間の学生生活をどう組み立てればいいのかイメージしやすくする。また、作成過程での学部との連携で、キャリア教育に対する学内の理解を促すことができる。

(2) 正課科目の拡充に向けた取り組み

キャリア開発のシラバスを3段階に区切ることで、主たる履修者である2・3年次生の卒業後の進路選択により役立つことをねらった。

(3) 課外プログラムの充実に向けた取り組み

学生へのインタビューを活用し、キャリア形成講座の枠組みをより学生目線に立ったものに改善した。キャリアカウンセリングとアセスメントツールのグループ単位での実施は、学生の利便性向上と利用者増加に資する。

問題点

(1) キャリア教育科目・プログラムの体系化

経済学部のみにとどまっているため、次年度以降、他学部の学修ガイドブックにも掲載できるように働きかける必要がある。

(2) 正課科目の拡充に向けた取り組み

目標とする履修者数を確保するため、学生向けのガイダンスの内容を改善する必要がある。

(3) 課外プログラムの充実に向けた取り組み

学生インタビューの結果、学生がこれらの講座を認知するのは年度初のオリエンテーション・ガイダンスであることが多く、学生に周知する媒体として掲示板やポータル、Twitter は効果が薄いことが分かった。今後、ガイダンスでの説明や配付資料を見直すとともに、2年次以上の学生の参加率を上昇させる必要がある。新規講座の開設も引き続き検討する余地がある。

グループ支援については、現在、申込数が0件であるため、今後は教授会等での周知等を実施する。

<インターンシッププログラムの充実について>

①達成目標

現在実施しているインターンシッププログラムを拡充し、参加者を増加させる。

②評価の視点

(1) 地方でのインターンシップ参加者促進

地方でのインターンシップ参加を学生に促すため、地方自治体による合同説明会を年2回（前期、後期）実施する。さらに、都道府県ごとの個別相談会などの新たな企画を就職課と連携して実施する。本取組が在学生や受験生などに広く周知されるよう広報活動にも注力し、300名以上の参加を図る。

(2) 中長期インターンシップ、海外インターンシップ受入先の拡充

日本私立大学連盟が3月に公表した提言「新たな時代の就職・採用と大学教育－未来を拓く多様な人材育成に向けて－」に示された中長期インターンシップの推進に取り組み、新たに異なる業種で4つ以上の新規受入先を開拓する。また、2017（平成29）年度より実施している海外インターンシップの実習先（現在はベトナム、タイ）を新たに2カ所以上増やし、学生の選択肢を広げる。

(3) 課題解決型インターンシップの神田校舎での展開

2020（令和2）年度商学部神田移転、新学部設置により神田校舎に通学する学生比率が高くなることに備え、東京所在の新規受入先を3ヶ所程度開拓する。

③中間報告

現状説明

(1) 地方でのインターンシップ参加者促進

2019（令和1）年度地方自治体による合同説明会には合計415人（前期274人／後期141人）の参加があり目標の300を上回り、2017（平成29）年度108名、2018（平成30）年度223名から順調に増加している。在学生への周知方法を改善したほか、参加自治体を前期・後期とも41（平成30年度前期24／後期29）に増やしたことにより、参加者の増加に繋がった。広報活動については、入学課と連携して地方創生の取組を紹介する映像を制作し、年内に公開予定である。

(2) 中長期インターンシップ、海外インターンシップ受入先の拡充

中長期インターンシップについては、2019（令和1）年度夏期より「株式会社企業家倶楽部」（情報通信業）を受入先に加え、参加者は1名であった。現在、「株式会社DeNA」、「株式会社さがみはら産業創造センター」の2社と受け入れに向けて調整中である。

海外インターンシップについては、2019（令和1）年度夏期より実習先にタイの企業2社を加え、2名の応募があったが、最少催行人数6名に満たず実施を見送った。さらに2019（令和1）年度春期よりベトナムの実習先に「カネパッケージ株式会社」を加えて募集を行う。なお、現在は中国（大連）に関する情報収集を行っており、2020（令和2）年度夏期より運用を開始する予定である。

（3）課題解決型インターンシップの神田校舎での展開

2019（令和1）年度は神田校舎において1テーマ（「株式会社 KIBI」）を実施した。2020（令和2）年度の新規受入先拡充に向けては、東京所在の就業体験型インターンシップの受入先企業や「ちよだコミュニティラボ」（地域コミュニティの会合）等に打診し、興味を示した2社と調整中である。

長所・特色

（1）地方でのインターンシップ参加者促進

就職支援協定締結先の増加に伴い、地方自治体による合同説明会への参加自治体数も増加した。これにより多くの学生の出身地域をカバーできるようになった。

（2）中長期インターンシップ、海外インターンシップ受入先の拡充

学生の選択肢を増やすため、実習国のほか業界の拡充にも取り組んでいる。ベトナムでは日本語学校（「ハノイ東京高校」）と旅行業（「株式会社三進インターナショナル」）に卸売業（「カネパッケージ株式会社」）を加えた。

（3）課題解決型インターンシップの神田校舎での展開

東京都内の立地を活かし、神田キャンパスに通学する学生の興味関心を念頭にインバウンド市場や企業のマーケティング活動に関連するテーマを選定している。

問題点

（1）地方でのインターンシップ参加者促進

特になし

（2）中長期インターンシップ、海外インターンシップ受入先の拡充

海外インターンシップの受入先の拡充にあたっては安全面に配慮し、実習先に学生をサポートする日本人社員がいることなどを条件としているため目標数に届いていない。

（3）課題解決型インターンシップの神田校舎での展開

商学部の神田移転、国際コミュニケーション学部設置後のキャリアデザインセンターの組織体制が未定であるため、具体的な学生の支援体制を決められていない。

<社会連携の推進について>

①達成目標

キャリアデザインセンターが実施するプログラムを通じて社会との連携を図る。

②評価の視点

（1）附属高校との連携

リーダーシップ開発プログラム参加学生と附属高校生との協働による地域活性化、ベンチャービジネスコンテストへの附属高校生の参加を推進し、キャリア教育の高大連携を図る。

(2) キャリアデザイン PBL プログラムの公開

キャリアデザインセンターが実施する「ベンチャービジネスプログラム」「課題解決型インターンシップ」「リーダーシップ開発プログラム」につき、広報課・入学課・育友課・校友課の媒体を活用した広報と、発表会などの公開を行うことで、本学の教育を広く社会に発信するとともに学生募集への貢献を図る。

③中間報告

現状説明

(1) 附属高校との連携

リーダーシップ開発プログラム参加学生（沖縄タウンチーム）が9月に附属高校のキャリアデザインの授業において活動報告を実施した。ベンチャービジネスコンテストには附属高校から3チームが応募し、1チームが最終審査に進んだ。

(2) キャリアデザイン PBL プログラムの公開

東京都と神奈川県に本社が所在する企業で本学就職課と関係がある企業371社に公開イベントの通知を配信した。

昨年度より作成しているPBLプログラムの紹介とキャリア充実支援募金の周知を目的としたリーフレットについては、神奈川に本社のある企業に対する就職課の在職調査に同封（243部）したほか、育友会支部懇談会（228部）、ホームカミングデー（100部）、多摩3大学音楽祭（100部）、渋谷区OB同窓会（40部）で配付した。

長所・特色

(1) 附属高校との連携

リーダーシップ開発プログラムを通じた附属高校との高大連携は、プログラム開発を通じた一般社団法人との産学連携、大学の社会貢献としての商店街との連携を含め、3つの連携を同時に実現するものであり、全国的にもあまり例のない取組となっている。

(2) キャリアデザイン PBL プログラムの公開

PBLプログラムに特化したリーフレットの配付により「キャリアデザインPBLプログラム」を学外に広く認知を促すことに寄与する。

問題点

(1) 附属高校との連携

特になし

(2) キャリアデザイン PBL プログラムの公開

11月の「課題解決型インターンシップ」成果発表会には一般から15人（昨年度16人）の来場と前年並みであった。12月に実施するベンチャービジネスコンテストとリーダーシップ開発プログラム最終報告会の来場者数によっては、リーフレット配付先の再考が必要になる。

さらに、高校生の観覧者はほとんどいないため、オープンキャンパスとの連動等、高

校生に対するアプローチについても検討の余地がある。

〔26〕社会知性開発研究関係 点検・評価

<社会知性開発を担う研究拠点としての役割について>

①達成目標

本学における「社会知性の開発」を担う研究拠点としての役割を果たす。学内の研究者を中心とする共同研究プロジェクトを促進する。

②評価の視点

- (1) 外部資金等を活用した研究プロジェクトの立ち上げ状況。
- (2) 本学における「社会知性の開発」を担う人材としてのリサーチ・アシスタント (RA)、ポスト・ドクター (PD) 等、若手研究者の育成状況及び研究支援体制の整備。
- (3) 研究成果の教育への展開状況

③中間報告

現状説明

評価の視点(1)について、平成26年度に文部科学省「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」に選定された「古代東ユーラシア研究拠点」、「ソーシャル・ウェルビーイング研究拠点」、「アジア産業研究拠点」が5年間の選定期間を終了し、新たな外部研究資金獲得に向けて学内研究プロジェクトとして本学の助成を受けながら研究を継続している。このうち2拠点については、日本学術振興会と私学事業団が募集する研究事業へそれぞれ申請を行い、現在その審査結果を待っている状況にあり、いずれの拠点も選定された際には令和2年度から外部研究資金による拠点となる見込みである。また、平成27年度から成果報告を行いつつ支援を継続されてきた「四川・ローカルリスクコミュニケーション研究拠点」は、支援元である中国・四川師範大学四川省地域と国別重点研究拠点日本研究センターとの複数年に渡る共同調査研究実施を目的とした覚書(「四川省地域と国別重点研究拠点日本研究センター/四川・ローカルリスクコミュニケーション研究センター共同調査研究に関する覚書」)により、同所における継続的な調査・研究を継続している。一方で、これまでの国等からの補助金による研究拠点とは異なる、寄付金を研究活動資金とする研究プロジェクト「複式簿記普及事業推進研究拠点」を新たに立ち上げた(令和3年度まで)。

評価の視点(2)について、当該年度におけるリサーチ・アシスタント(RA)及びポスト・ドクター(PD)の採用はないが、社会知性開発研究センターの構成員(センター員)として国内・海外における調査、学会での研究発表や年報・論集への掲載等に関する経費使用可能とする規程を整備することでRA・PDの研究支援につなげている。

評価の視点(3)について、古代東ユーラシア研究拠点メンバーによる学部生を対象とした融合領域科目の学際科目101(東アジア成立)及び学際科目102(東アジア展開)を展開し、大学院ではソーシャル・ウェルビーイング研究拠点メンバーによるオムニバス形式で大学院修士課程の科目「特殊問題特論(アジアにおけるソーシャル・キャピタル/ウェルビーイング)」を開講して、研究成果による教育への展開を図っている。

長所・特色

これまでの若手研究者研究支援体制の整備により得られた成果として、平成30年度に私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の選定期間を終了した3拠点に限っても、雇用したリサーチ・アシスタント(RA)及びポスト・ドクター(PD)のうち5名が、5年間の研究期間において学位を取得し、そのうち2名が退職後に本学専任教員と助教に採用されたこ

とが挙げられる。

問題点

該当無し

<研究活動の活性化について>

①達成目標

本センター内の各研究拠点による調査研究活動およびその成果発表をつうじて、本学のアカデミック・ステイタスの向上に寄与する。

②評価の視点

- (1) 本センター／各研究拠点の国内・国外の研究機関との連携の進展状況。
- (2) 本センター／各研究拠点の研究会やシンポジウム等の開催状況。
- (3) 各研究拠点の研究者による学会、学会誌、紀要などへの研究成果の発表状況。

③中間報告

【現状説明】【長所・特色】【問題点】について、簡潔にご記入ください。

現状説明

評価の視点(1)について、本センターは研究交流を目的に、これまでソーシャル・ウェルビーイング研究拠点がベトナム・ベトナム社会科学院社会学研究所、タイ・チュラロンコン大学社会調査研究所、韓国・ソウル国立大学アジア研究所社会科学資料院と、アジア産業研究拠点がベトナム・ダナン経済大学及びタイ・タイ商工会議所大学経済ビジネス予測センター(平成30年に本学とタイ商工会議所大学との間の国際交流協定に包括)と国際交流組織間協定を締結している。また、四川・ローカルリスクコミュニケーション研究拠点は、中国四川省地域と国別重点研究拠点日本研究センターとの共同調査研究に関する覚書を、ソーシャル・ウェルビーイング研究拠点は、国内研究機関である情報・システム研究機構データサイエンス共同利用基盤施設社会データ構造化センターとの学术交流・協力に関する覚書を締結するなど、各拠点において国内外の研究機関との連携を深めてきた。さらに今年度は、上記拠点における国際交流組織間協定及び学术交流・協力に関する覚書等を維持しつつ、ソーシャル・ウェルビーイング研究拠点が、これまでも交流のあった研究グループ(社会学研究室)が属するインドネシア大学社会政治科学部社会政治研究所との国際交流組織間協定を新たに締結しており、他研究機関との連携が進められている。

評価の視点(2)(3)について、令和元年度は、ソーシャル・ウェルビーイング研究拠点が国際コンファレンスを1回開催(10月17・18日アカデミアシニカ[台北])し、アジア産業研究拠点が、シンポジウムを1回(9月21日神田校舎[共催(主催:商学研究所)]、研究会を3回(7月11日東京・港区、9月21日神田校舎、10月31日ダナン経済大学)を開催している。四川・ローカルリスクコミュニケーション研究拠点は、災後重建歴史社会学研究会(11月3日四川師範大学)にて研究報告を2件行った。執筆による研究成果発表としては、文部科学省戦略的研究基盤形成支援事業の選定期間を終了した3拠点が、それぞれ5年間の研究期間における研究成果を報告書としてまとめて文部科学省へ提出し、過日、同省ホームページにてその概要と報告書へのリンク(本学ホームページ)が掲載された。また、その研究成果の一部として、ソーシャル・ウェルビーイング研究拠点の研究員が執筆した論文2本を収録した書籍がSpringer社から刊行された。また、同拠点ではこれまで刊行してきた英語論集を学内研究プロジェクトとしても継続すべく作成準備を行って

おり、複式簿記普及事業推進研究拠点では、初年度における取組についての論文発表を年度末に向けて準備を行っている。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

<研究活動の社会還元・社会貢献の促進について>

①達成目標

各研究拠点の成果・活動を、「社会知性」の一環として、社会に還元する努力をする。

②評価の視点

- (1) 本センター／各研究拠点主催シンポジウム等への一般からの参加状況。
- (2) 本センター／各研究拠点による、社会的要請にもとづく研究の推進・知見提供の状況。
- (3) 本センター／各研究拠点による成果をより広く国内外に発信するための取組み状況。

③中間報告

【現状説明】【長所・特色】【問題点】について、簡潔にご記入ください。

現状説明

評価の視点(1)について、当該年度において一般に公開されているシンポジウム等は、アジア産業研究拠点[共催(主催:商学研究所)]のシンポジウムのみであり、9名の参加者があった。

評価の視点(2)(3)について、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の3拠点が研究成果報告書を文部科学省へ提出するにあたり、当該報告書を本学ホームページへ掲載した。ソーシャル・ウェルビーイング研究拠点が8ヶ国の研究機関からなるコンソーシアムを構築し、各国で行ってきたソーシャル・ウェルビーイング・アジア調査(SoWSA)のうち日本・韓国・台湾のデータについて、韓国・ソウル国立大学のKOSSDA(韓国社会科学データアーカイブ)にて研究者向けに公開された。研究活動を開始した複式簿記普及事業推進研究拠点は、現地ラオスにおけるセミナーや簿記検定試験実現に向けたプレテスト等の実施を計画している。

長所・特色

該当無し

問題点

該当無し

〔27〕社会連携関係 点検・評価

<社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか>

①達成目標

大学の理念・目的を踏まえた社会連携・社会貢献に関する方針を適切に明示する。

②評価の視点

- (1) 社会連携・社会貢献に関する方針と本学の21世紀ビジョン「社会知性の開発」との関連性
- (2) 社会連携・社会貢献に関する方針の学内における周知状況

③中間報告

現状説明

- (1) 専修大学学則における「知の発信」の記述

本学は、専修大学学則第1条の2（知の発信）に、「本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、公開講座その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供し、知の発信を行うものとする」と規定している。

- (2) 「専修大学の社会連携・社会貢献に関する方針」の策定

本学の社会連携・社会貢献は、21世紀ビジョン「社会知性の開発」の具現化をめざし、本学の研究力による「知」や、学生が生み出す「知」をはじめ、様々な大学の知的資産を積極的に社会へ還元することにより、地域社会及び国際社会に貢献し、社会の進むべき方向を示していくことを目的としている。

- (3) 事業計画における社会連携の位置づけ

2016（平成28）年度から2020（令和2）年度までの5年間で「確たる大学基盤の整備」を事業推進の指針に据え、学校法人専修大学創立150年に向けて7つの事業領域（「教育」「研究」「学生支援」「グローバル」「入試」「社会連携」「経営・財務」）を中心に強化を進め、大学基盤の整備を推進している。その中でも「社会連携」においては、「協定自治体等との連携強化」「公開講座等の充実」「広報活動等の強化」を主な施策群として掲げ、取り組んでいる。

上記の取り組み等から、本項目は概ね達成されていると評価する。ただし、専修大学の社会連携・社会貢献に関する方針の学内での共有に関しては、大学ホームページでの適切な公開を図るなどの取り組みが必要である。

長所・特色

該当無し

問題点

「現状説明」で記述したとおり、専修大学の社会連携・社会貢献に関する方針の学内での周知および共有に関しては、現時点では不十分である。今後は、社会連携推進委員会において、大学ホームページでの適切な公開を図るなどの取り組みが必要である。

<社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組みを実施しているか>

①達成目標

学内の社会連携・社会貢献活動を網羅した「社会連携・社会貢献活動マップ」を作成する。

②評価の視点

- (1)「社会連携・社会貢献活動マップ」の作成状況
- (2)「社会連携・社会貢献活動マップ」の学内における周知状況

③中間報告

現状説明

社会連携推進委員会では、2018（平成30）年度社会連携・社会貢献活動及び2019（令和元）年度社会連携・社会貢献活動の実施予定の事業について、2019（令和元）年5月14日の教授会において全教員に対し情報提供の依頼を行った。併せて、委員及び社会連携推進委員会推進協力員に対しても情報提供の依頼を行った。

収集した情報は、「産官学連携」「地域社会連携」「国際社会連携」「社会貢献」の4項目に分類し、「社会連携・社会貢献マップ」として委員会に提示した。今後は、学内への周知を行うこととしているが、その方法について検討を進めることを予定している。

なお、情報提供の件数が伸びていない。この点についての工夫も今後の検討である。

長所・特色

該当無し

問題点

前述のとおり、情報提供の件数が伸びていない。教員が入力しやすいフォームの作成や効果的な督促を行うなどといった対策が必要である。

<KSパートナーシップ・プログラム活動の推進について>

①達成目標

「専修大学と川崎市との連携・協力に関する基本協定」に基づく事業活動の推進を図る。

②評価の視点

- (1)基本協定に示された連携・協力の7分野の活動状況
- (2)KSパートナーシップ・プログラム連絡協議会の実施状況

③中間報告

現状説明

社会連携推進委員会では、本学が川崎市と締結した「専修大学と川崎市との連携・協力に関する基本協定」に基づく事業活動の推進に関する事項を所掌しており、これに基づき、KSパートナーシップ・プログラム活動の推進を図っている。

基本協定に示された連携・協力の7分野（「相互の人材育成に資するプログラムの提供・人的交流の推進」「地域社会と連携した学術研究や教育の実践」「産業や地域社会と大学との連携による新しい産業の創出・振興」「市民の生涯学習の推進」「教育研究施設の市民利

用」「新たな社会経済や地域社会づくりに向けた政策研究」「その他、基本協定の目的達成に向けた相互の連携・協力を資する事業」)の活動状況については、項目ごとに実績一覧表を作成し、2019(令和元)年11月5日開催の「KSパートナーシップ・プログラム連絡協議会」において提示した。これにより、活動状況の可視化が図られたとともに、川崎市、大学の双方において情報の共有化が図られたと考える。

なお、「KSパートナーシップ・プログラム連絡協議会」では、川崎市が進める「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」について取り上げ、同施策において提唱されている「ソーシャルデザインセンター構想」について大学としての関わり方や、地域に居住する学生の防災意識の向上について活発な意見交換が行われた。

以上のことから、KSパートナーシップ・プログラム活動の推進は図られていると評価できる。

長所・特色

川崎市との連携・協力については、各種事業の実施状況が示すとおり多岐に渡っている。また、毎年関係者が一堂に会し連絡協議会を開催し、その中で双方が抱えている課題等について意見交換が行われることにより、新たなアイデアや課題解決のヒントが得られるなど、有意義な場となっている。

問題点

川崎市との連携・協力については、社会連携推進委員会が把握しない事業も多数存在する。情報収集の方法や情報の可視化などが今後の課題である。

